

再処理施設、廃棄物管理施設、  
加工施設(濃縮)、廃棄物埋設施設、  
加工施設(MOX)保安規定(変更)認可申請書  
審査資料  
(コメント回答)

2020年8月7日  
日本原燃株式会社

原子力規制における検査制度の見直しに伴う保安規定(変更)認可申請【再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)、廃棄物埋設施設、加工施設(MOX)】に係る審査会コメントリスト

No.	項目	コメント内容	コメント対応	頁
1	施設管理	<p>廃棄物埋設施設における保安規定の記載について、他施設と同様に、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」の要求事項に基づく記載に見直すことを検討すること。</p> <p>保全活動管理指標のうち、「事業開始までに定めるとしている指標」について、設定の考え方を説明すること。</p> <p>長期施設管理方針について、これまでの保全の在り方に対して今後の保全プログラムへの反映等、具体的な活動内容を説明すること。</p> <p>日本原燃では、設計管理、作業管理、構成管理の内容を保安規定に規定しているが、社内規定を整備して具体的な運用ができるにすること。</p>	添付1のとおり整理した。	3 / 73
2			添付2のとおり整理した。	19 / 73
3			添付3のとおり整理した。	20 / 73
4			添付4のとおり整理した。	37 / 73
5	放射線管理	<p>事業所において行われる運搬について、施設間で記載の整合が取れていない箇所があるため、考え方を整理し、記載の整合を図ること。</p> <p>再処理施設及び廃棄物管理施設における個人線量計の管理方法について、説明すること。</p>	添付5のとおり整理した。	43 / 73
6			添付6のとおり整理した。	47 / 73
7	段階的に定める事項	加工施設(MOX)における段階的に定める事項について、「加工施設における保安規定の審査基準」に基づき、その考え方を説明すること。	添付7のとおり整理した。	51 / 73
8	モニタリングポイントの扱い	モニタリングポイントに係る保安規定の記載について、施設間の整合を図ること。	添付8のとおり整理した。	62 / 73
9	その他	保安規定の記載について、施設間の整合を図ること。	添付9-1, 9-2のとおり整理した。	63 / 73 70 / 73

## 廃棄物埋設施設 施設管理の補正方針について

## 1. はじめに

本資料は、現在申請中の再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)、廃棄物埋設施設、加工施設(MOX)保安規定(変更)認可申請に関する審査会合におけるコメントを踏まえ、その対応について説明する資料である。

## 2. 審査会合におけるコメント

廃棄物埋設施設における保安規定の記載について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(以下、「保安措置運用ガイド」という。)の要求事項を踏まえ、施設管理として実施することを保安規定に記載すること。

## 3. (変更)認可申請した保安規定の状況

「第5章 施設管理」について、廃棄物埋設施設は、基本的には再処理施設の施設管理と同様の活動を行うが、人と環境へ影響を与えるリスクが低いことから、保安規定には施設管理に関する埋設規則要求を網羅した記載をし、それ以外の事項(JEAC4209 に準じた保全プログラムの策定等)については、下位文書に記載することとしていた。(添付1別紙1 参照)

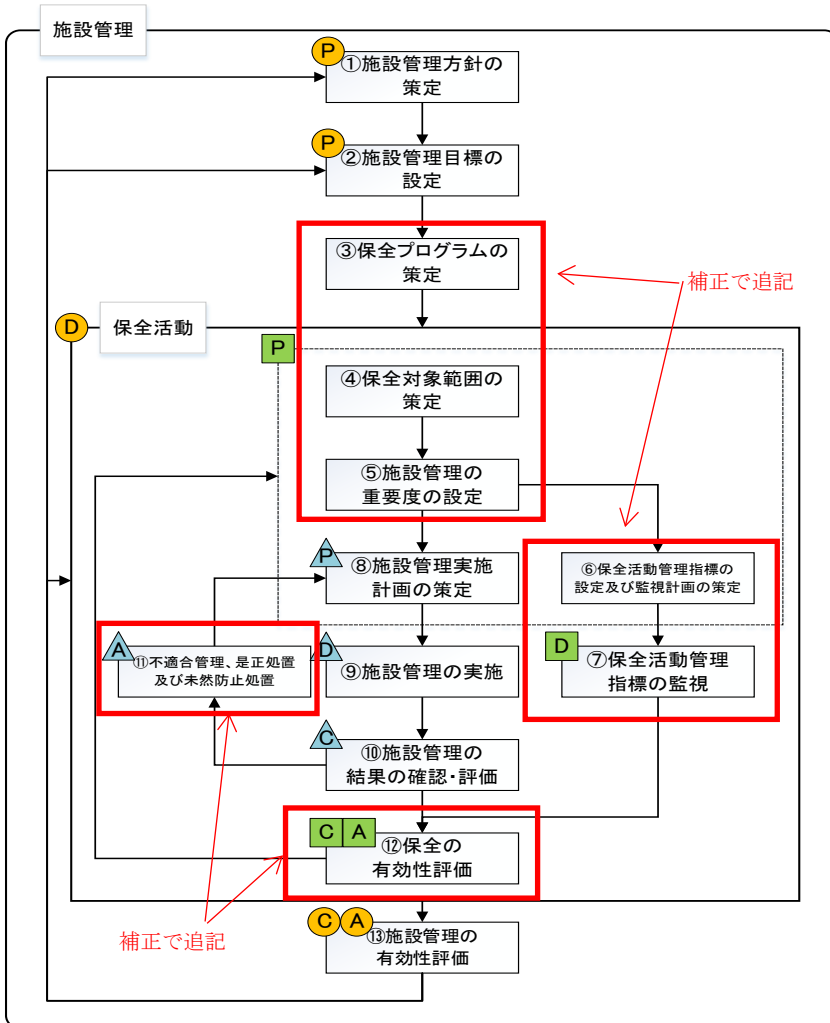
しかし、保安措置運用ガイドに定められた要求事項への対応は保安規定上では不明確となっていた。

## 4. 対応方針

保安措置運用ガイドの要求事項を保安規定において明確にするとともに、他施設との記載整合を図るために、保安規定変更認可申請の補正を行う。なお、廃棄物埋設施設の条文としては以下のことを考慮する。

- ▶ 廃棄物埋設事業に係る法令に規定されていない以下の事項に関するものは除く。
  - ・技術基準規則に定める要求事項への適合性維持
  - ・長期施設管理方針の策定
  - ・使用前事業者検査
  - ・定期事業者検査
- ▶ 廃棄物埋設施設の特徴を踏まえ、以下を前提とした記載とする。
  - ・埋設規則の要求に合わせ施設管理計画への要求事項として埋設規則第6条の技術基準を記載する。
  - ・施設構成が発電炉等に比べ単純であるため、「構築物、系統及び機器」は原則「設備」と読み替える。
  - ・操作中に点検等を行う設備は無いため、点検計画の策定において「施設の操作、及び操作停止中」を区分しない。
  - ・上記の他、使用する用語、表現について必要に応じて廃棄物埋設施設に適正化した記載とする。

以 上



●▲: JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。  
図-1 施設管理の基本フロー

### 変更認可申請の状況

保安規定では左記「施設管理の基本フロー」（審査会合資料2-1参照）のうち、①施設管理方針の策定、②施設管理目標の設定、⑧施設管理実施計画の策定、⑨施設管理の実施、⑩施設管理の結果の確認評価、⑬施設管理の有効性評価に該当する項目を規定し、それ以外は下位文書に記載するとしていた。



### 対応方針

「施設管理の基本フロー」に記載した項目はすべて保安規定に記載する。（赤枠範囲を追記する。）

埋設施設管理 保安規定条文補正案

埋設以外の各施設について、記載の横並びの観点で補正を予定している箇所を青字で表記。

<p>廃棄物埋設施設 (施設管理計画)</p>	<p>再処理施設 (施設管理計画)</p>	<p>廃棄物管理施設 (施設管理計画)</p>	<p>加工施設 (濃縮) (施設管理計画)</p>	<p>加工施設 (MOX) (施設管理計画施設管理に係る計画、実施、評価及び改善)</p>
<p>第 22 条 埋設施設について埋設施設の事業変更許可を受けた設備に係る事項及び「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」第 6 条を含む要求事項への適合を維持し、埋設施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p><b>埋設は事業規則の技術基準を要求事項とする。</b></p>	<p>第 74 条 再処理施設について再処理施設の事業指定(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「再処理施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、再処理施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p>	<p>第 23 条 廃棄物管理施設について廃棄物管理施設の事業許可(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、廃棄物管理施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p>	<p>第 36 条 加工施設について加工施設の事業許可(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「加工施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、加工施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p>	<p>第 52 条 第 41 条表 7-11 に示す加工施設について、加工施設の事業の許可(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「加工施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項の適合を維持し、加工施設の安全を確保するため、以下の施設管理に係る計画を定め、<b>実施、評価及び改善</b>する。</p>
<p>1 施設管理方針及び施設管理目標 (1) 社長は、再処理施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3 参照)を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第 79 条に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い安全を実施することを施設管理方針に反映する。</p> <p>(3) 事業部長は、施設管理方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3 参照)を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。</p> <p><b>埋設には長期施設管理方針策定の要求はない。</b></p>	<p>1 施設管理方針及び施設管理目標 (1) 社長は、再処理施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3 参照)を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第 79 条に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い安全を実施することを施設管理方針に反映する。</p> <p>(3) 事業部長は、施設管理方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3 参照)を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。</p>	<p>1 施設管理方針及び施設管理目標 (1) 社長は、廃棄物管理施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3 参照)を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第 28 条に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い安全を実施することを施設管理方針に反映する。</p> <p>(3) 事業部長は、施設管理方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3 参照)を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。</p>	<p>1 施設管理方針及び施設管理目標 (1) 社長は、加工施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3 参照)を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、<b>社長は</b>、第 41 条に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い安全を実施することを施設管理方針に反映する。</p> <p>(3) 事業部長は、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3 参照)を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。</p>	<p>1 施設管理方針及び施設管理目標 (1) 第 42 条 社長は、加工施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、11 の社長は、施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.2 参照)を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>2 事業部長は、次に掲げる事項について実施する。 (1) 事業部長は、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、(2) 施設管理の結果の確認・評価及び 11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.2 参照)を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。</p>
<p>2 保全プログラムの策定 事業部長は、施設管理に関わる各職位に、1 の施設管理目標を達成するため 3 から 10 の保全の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定する。また、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3 参照)を踏まえ、保全プログラムの見直しを行う。</p>	<p>2 保全プログラムの策定 <b>各職位は、事業部長は、保全企画部長に</b>1 の施設管理目標を達成するため 3 から 10 の保全の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定する。また、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3 参照)を踏まえ、保全プログラムの見直しを行う。</p>	<p>2 保全プログラムの策定 <b>各職位は、事業部長は、保全企画部長に</b>1 の施設管理目標を達成するため 3 から 10 の保全の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定する。また、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3 参照)を踏まえ、保全プログラムの見直しを行う。</p>	<p>2 保全プログラムの策定 事業部長は、施設管理に関わる各職位に 1 の施設管理目標を達成するため 3 から 10 の保全の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定する。また、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.2 参照)を踏まえ、保全プログラムの見直しを行う。次に掲げる施設管理に係る個別業務を実施するための個別業務計画を策定させる。 (1) 施設管理の重要度の設定 (2) 施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (3) 施設管理に関する計画の策定 (4) 施設管理の実施 (5) 施設管理の結果の確認・評価 (6) 施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置 (7) 施設管理の有効性評価 (8) 構成管理 (9) 設計管理 (10) 作業管理 (11) 使用前事業者検査の実施 2 各職位は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理に係る個別業務計画の見直しを行う。</p>	<p>2 保全プログラムの策定 事業部長は、施設管理に係る個別業務計画の策定 第 13 条 事業部長は、施設管理に関わる各職位に 1 の施設管理目標を達成するため 3 から 10 の保全の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定する。また、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.2 参照)を踏まえ、保全プログラムの見直しを行う。次に掲げる施設管理に係る個別業務を実施するための個別業務計画を策定させる。 (1) 施設管理の重要度の設定 (2) 施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (3) 施設管理に関する計画の策定 (4) 施設管理の実施 (5) 施設管理の結果の確認・評価 (6) 施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置 (7) 施設管理の有効性評価 (8) 構成管理 (9) 設計管理 (10) 作業管理 (11) 使用前事業者検査の実施 2 各職位は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理に係る個別業務計画の見直しを行う。</p>
<p>3 保全対象範囲の決定 施設管理に関わる各職位は、埋設施設の中から保安を行うべき対象範囲の設備を選定する。</p>	<p>3 保全対象範囲の策定 管理担当課長は、再処理施設の中から、保安を行うべき対象範囲の設備を選定する。</p>	<p>3 保全対象範囲の策定 管理担当課長は、廃棄物管理施設の中から、保安を行うべき対象範囲の設備を選定する。</p>	<p>3 保全対象範囲の策定 保修担当課長は、加工施設の中から保安を行うべき対象範囲の設備を選定する。</p>	<p>3 保全施設管理対象範囲の策定選定) 第 14 条 施設所管課長事業部長は、加工施設の中から、保安施設管理を行うべき対象範囲として、次の各号の設備を選定する。 (1) 「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に適合する必要がある設備(表 7-1) (2) 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合する必要がある設備(表 7-1)</p>



廃棄物埋設施設	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設（濃縮）	加工施設（MOX）
<p>4 施設管理の重要度の設定</p> <p>施設管理に関わる各職位は、3 の保全対象範囲について、設備の範囲と機能を明確にした上で、設備の安全活動の管理に用いる重要度(以下、「保全重要度」という。)と設計及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>埋設には構築物、系統及び機器という分類はせず、一括りで「設備」とする。</p>	<p>4 施設管理の重要度の設定</p> <p>4.1 保全重要度の設定</p> <p>管理担当課長は、3 の保全対象範囲について、構築物、系統及び機器の安全活動の管理に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)を設定する。</p> <p>(1) 機器の保全重要度は、再処理施設の安全性を確保するため、「再処理施設の位置、構造及び設備に関する規則」(以下、「事業指定基準規則」という。)に基づき系統を分類し、当該機器が属する系統の分類に基づき設定する。この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、運転経緯等を考慮することができる。</p> <p>(2) 構築物の保全重要度は、(1)に基づき設定する。</p> <p>(3) 次項以降の安全活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>4.2 設計及び工事の重要度の設定</p> <p>(1) 設計及び工事を実施する各職位は、再処理施設の安全性を確保するため、事業指定基準規則に基づく安全機能分類上の重要度を考慮して設計及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(2) 次項以降の設計及び工事は重要度に応じた管理を行う。</p>	<p>4 施設管理の重要度の設定</p> <p>4.1 保全重要度の設定</p> <p>管理担当課長は、3 の保全対象範囲について、構築物、系統及び機器の安全活動の管理に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)を設定する。</p> <p>(1) 機器の保全重要度は、廃棄物管理施設の安全性を確保するため、「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下、「事業許可基準規則」という。)に基づき系統を分類し、当該機器が属する系統の分類に基づき設定する。この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、運転経緯等を考慮することができる。</p> <p>(2) 構築物の保全重要度は、(1)に基づき設定する。</p> <p>(3) 次項以降の安全活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>4.2 設計及び工事の重要度の設定</p> <p>(1) 設計及び工事を実施する各職位は、廃棄物管理施設の安全性を確保するため、事業許可基準規則に基づく安全機能分類上の重要度を考慮して設計及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(2) 次項以降の設計及び工事は重要度に応じた管理を行う。</p>	<p>4 施設管理の重要度の設定</p> <p>保修担当課長は、3の保全対象範囲について、系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の安全活動の管理に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)と設計及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、加工施設の安全性を確保するため、重大事故に至るおそれがある事故への影響及び安全機能等への影響を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。</p> <p>ただし、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、運転経緯等を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、加工施設の安全性確保を考慮して設定する。</p> <p>(5) 次項以降の安全活動は重要度に応じた管理を行う。</p>	<p>4 施設管理の重要度の設定</p> <p>4.1 設計及び工事の重要度の設定</p> <p>(1) 第15条第7項に示す施設を所管する燃料製造建設所の課長(以下「施設所管課長」という。)は、施設管理対象範囲に対して、加工施設の安全性を確保するため、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づき安全機能分類上の重要度、重大事故等対処設備の該当有無を考慮して設計及び工事に施設の管理に用いる重要度を設定する。なお、建設段階中の管理の特性を踏まえ個別業務の内容により、重要度を一律とすることができない。</p> <p>(2) 次項以降の設計及び工事は重要度に応じた管理を行う。</p>
<p>5 安全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) センター長は、保全の有効性を監視、評価するため、4 の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベルの安全活動管理指標を設定する。</p> <p>(2) センター長は、前号の安全活動管理指標の目標値を設定する。また、10 の保全の有効性評価の結果を踏まえ安全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(3) センター長は、安全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定することを含める。</p> <p>(4) センター長は、監視計画に従い安全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>5 安全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 保全技術課長は、保全の有効性を監視、評価するために保全活動管理指標を設定する。</p> <p>(2) 保全技術課長は、前号の安全活動管理指標の目標値を設定する。また、10 の保全の有効性評価の結果を踏まえ安全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(3) 保全技術課長は、再処理施設又は系統の供用開始(供用とは、施設又は系統の機能が要求される状態をいう。)までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定することを含める。</p> <p>(4) 保全技術課長は、監視計画に従い安全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>5 安全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 保全管理課長は、保全の有効性を監視、評価するために4 の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベル及び系統レベルの安全活動管理指標を設定する。</p> <p>(2) 保全管理課長は、前号の安全活動管理指標の目標値を設定する。また、10 の保全の有効性評価の結果を踏まえ安全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(3) 保全管理課長は、プラント又は系統の供用開始までに、安全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定することを含める。</p> <p>(4) 保全管理課長は、監視計画に従い安全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>5 安全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 保全管理課長は、保全の有効性を監視、評価するために4 の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベル及び系統レベルの安全活動管理指標を設定する。</p> <p>(2) 保全管理課長は、前号の安全活動管理指標の目標値を設定する。また、10 の保全の有効性評価の結果を踏まえ安全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(3) 保全管理課長は、プラント又は系統の供用開始までに、安全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定することを含める。</p> <p>(4) 保全管理課長は、監視計画に従い安全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>5 安全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 第16条第1項 施設所管課長燃料製造建設所長は、保全活動管理の有効性を監視、評価するために、施設管理目標の中で安全活動管理指標を設定する。</p> <p>(2) 燃料製造建設所長は、施設所管課長は、前号の安全活動管理指標の目標値を設定する。また、10 の保全の有効性評価の結果を踏まえ、必要に応じて設定した安全活動管理指標の及び具体的な安全活動管理目標値の見直しを行う。</p> <p>(3) 燃料製造建設所長は、施設所管課長は、設定した安全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定することを含める。</p> <p>(4) 燃料製造建設所長は、施設所管課長は、監視計画に従い安全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>



廃棄物埋設施設	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設（濃縮）	加工施設（MOX）
<p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) センター長は、3 の保全対象範囲に対し施設管理に關する各職位が作成する6.1 から6.3 の計画に基づき次のa. ~h. を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>a. 施設管理実施計画の始期及び期間</p> <p>b. 埋設施設設計及び工事の計画</p> <p>c. 埋設施設の巡視(埋設施設の保全のために実施するものに限る。)</p> <p>d. 埋設施設の点検等の方法、実施頻度及び時期</p> <p>e. 埋設施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>f. 埋設施設設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法</p> <p>g. 上記f.の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)</p> <p>h. 埋設施設の施設管理に関する記録に關すること</p> <p>(2) 6.1 から6.3 の計画を策定する各職位は、計画の策定に当たり、4 の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10 の保全の有効性評価の結果を踏まえ計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転経験</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 6.1 から6.3 の計画を策定する各職位は、保全の実施段階での埋設施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 保修担当課長は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、設備ごとく予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 保修担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 設備が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認、評価することを確認、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p>	<p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 技術課長は、3 の保全対象範囲に対して実施する保全活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対し、6.1 から6.3 の計画に基づき次のa. ~h. を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>a. 施設管理実施計画の始期及び期間</p> <p>b. 再処理施設設計及び工事の計画</p> <p>c. 再処理施設の巡視(再処理施設の保全のために実施するものに限る。)</p> <p>d. 再処理施設の点検等の方法、実施頻度及び時期(再処理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。)</p> <p>e. 再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>f. 再処理施設設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法</p> <p>g. 上記f.の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)</p> <p>h. 再処理施設の施設管理に関する記録に關すること</p> <p>(2) 6.1 から6.3 の計画を策定する各職位は、計画の策定に当たり、4 の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項及び10 の保全の有効性評価の結果を考慮する。</p> <p>a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転経験</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 6.1 から6.3 の計画を策定する各職位は、保全の実施段階での再処理施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 保修担当課長は、再処理施設の操作中及び操作停止中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 保修担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認、評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p>	<p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 技術課長は、3 の保全対象範囲に対して実施する保全活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対し、6.1 から6.3 の計画に基づき次のa. ~h. を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>a. 施設管理実施計画の始期及び期間</p> <p>b. 廃棄物管理施設設計及び工事の計画</p> <p>c. 廃棄物管理施設の巡視(廃棄物管理施設の保全のために実施するものに限る。)</p> <p>d. 廃棄物管理施設の点検等の方法、実施頻度及び時期(廃棄物管理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。)</p> <p>e. 廃棄物管理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>f. 廃棄物管理施設設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法</p> <p>g. 上記f.の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)</p> <p>h. 廃棄物管理施設の施設管理に関する記録に關すること</p> <p>(2) 6.1 から6.3 の計画を策定する各職位は、計画の策定に当たり、4 の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項及び10 の保全の有効性評価の結果を考慮する。</p> <p>a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転経験</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 6.1 から6.3 の計画を策定する各職位は、保全の実施段階での廃棄物管理施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 保修担当課長は、廃棄物管理施設の操作中及び操作停止中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 保修担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認、評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p>	<p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 保全管理課長は、3 の保全対象範囲に対し、保修担当課長及び検査実施責任者が作成する6.1 から6.3 の計画に基づき、次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、ウラン濃縮工場長の承認を得る。</p> <p>a. 施設管理実施計画の始期及び期間</p> <p>b. 加工施設設計及び工事の計画</p> <p>c. 加工施設の巡視(加工施設の保全のために実施するものに限る。)</p> <p>d. 加工施設の点検等の方法、実施頻度及び時期(加工施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。)</p> <p>e. 加工施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>f. 加工施設設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法</p> <p>g. 上記f.の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)</p> <p>h. 加工施設の施設管理に関する記録に關すること</p> <p>(2) 保修担当課長及び検査実施責任者は、6.1 から6.3 の計画の策定に当たり、4 の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10 の保全の有効性評価の結果を踏まえ計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転経験</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 保修担当課長及び検査実施責任者は、保全の実施段階での加工施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、6.1 から6.3 の計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 保修担当課長は、加工施設の生産停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 保修担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認、評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p>	<p>6 &lt;施設管理実施に関する計画の策定&gt;</p> <p>(1) 第17条 燃料製造建設所長は、3 の保全施設管理対象範囲に対し、以下の施設管理の実施に關する計画(計画の始期及び期間に關するものを参照することができるものを含む。)を策定する。</p> <p>なお、施設管理実施計画には、計画の始期及び期間に關することを定める。</p> <p>a. (4) 設計及び工事の計画(6.1 参照本条第2項(4)及び(2))</p> <p>(2) 点検の計画(本条第2項(3))</p> <p>b. (4) 特別な保全施設管理の実施計画(6.2 参照本条第2項(4))</p> <p>(2) 2 施設所管課長及び事業者検査課長は、6.1 及び6.2 の計画に当たり、4 の施設管理対象範囲に対し、施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項及び10 の保全の有効性評価の結果を考慮する。以下の施設管理の実施に必要な計画を策定する。</p> <p>a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転経験</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p>

埋設の点検において施設の操作中及び操作停止中の区分は不要。



廃棄物埋設施設	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設（濃縮）	加工施設（MOX）
<p>④実施時期 なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視と巡視・点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視・点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視・点検の具体的方法</p> <p>ii) 設備の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 設備が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。ただし、埋設設備について第●条第5項により修復の必要があると認められた場合は第32条の規定に基づき修復を行う。</p>	<p>④実施時期 なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視と巡視・点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視・点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視・点検の具体的方法</p> <p>ii) 設備の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 設備が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p>	<p>④実施時期 なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視と巡視・点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視・点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視・点検の具体的方法</p> <p>ii) 設備の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 設備が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p>	<p>④実施時期 なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視と巡視・点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視・点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視・点検の具体的方法</p> <p>ii) 設備の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 設備が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p>	<p>6.1 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 設計の計画-a.施設所管課長は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、計画段階において、法令に基づき必要な手続き<sup>※1</sup>の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 工事の計画</p> <p>a.各職位は、工事の実施(現地工事の開始から加工施設の使用を開始するまでの期間中)に当たり、あらかじめその方法及び実施時期を定めた加工工事の計画を策定する。</p>
<p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 設計及び工事を行う各職位は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づき必要な手続き<sup>※1</sup>の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 設計及び工事を行う各職位は、埋設施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p>	<p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 設計及び工事を行う各職位は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づき必要な手続き<sup>※1</sup>の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 設計及び工事を行う各職位は、再処理施設の設置又は変更に係る設備の使用を開始する前に使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p>	<p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 設計及び工事を行う各職位は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づき必要な手続き<sup>※1</sup>の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 設計及び工事を行う各職位は、廃棄物管理施設の設置又は変更に係る設備の使用を開始する前に使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p>	<p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 設計及び工事を行う各職位は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づき必要な手続き<sup>※1</sup>の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 設計及び工事を行う各職位は、加工施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p>	<p>6.1 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 設計の計画-a.施設所管課長は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、計画段階において、法令に基づき必要な手続き<sup>※1</sup>の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 工事の計画</p> <p>a.各職位は、工事の実施(現地工事の開始から加工施設の使用を開始するまでの期間中)に当たり、あらかじめその方法及び実施時期を定めた加工工事の計画を策定する。</p>

埋設設備の修復は第32条を適用する。

埋設に定期事業者検査はない。



廃棄物埋設施設	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設（濃縮）	加工施設（MOX）
<p>(2) 設計及び工事を行う各職位は、工事を実施する設備が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを自主検査等により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 <b>埋設に使用前事業者検査はない。</b></p> <p>a. 自主検査等の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な自主検査等の項目、評価方法及び管理基準 c. 自主検査等の実施時期 ※1：法令に基づき手続きとは、法第51条の5（変更の許可）及び第46条第3項（使用前事業者検査の確認申請）に係る手続きをいう。</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定 (1) 保修担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合は、特別な措置として、あらかじめ埋設施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する設備が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 点検の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準 c. 点検の実施時期</p>	<p>る。</p> <p>(3) 設計及び工事を行う各職位は、工事を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、第77条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験（以下「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目、評価方法及び管理基準 c. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期 ※1：法令に基づき手続きとは、法第44条の4（変更の許可）及び第45条（設計及び工事の計画の認可）及び第46条第3項（使用前事業者検査の確認申請）に係る手続きをいう。</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定 (1) 保修担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合は、特別な措置として、再処理施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する設備が、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 点検の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準 c. 点検の実施時期</p>	<p>定する。</p> <p>(3) 設計及び工事を行う各職位は、工事を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、第26条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験（以下「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目、評価方法及び管理基準 c. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期 ※1：法令に基づき手続きとは、法第51条の5（変更の許可）及び第51条の8第3項（使用前事業者検査の確認申請）に係る手続きをいう。</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定 (1) 保修担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合は、特別な措置として、廃棄物管理施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 点検の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準 c. 点検の実施時期</p>	<p>(3) 検査実施責任者は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを第39条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験（以下「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目、評価方法及び管理基準 c. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期 ※1：法令に基づき手続きとは、法第16条（変更の許可）及び第16条の3第3項（使用前事業者検査の確認申請）に係る手続きをいう。</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定 (1) 保修担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合は、特別な措置として、あらかじめ加工施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 点検の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準 c. 点検の実施時期</p>	<p>(2) 施設所管課長は、加工施設の設置又は変更に係る設備の使用を開始する前に使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) b. 施設所管課長及び事業者検査課長は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを、第55条に基づき実施する自主検査等及び使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。の計画を策定する。施設所管課長及び事業者検査課長は、上記の自主検査等及び使用前事業者検査等の計画に、使用前事業者検査及び自主検査等の具体的な方法を、所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目、評価方法及び管理基準、使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期を定める。</p> <p>※1：法令に基づき手続きとは、法第16条（変更の許可）及び第16条の2（設計及び工事の計画の認可）及び第16条の3第3項（使用前事業者検査の確認申請）に係る手続きをいう。</p> <p>(3)・使用前点検の計画 a. 施設所管課長は、使用前事業者検査の実施後（使用前事業者検査要領書単位）から加工施設の使用を開始するまでの間に、使用前点検を行う場合は、あらかじめその方法及び使用前点検が必要な機器等又は系統を適宜明確にし、それらを点検するための実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>6.2 (4) 特別な保全施設管理の実施計画の策定 (1) a. 施設所管課長は、地震、事故等により工事を長期停止し、長期保管を伴った保全施設管理を実施する場合は、特別な措置として、あらかじめ加工施設の状態に応じた保全施設管理方法及び実施時期を定めた特別な施設管理の実施計画を策定する。 (2) b. 施設所管課長は、特別な保全施設管理の実施計画に基づき保全施設管理を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次のに掲げる事項を定める。 a. (4) 点検の具体的方法 b. (4) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準 c. (4) 点検の実施時期</p> <p>3-各職位は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理の実施に関する計画の見直しを行う。</p> <p>7 (保全施設管理の実施) (1) 第18条-施設所管課長及び事業者検査課長は、6で定めた施設管理実施に関する計画に従ってに基づき、保全施設管理を実施し、記録する。 (2) 施設所管課長及び事業者検査課長は、保全の実施に当たって、第53条による設計管理、第54条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査の実施は、第55条に従う。</p>
<p>7 保全の実施 (1) 施設管理に関わる各職位は、6で定めた施設管理実施計画に従って保全を実施する。 (2) 施設管理に関わる各職位は、保全の実施に当たって、第●条による設計管理及び第●条による作業管理を実施する。 (3) 運営課長及び土木課長並びに保修担当課長は、埋設施設の状態を日常的に確認し、偶発故障等の発生も</p>	<p>7 施設管理保全の実施 (1) 施設管理実施計画に定める各職位は、6で定めた施設管理実施計画に従って施設管理保全を実施する。 (2) 施設管理実施計画に定める各職位は、施設管理保全の実施に当たって、第75条による設計管理、第76条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等の実施は、第77条、第78条に従う。 (3) 各課長及び統括当直長は、再処理施設の状態を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等</p>	<p>7 施設管理保全の実施 (1) 施設管理実施計画に定める各職位は、6で定めた施設管理実施計画に従って施設管理保全を実施する。 (2) 施設管理実施計画に定める各職位は、施設管理保全の実施に当たって、第24条による設計管理及び第25条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等の実施は、第26条、第27条に従う。 (3) 各課長及び統括当直長は、廃棄物管理施設の状態を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等</p>	<p>7 保全の実施 (1) 保修担当課長は、6で定めた施設管理実施計画に従って保全を実施する。 (2) 保修担当課長は、保全の実施に当たって、第37条による設計管理及び第38条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等の実施は、第39条、第40条に従う。 (3) 保修担当課長及び巡視点検担当課長は、加工施設の状態を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、</p>	<p>(1) 第18条-施設所管課長及び事業者検査課長は、6で定めた施設管理実施に関する計画に従ってに基づき、保全施設管理を実施し、記録する。 (2) 施設所管課長及び事業者検査課長は、保全の実施に当たって、第53条による設計管理、第54条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査の実施は、第55条に従う。</p>



廃棄物埋設施設	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設（濃縮）	加工施設（MOX）
<p>念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、巡視点検を定期的に行う。</p> <p>(4) 運営課長及び土木課長並びに保修担当課長は、保全の結果について記録する。</p>	<p>常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本号及び第29条による巡視を定期的に行う。</p> <p>(4) 施設管理実施計画に定める各職位は、施設管理保全の結果について記録する。</p>	<p>が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本号及び第11条による巡視を定期的に行う。</p> <p>(4) 施設管理実施計画に定める各職位は、施設管理保全の結果について記録する。</p>	<p>設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本号及び第16条による巡視点検を定期的に行う。</p> <p>(4) 保修担当課長及び巡視点検担当課長は、保全の結果について記録する。</p>	<p>(3) 施設所管課長及び事業者検査課長は、保全の結果について記録する。</p>
<p>8 保全の結果の確認・評価 (1) 保全を実施した各職位は、あらかじめ定められた方法で、保全の実施段階で採取した設備の保全の結果から所定の機能を発揮している状態にあることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 保全を実施した各職位は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※2：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p>	<p>8 施設管理保全の結果の確認・評価 (1) 施設管理保全を実施した各職位は、あらかじめ定められた方法で、施設管理保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の施設管理保全の結果から所定の機能を発揮している状態にあることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 施設管理保全を実施した各職位は、再処理施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 保全を実施した各職位は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※2：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された工事・点検等保全の完了時をいう。</p>	<p>8 施設管理保全の結果の確認・評価 (1) 施設管理保全を実施した各職位は、あらかじめ定められた方法で、施設管理保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の施設管理保全の結果から所定の機能を発揮している状態にあることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 施設管理保全を実施した各職位は、廃棄物管理施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 保全を実施した各職位は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※2：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された工事・点検等保全の完了時をいう。</p>	<p>8 保全の結果の確認・評価 (1) 保修担当課長は、あらかじめ定められた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮している状態にあることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 検査実施責任者は、加工施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査等を実施する。</p> <p>(3) 保修担当課長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※2：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p>	<p>8&lt;保全施設管理の結果の確認・評価&gt; (1) 第19条一施設所管課長及び事業者検査課長は、あらかじめ定められた方法で、保全施設管理の実施段階で採取した保全施設管理の結果から、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 施設所管課長及び事業者検査課長は、加工施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査等を実施する。</p> <p>(3) 施設所管課長及び事業者検査課長は、最終的な機能確認で十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※2：(1)所定の機能とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全施設管理の完了時をいう。</p> <p>※3：次に掲げる事項を実施する。</p> <p>(4) 設計の結果の確認・評価及びその記録の作成</p> <p>(2) 工事の結果の確認・評価及びその記録の作成</p> <p>(3) 合否判定をもって検証するための自主検査等及び使用前事業者検査の結果の確認・評価及びその記録の作成</p> <p>(4) 使用前点検の結果の確認・評価及びその記録の作成</p> <p>(5) 特別な施設管理の結果の確認・評価及びその記録の作成</p>
<p>9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置 (1) 施設管理に関わる各職位は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下のa.及びb.に至った場合には、不適合管理を行うた上で、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した設備が所定の機能を発揮し、十分な確認・評価ができない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合</p> <p>(2) 施設管理に関わる各職位は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 施設管理に関わる各職位は、(1)及び(2)の活動を第6条に基づき実施する。</p> <p>10 保全の有効性評価 センター長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) センター長は、あらかじめ定められた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p>	<p>9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置 (1) 各職位は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下のa.及びb.に至った場合には、不適合管理を行うた上で、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮し、十分な確認・評価ができない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合</p> <p>(2) 保全を実施する各職位は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 保全を実施する各職位は、(1)及び(2)の活動を第5条に基づき実施する。</p> <p>10 保全の有効性評価 保修担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 保修担当課長は、あらかじめ定められた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p>	<p>9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置 (1) 各職位は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下のa.及びb.に至った場合には、不適合管理を行うた上で、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮し、十分な確認・評価ができない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合</p> <p>(2) 保全を実施する各職位は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 保全を実施する各職位は、(1)及び(2)の活動を第3条の4に基づき実施する。</p> <p>10 保全の有効性評価 保修担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 保修担当課長は、あらかじめ定められた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p>	<p>9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置 (1) 保修担当課長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下のa.及びb.に至った場合には、不適合管理を行うた上で、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮し、十分な確認・評価ができない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合</p> <p>(2) 保修担当課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 保修担当課長は、(1)及び(2)の活動を第6条に基づき実施する。</p> <p>10 保全の有効性評価 保修担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 保修担当課長は、あらかじめ定められた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p>	<p>9&lt;施設管理活動の不適合管理、及び是正処置及び並みに未然防止処置&gt; (1) 第20条一施設所管課長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、及び点検により、以下の(1)及び(2)の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視し、検知し、必要は是正処置を講じるとともに以下のa.及びb.、(1)及び(2)に至った場合は、不適合管理を行うた上で、是正処置を講じる。</p> <p>a. (1)保全施設管理を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮し、十分な確認・評価ができない場合</p> <p>b. (2)最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合</p> <p>(2) 2 施設所管課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 施設所管課長は、(1)及び(2)の活動を第5条に基づき実施する。</p> <p>10 保全の有効性評価&lt;該当なし&gt; 施設所管課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 施設所管課長は、あらかじめ定められた時期及び内容に基づき、保全の有効性評価を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p>



廃棄物処理施設	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設（濃縮）	加工施設（MOX）
<p>11 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 事業部長は、定期的に6の施設管理実施計画に基づき保全を実施した職位に10の保全の有効性評価の結果及び1の施設管理目標の達成状況を報告させるとともに、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 施設管理を実施した各職位は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	<p>11 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 事業部長は、定期的に6の施設管理実施計画に基づき<b>施設管理保全</b>を実施した職位に10の保全の有効性評価の結果及び1の施設管理目標の達成状況を報告させるとともに、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) <b>保全を実施した</b>各職位は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	<p>11 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 事業部長は、定期的に6の施設管理実施計画に基づき<b>施設管理保全</b>を実施した職位に10の保全の有効性評価の結果及び1の施設管理目標の達成状況を報告させるとともに、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) <b>保全を実施した</b>各職位は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	<p>11 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 事業部長は、定期的に保全管理課長に10の保全の有効性評価の結果及び1の施設管理目標の達成状況を報告させ、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 保全管理課長は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	<p>11 施設管理の有効性評価</p> <p>第21条 燃料製造建設所長は、施設管理から得られた情報等から、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>2 燃料製造建設所長は、あらかじめ定められた時期及び内容に基づき、施設管理目標の達成度及び施設管理の有効性を評価し、事業部長に報告する。なお、施設管理の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>(1) 施設管理目標の監視結果</p> <p>(2) 施設管理データの推移</p> <p>(3) トラブル等運転経験</p> <p>(4) 他の原子力施設のトラブル及び経年劣化に係るデータ</p> <p>(1) 3 事業部長は、定期的に燃料製造建設所長に10の保全の有効性評価の結果及び1が報告した各施設管理の施設管理目標の達成状況を報告させ、度及び有効性を評価から、定期的に施設管理全体の有効性を評価し、施設管理全体が有効に機能していることを確認するとともに、施設管理の継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 4 燃料製造建設所長は、施設管理課長に、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録させる。承認する。</p>
<p>12 構成管理</p> <p>施設管理に関わる各職位は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1) 設計要件(第6条7.2.1に示す個別業務等要求事項のうち、「設備がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第75条で実施する設計に対する要求事項をいう。)</p> <p>(2) 施設構成情報(設計の結果として作成する「設備がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。)</p> <p>(3) 物理的構成(実際の設備をいう。)</p>	<p>12 構成管理</p> <p><b>施設管理保全</b>を実施する各職位は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>a-(1)設計要件(第5条7.2.1に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第75条で実施する設計に対する要求事項をいう。)</p> <p>b-(2)施設構成情報(「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。)</p> <p>e-(3)物理的構成(実際の構築物、系統及び機器をいう。)</p>	<p>12 構成管理</p> <p><b>施設管理保全</b>を実施する各職位は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>a-(1)設計要件(第3条の47.2.1に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第24条で実施する設計に対する要求事項をいう。)</p> <p>b-(2)施設構成情報(「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。)</p> <p>e-(3)物理的構成(実際の構築物、系統及び機器をいう。)</p>	<p>12 構成管理</p> <p>保修担当課長は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1) 設計要件(第6条7.2.1に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第37条で実施する設計に対する要求事項をいう。)</p> <p>(2) 施設構成情報(「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。)</p> <p>(3) 物理的構成(実際の構築物、系統及び機器をいう。)</p>	<p>12 (構成管理)</p> <p>第22条 施設管理課長は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を構築していく。</p> <p>(1) 設計要件(第5条7.2.1に示す個別業務等要求事項のうち、「構築物、系統、及び機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第53条第5条7.2.1まで実施する設計に対する要求事項をいう。)</p> <p>(2) 施設構成情報(構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報をいう。)</p> <p>(3) 物理的構成(実際の構築物、系統、及び機器をいう。)</p>



廃棄物埋設施設	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設（濃縮）	加工施設（MOX）
<p>13 情報共有</p> <p>6 施設管理実施計画に基づき<b>施設管理保全</b>を実施した職位は、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に基づき、<b>点検等保守点検</b>を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報及び第5条 7.4 に基づき取得した調達物品等の維持又は運用に必要な技術情報を、他の再処理事業者と情報共有するための措置を講じる。</p> <p>(設計管理)</p> <p>第75条 各職位は、再処理施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に関するかどうかを判断する。</p> <p>2 各職位は、第1項において第5条 7.3 の適用の対象と判断した場合、第5条 7.3 に従って設計を実施する。なお、本条に基づき実施する第5条 7.3 の設計開発には、施設管理の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理及び第77条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p>	<p>13 情報共有</p> <p>6 施設管理実施計画に基づき<b>施設管理保全</b>を実施した職位は、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に基づき、<b>点検等保守点検</b>を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報及び第5条 7.4 に基づき取得した調達物品等の維持又は運用に必要な技術情報を、他の再処理事業者と情報共有するための措置を講じる。</p> <p>(設計管理)</p> <p>第75条 各職位は、再処理施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に関するかどうかを判断する。</p> <p>2 各職位は、第1項において第5条 7.3 の適用の対象と判断した場合、第5条 7.3 に従って設計を実施する。なお、本条に基づき実施する第5条 7.3 の設計開発には、施設管理の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理及び第77条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p>	<p>13 情報共有</p> <p>6 施設管理実施計画に基づき<b>施設管理保全</b>を実施した職位は、「再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定運用要領」に基づき、<b>点検等保守点検</b>を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報及び第3条の4 7.4 に基づき取得した調達物品等の維持又は運用に必要な技術情報を、他の廃棄物管理事業者と情報共有するための措置を講じる。</p> <p>(設計管理)</p> <p>第24条 各職位は、廃棄物管理施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に関するかどうかを判断する。</p> <p>2 各職位は、第1項において第3条の4 7.3 の適用の対象と判断した場合、第3条の4 7.3 に従って設計を実施する。なお、本条に基づき実施する第3条の4 7.3 の設計開発には、施設管理の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理及び第26条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p>	<p>13 情報共有</p> <p>6 施設管理実施計画に基づき<b>施設管理保全</b>を実施した職位は、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に基づき、<b>点検等保守点検</b>を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報及び第5条 7.4 に基づき取得した調達物品等の維持又は運用に必要な技術情報を、他の再処理事業者と情報共有するための措置を講じる。</p> <p>(設計管理)</p> <p>第37条 保修担当課長は、加工施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に関するかどうかを判断する。</p> <p>2 保修担当課長は、第1項において第6条 7.3 の適用の対象と判断した場合、第6条 7.3 に従って実施する。</p> <p>3 保修担当課長は、前項のうち保安上重要と判断された設計については、次の各号に定める事項を記載した設計管理に係る実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 設計の目的</p> <p>(2) 設計を行う設備等</p> <p>(3) 工程</p> <p>(4) 実施体制</p> <p>(5) 設計の内容及び保安上必要な措置</p> <p>4 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>5 本条における設計管理には、保安の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理及び第39条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p>	<p>13 (情報共有)</p> <p>第23条 施設所管課長は、保守点検を行った事業者から得られた施設管理を行うべき設備の維持又は運用に必要な保安の向上に資するために必要に必要に関する技術情報を他の事業者と共有する。</p> <p>(設計管理)</p> <p>第53条第24条 施設所管課長は、加工施設の工事を行う場合、第5条7.3の適用対象となる設備、施設、ソフトウェアに関する新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に関するかどうかを判断する。</p> <p>2 施設所管課長は、第1項前項において第5条 7.3 の適用の対象と判断した場合、第5条 7.3 に従って次に掲げる要求事項を満たす設計を実施する。</p> <p>なお、本条に基づき実施する第5条 7.3 の設計開発には、施設管理の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響(※1の要求事項も含む)、次条に定める作業管理及び第55条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p> <p>※1:火災区域及び火災区画の変更、設備改造等の設計変更を行う場合においては、内部火災影響評価への影響を確認する。評価結果に影響がある場合は、安全上重要な施設の安全機能を損なうことがないことを確認するため、内部火災影響評価の再評価を実施する。</p> <p>(4)施設管理活動の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</p> <p>(2)加工施設の技術基準に関する規則の規定及び事業変更許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3)適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4)設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3 前項における設計には、機器等の使用前事業者検査等及び作業管理の実施を考慮する。</p>
<p>(作業管理)</p> <p>第●条 工事を行う各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 工事を行う各職位は、埋設施設の点検及び工事を行う場合、埋設施設の安全を確保するため、次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の埋設施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第7章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第8章に基づく放射線管理</p>	<p>(作業管理)</p> <p>第76条 各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 各職位は、再処理施設の点検及び工事を行う場合、再処理施設の安全を確保するため、次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の再処理施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の再処理施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第7章に基づく放射線管理</p> <p>3 各職位は、以下の各号に該当する工事を実施する場合は、工事に関連する設備等の管理担当課長及び統括担当直長と協議するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(1) 第56条第1項に該当する場合に行う補修</p> <p>(2) 再処理施設の改造(設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出を行うものに限る)</p>	<p>(作業管理)</p> <p>第25条 各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 各職位は、廃棄物管理施設の点検及び工事を行う場合、廃棄物管理施設の安全を確保するため、次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の廃棄物管理施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の廃棄物管理施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第5章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第6章に基づく放射線管理</p> <p>3 各職位は、作業の実施に当たっては、作業に関連する設備等の管理担当課長と協議するとともに、廃棄物取扱主任者に報告する。</p>	<p>(作業管理)</p> <p>第38条 保修担当課長は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 保修担当課長は、加工施設の点検及び工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の加工施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の加工施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第7章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第8章に基づく放射線管理</p>	<p>(作業管理)</p> <p>第54条第25条 施設所管課長は、前条の設計管理の結果アウトプットに従い基つき工事を実施する。</p> <p>2 施設所管課長は、加工施設の工事及び点検を行う場合、加工施設の安全を確保するため、次のに掲げる事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 供用中の再処理事業所再処理施設及び廃棄物管理施設に対する悪影響の防止</p> <p>(2) 加工施設の使用開始後の施設管理上重要な初期データの採取</p> <p>(3) 作業工程の管理</p> <p>(4) 加工施設の使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>3 施設所管課長は、前項の作業管理の実績を確認し、加工施設の安全が確保されていることを評価し記録する。</p>

廃棄物処理施設	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設（濃縮）	加工施設（MOX）
<p>4 各職位は、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれのある作業を行う場合は、作業に関連する設備等の管理担当課長及び統括当直長と協議した上で、次の各号に定める事項を記載した作業実施計画を作成し、事業部の課長は事業部長の承認を、技術本部の課長は技術本部長の承認を得る。</p> <p>ただし、第56条第1項第1号に掲げる設備以外の設備において別表8～別表19に定める「設備」に求められる状態を逸脱せずに作業を実施する場合及び別表8～別表19に定める「設備」に求められる状態を確認するためにあらかじめ計画された試験及び検査を第26条第1項の手順書に基づき実施する場合は除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 作業の目的</li> <li>(2) 作業を行う設備等</li> <li>(3) 作業工程</li> <li>(4) 作業実施体制</li> <li>(5) 作業の内容及び安全上必要な措置</li> </ol> <p>5 事業部長及び技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、第5条 7.3 適用の対象と判断した工事については再処理安全委員会に諮問するとともに、その他の作業については核燃料取扱主任者の確認を受ける。また、技術本部長が承認を行うに当たっては、事業部長と協議する。</p> <p>6 統括当直長及び燃料管理課長は、予防保全を目的とした作業を実施するため別表8～別表19に定める「設備」に求められる状態「外」に移行させる場合においては、当該状態を満足していないと判断した場合に要求される措置を同表に定める完了時間内に実施する。</p> <p>7 各職位は、第3項及び第4項の作業を実施した場合は、当該設備等が所定の機能を発揮すること又は発揮し得ることを確認し、核燃料取扱主任者に報告するとともに、第3項及び第4項に基づき協議した管理担当課長及び統括当直長に通知する。</p> <p>8 前項の各職位は、第4項の作業を実施した場合は、前項の結果及びその評価を、事業部の各職位は事業部長に、技術本部の各職位は技術本部長及び事業部長に報告する。</p> <p>9 事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>	<p>4 各職位は、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれのある作業（予め計画された試験及び検査を除く。）第12条第1項の手順書に基づき実施する場合は除く。）を行う場合は、作業に関連する設備等の管理担当課長と協議した上で、次の各号に定める事項を記載した作業実施計画を作成し、事業部の課長は事業部長の承認を、技術本部の課長は技術本部長の承認を得る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 作業の目的</li> <li>(2) 作業を行う設備等</li> <li>(3) 作業工程</li> <li>(4) 作業実施体制</li> <li>(5) 作業の内容及び安全上必要な措置</li> </ol> <p>5 事業部長及び技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、第3条の4 7.3 適用の対象と判断した工事については、貯蔵管理安全委員会に諮問するとともに、その他の作業については核燃料取扱主任者の確認を受ける。また、技術本部長が承認を行うに当たっては、事業部長と協議する。</p> <p>6 各職位は、第3項及び第4項の作業を実施した場合は、当該設備等が所定の機能を発揮すること又は発揮し得ることを確認し、廃棄物取扱主任者に報告するとともに、第3項及び第4項に基づき協議した管理担当課長に通知する。</p> <p>7 前項の各職位は、第4項の作業を実施した場合は、前項の結果及びその評価を、事業部の各職位は事業部長に、技術本部の各職位は技術本部長及び事業部長に報告する。</p> <p>8 事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>	<p>4 各職位は、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれのある作業（予め計画された試験及び検査を除く。）第12条第1項の手順書に基づき実施する場合は除く。）を行う場合は、作業に関連する設備等の管理担当課長と協議した上で、次の各号に定める事項を記載した作業実施計画を作成し、事業部の課長は事業部長の承認を、技術本部の課長は技術本部長の承認を得る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 作業の目的</li> <li>(2) 作業を行う設備等</li> <li>(3) 作業工程</li> <li>(4) 作業実施体制</li> <li>(5) 作業の内容及び安全上必要な措置</li> </ol> <p>5 事業部長及び技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、第3条の4 7.3 適用の対象と判断した工事については、貯蔵管理安全委員会に諮問するとともに、その他の作業については核燃料取扱主任者の確認を受ける。また、技術本部長が承認を行うに当たっては、事業部長と協議する。</p> <p>6 各職位は、第3項及び第4項の作業を実施した場合は、当該設備等が所定の機能を発揮すること又は発揮し得ることを確認し、廃棄物取扱主任者に報告するとともに、第3項及び第4項に基づき協議した管理担当課長に通知する。</p> <p>7 前項の各職位は、第4項の作業を実施した場合は、前項の結果及びその評価を、事業部の各職位は事業部長に、技術本部の各職位は技術本部長及び事業部長に報告する。</p> <p>8 事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>	<p>3 保修担当課長は、前項のうち安全上重要と判断される加工施設の工事を行う場合、次の各号に定める事項を記載した作業管理に係る実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事の目的</li> <li>(2) 工事を行う設備等</li> <li>(3) 工程</li> <li>(4) 実施体制</li> <li>(5) 工事の内容及び安全上必要な措置</li> </ol> <p>4 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p>	<p>（使用前事業者検査の実施） 第55条第26条 品質保証部長は、使用前事業者検査の総括責任者として、設計及び工事の計画の届出（以下本条において「設工認」という。）の対象となる加工施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に基づき行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合していることを確認するための使用前事業者検査（以下本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2 品質保証部長は、前項の検査実施責任者の中から第52条 6.(3)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。事業者検査課長を検査責任者として一次の事項の検査実施体制を確立させるとともに、検査を管理させる。また、品質保証部長は検査実施責任者の候補者を選任し、事業部長の承認を得る。</p>
<p>（廃棄物処理施設及びこれに関する保安のための措置に関する自主検査の実施） 第9条 文案検討中</p>	<p>（使用前事業者検査の実施） 第77条 事業部長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる再処理施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「再処理施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第74条 6.2(3)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p>	<p>（使用前事業者検査の実施） 第26条 事業部長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる廃棄物管理施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第23条 6.2(3)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p>	<p>（使用前事業者検査の実施） 第39条 ウラン濃縮工場長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる加工施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2 ウラン濃縮工場長は、第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事に關与していない要員を、検査実施責任者として指名する。</p>	<p>（使用前事業者検査の実施） 第55条第26条 品質保証部長は、使用前事業者検査の総括責任者として、設計及び工事の計画の届出（以下本条において「設工認」という。）の対象となる加工施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に基づき行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合していることを確認するための使用前事業者検査（以下本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2 品質保証部長は、前項の検査実施責任者の中から第52条 6.(3)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。事業者検査課長を検査責任者として一次の事項の検査実施体制を確立させるとともに、検査を管理させる。また、品質保証部長は検査実施責任者の候補者を選任し、事業部長の承認を得る。</p>



廃棄物埋設施設	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設（濃縮）	加工施設（MOX）
<p>3 検査課長は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の埋設施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b. 「埋設確認項目に適合したものであること、埋設規則第6条の技術基準に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の埋設施設が前号a.及びb.の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1—検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>①—構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>②—機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>③—その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>4 検査課長は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事に<sup>①</sup>関与していない要員</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事に<sup>②</sup>関与していない要員</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査課長は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査課長及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、立ち会う。</p> <p>6 検査課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の再処理施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b. 「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の再処理施設が前号①a.及び②b.の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1—検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>①—構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>②—機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>③—その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第16条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を<sup>①</sup>実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を<sup>②</sup>実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 設計及び工事を実施する各職位又は事業者検査課長は、検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各職位は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の廃棄物管理施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b. 「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の廃棄物管理施設が前号①a.及び②b.の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1—検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>①—構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>②—機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>③—その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を<sup>①</sup>実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を<sup>②</sup>実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 設計及び工事を実施する各職位又は事業者検査課長は、検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各職位は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の加工施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b. 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号 a.及び b.の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>(5) 検査要領書に基づき検査実施責任者に検査を実施させる。</p> <p>(※1)—検査を行うに当たっては、あらかじめ検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>①—構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>②—機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>③—その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に基づき行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>(6) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号①～③の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を<sup>①</sup>検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 第6条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を<sup>②</sup>実施した組織（<sup>③</sup>課）とは別の組織（<sup>④</sup>課）の者。</p> <p>(2) 検査対象となる施設の設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を<sup>⑤</sup>実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、立ち会う。</p> <p>6 5 事業者検査課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該業務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>(4) 検査に係る要員の教育訓練を行う。力量を確認する。</p> <p>(5) 検査に係る業務を調達する場合、当該業務の供給者を管理する。</p>	<p>3 前項の検査実施責任者は、事業者検査課長は次の掲げる各号を実施する。</p> <p>(4) 事業者検査課長自身を含む検査実施責任者の候補者の中から検査対象となる設置又は変更の工事を<sup>①</sup>実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>(1) ②検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) ③検査要領書※1を定め、検査を実施する。(※1)</p> <p>(3) ④検査対象の加工施設が以下の基準に適合していることを判断するために、必要な検査項目及び検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に基づき行われたものであること。</p> <p>b. 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号a.及びb.の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>(5) 検査要領書に基づき検査実施責任者に検査を実施させる。</p> <p>(※1)—検査を行うに当たっては、あらかじめ検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>①—構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>②—機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>③—その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に基づき行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>(6) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号①～③の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を<sup>①</sup>検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 第6条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を<sup>②</sup>実施した組織（<sup>③</sup>課）とは別の組織（<sup>④</sup>課）の者。</p> <p>(2) 検査対象となる施設の設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を<sup>⑤</sup>実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、立ち会う。</p> <p>6 5 事業者検査課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該業務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>(4) 検査に係る要員の教育訓練を行う。力量を確認する。</p> <p>(5) 検査に係る業務を調達する場合、当該業務の供給者を管理する。</p>



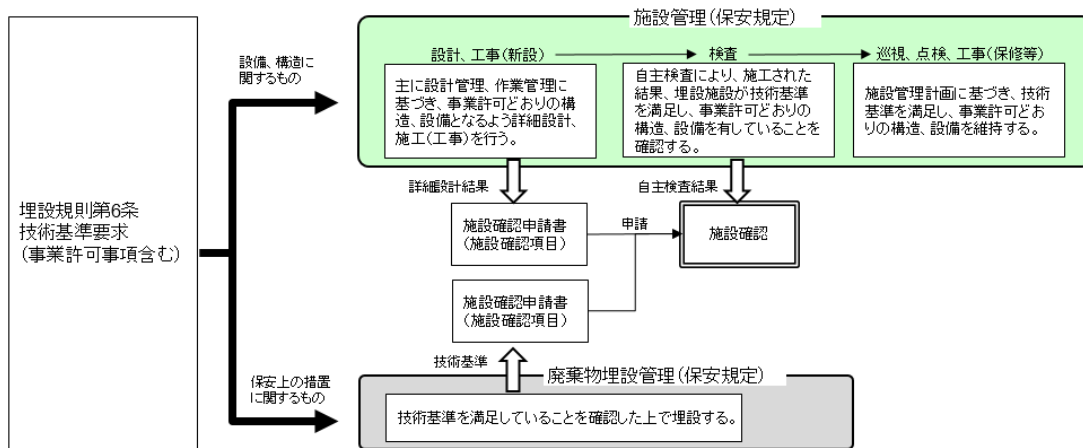
<p>廃棄物埋設施設</p> <p>7 検査課長は、検査の実施時期及び検査が第6.2(3)で定める計画に基づき確実に実行されることを管理する。</p> <p>※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>② 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>③ その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>	<p>再処理施設</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第74条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に実行されることを管理する。</p> <p>※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>	<p>廃棄物管理施設</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第23条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に実行されることを管理する。</p> <p>※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>	<p>加工施設 (濃縮)</p> <p>7 検査実施責任者は、検査の実施時期及び検査が第36条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に実行されることを管理する。</p> <p>※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>	<p>加工施設 (MOX)</p> <p>7 建設管理課長は、検査の実施時期及び検査が第52条 6.1(3)で定める計画に基づき確実に実行されることを管理する。</p> <p>※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に基づき行われたものであることを確認するために十分な方法</p>
<p>(該当なし)</p> <p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第78条 事業部長は、再処理施設が「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第74条 6.1(4)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設備の点検を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の再処理施設が「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の再処理施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1—施設の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>①—開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>②—試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>③—設定した期間において技術基準に適合している状態が維持することを判定できる方法</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第16条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の点検、補修を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p>	<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第27条 事業部長は、廃棄物管理施設が「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第23条 6.1(4)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設備の点検を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の廃棄物管理施設が「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の廃棄物管理施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1—施設の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>①—開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>②—試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>③—設定した期間において技術基準に適合している状態が維持することを判定できる方法</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の点検、補修を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p>	<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第40条 ウラン濃縮工場長は、加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。</p> <p>2 ウラン濃縮工場長は、第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検に關与してはならない要員を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検に關与してはならない要員</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検に關与してはならない要員</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、立ち会う。</p>	<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第40条 ウラン濃縮工場長は、加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。</p> <p>2 ウラン濃縮工場長は、第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検に關与してはならない要員を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検に關与してはならない要員</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検に關与してはならない要員</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、立ち会う。</p>	

廃棄物処理施設	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設 (濃縮)	加工施設 (MOX)
<p>(該当なし)</p>	<p>(再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p> <p>第79条 保全技術課長は、事業開始後20年を経過する日までに、再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 保全技術課長は、10年を超えない期間ごとに行う再評価の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>3 事業部長は、第1項及び前項の評価の実施計画の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問する。</p> <p>4 各職位は、第1項及び第2項の実施計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>5 各職位は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</p> <p>6 保全技術課長は、第4項の評価の結果を作成するとともに、再処理施設の保全のために有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>7 事業部長は、前項の評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問するとともに、品質・保安会議における審議を受ける。</p> <p>8 再処理施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の長期施設管理方針は添付1に示すものとする。</p>	<p>(廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価)</p> <p>第28条 保全技術課長は、事業開始後20年を経過する日までに、廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 保全技術課長は、10年を超えない期間ごとに行う再評価の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>3 事業部長は、第1項及び前項の評価の実施計画の承認に当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問する。</p> <p>4 各職位は、第1項及び第2項の実施計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>5 各職位は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</p> <p>6 保全技術課長は、第4項の評価の結果を作成するとともに、廃棄物管理施設の保全のために有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>7 事業部長は、第6項の評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針の承認に当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問するとともに、品質・保安会議における審議を受ける。</p> <p>8 廃棄物管理施設の長期施設管理方針は添付1に示すものとする。</p>	<p>(加工施設の経年劣化に関する技術的な評価)</p> <p>第41条 保全管理課長は、事業開始後20年を経過する日までに、加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 保全管理課長は、10年を超えない期間ごとに行う再評価の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>3 事業部長は、第1項及び前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>4 各課長は、第1項及び第2項の実施計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>5 各課長は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</p> <p>6 保全管理課長は、第4項の評価の結果を作成するとともに、加工施設の保全のために有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>7 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会及び品質・保安会議における審議並びに核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>8 加工施設の長期施設管理方針は添付3に示すものとする。</p>	<p>(加工施設 (濃縮))</p> <p>6 検査実施責任者は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役割を調達する場合、当該業務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>7 検査実施責任者は、検査の実施時期及び検査が第36条 6.1(4)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1: プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b. 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c. a., b.による方法のほか、技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p>

資料 1 より再掲

**技術基準要求と施設管理及び施設確認との関係**

- 埋設規則第6条の技術基準要求のうち、設備、構造に関するものについては施設管理の規定のもと、技術基準、許可事項を満足するよう設置、維持していく。
- 施設管理のうち、設計管理の規定に基づき行われた詳細設計の結果を踏まえ、施設確認項目が具体化される。
- 設置された設備が技術基準及び事業許可どおりの構造、設備を有していることを自主検査により確認し、その結果に基づき施設確認を受ける。
- 埋設規則第6条の技術基準要求のうち、保安上の措置に関するものについては、廃棄物埋設管理の規定に基づき実施し、施設確認において措置が講じられていることの確認を受ける。



技術基準要求事項、保安規定（施設管理、廃棄物埋設管理の該当条項）、施設確認項目の具体例を参考資料に示す。





## 保全活動管理指標の設定について

## 1. はじめに

本資料は、現在申請中の再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)、廃棄物埋設施設、加工施設(MOX)保安規定(変更)認可申請に関する審査会合におけるコメントを踏まえ、その対応について説明する資料である。

## 2. 審査会合におけるコメント

保全活動管理指標のうち、「事業開始時に設定する」としている指標について、「事業開始」によらず設定すること。

## 3. 説明内容

「操業開始時に設定する」としていた、再処理施設・廃棄物管理施設のプラントレベル指標及び加工施設(MOX)の指標については、以下のとおり設定する。

## (1) 再処理施設および廃棄物管理施設のプラントレベル指標

(ア) プラントレベルの指標は、「原子力施設全体の施設管理が確保されているかを監視し、評価するための指標」(保安措置運用ガイドより)であり、実用炉におけるプラントレベルの指標は、「7000 臨界時間当たりの計画外原子炉自動スクラム回数」等となっている。【表1参照】

(イ) この指標は、プラント運転中に攪乱を与え、拡大防止や影響緩和の安全機能が必要となる可能性のある事象の発生頻度を制限することであり、さらにプラントがどの程度良好に運転、保全されているかを表していると考えられる。

(ウ) 実用炉は原子炉に放射性物質やエネルギーが集中し、異常事象が生じた際のリスクが非常に大きい。このため、緊急停止機能(スクラム)は、原子炉の過出力状態や出力の急激な上昇を防止するために、異常な状態を検知し、原子炉停止システムを含む適切なシステムを作動させ、緊急停止の動作を開始させることであり、原子力安全を確保するための「止める」「冷やす」「閉じ込める」機能の1つと考える。

(エ) これに対し、再処理施設は放射性物質が各建屋に分散されており、異常な過渡変化や設計基準事故が発生した場合に、実用炉における施設全体の緊急停止機能(スクラム)と同等の機能を有する設備はなく、実用炉における緊急停止機能(スクラム)が作動するような状況と比較すると、相対的にリスクは低いものと考えられる。

(オ) このため、再処理施設では、実用炉と同等なプラントレベルの指標を設定することは困難であるが、上記(イ)に記載の趣旨を踏まえ、設計基準事故時に期待している機能の作動頻度等に関する指標をプラントレベルの指標とする。

(カ) 具体的には、前処理建屋の溶解槽における臨界では、「溶解施設の溶解槽の可溶性中性子吸収材緊急供給回路及びせん断処理施設のせん断機のせん断停止回路」(安全保護回路)の作動等は重要機能と考え、プラントレベルの指標として設定する。

(キ) なお、廃棄物管理施設については、安全設計上想定される事故がないことから、放射性廃棄物(気体)の過剰放出件数をプラントレベルの指標とする。

表1. 実用炉と再処理施設におけるプラントレベル指標の比較

	実用炉	再処理施設
プラントレベル	① 7000 臨界時間当たりの計画外原子炉自動スクラム回数	① 設計基準事故時に期待している機能の作動頻度等に関する指標を設定
	② 7000 臨界時間当たりの計画外出力変動回数	② 実用炉特有のため対象外
	③ 工学的安全施設の計画外作動回数	③ 実用炉特有のため対象外

## (2) 加工施設(MOX)における保全活動管理指標

加工施設(MOX)においては、先行する建設炉を参考に、保全活動管理指標として「工事の進捗に応じて実施する構築物、系統及び機器の使用前事業者検査が、計画のとおりに完了していること」を設定する。



## 経年劣化に関する技術的な評価（PLM）及び長期施設管理方針について

## 1. はじめに

本資料は、現在申請中の再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設（濃縮）、廃棄物埋設施設、加工施設（MOX）保安規定（変更）認可申請に関する審査会合におけるコメントを踏まえ、その対応について説明する資料である。

## 2. 審査会合におけるコメント

経年劣化に関する技術的な評価（PLM）及び長期施設管理方針について、具体的な実施内容を説明すること。

## 3. 説明内容

## (1) 再処理施設

「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」第十六条の二（再処理施設の定期的な評価）に規定された再処理施設の経年変化に関する技術的な評価については、「再処理施設における保安規定の審査基準の制定について」（平成25年11月27日、原管研発第1311278号、原子力規制委員会決定）において、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」（平成20・05・14 原院第2号、平成20年5月19日）を参考として実施することが要求されていることから、これに基づき評価を実施するための手順及び体制を社内規定に定め、具体的な評価を実施してきている。

再処理施設のうち、使用済燃料受入れ及び貯蔵に係る施設は、2019年12月3日をもって事業開始後20年を迎えたことから、経年変化に関する技術的な評価（高経年化技術評価（PLM））とそれに基づく長期保全計画の検討を実施した。（添付3 別紙1（再処理施設の定期的な評価（経年変化に関する技術的な評価（PLM））の評価結果について（概要版））を参照）

再処理設備本体についても、操業開始後20年を迎えるまでに同様の評価を実施予定である。

## (2) 廃棄物管理施設

「廃棄物管理の事業に関する規則」第三十三条の二（廃棄物管理施設の定期的な評価）に規定された廃棄物管理施設の経年変化に関する技術的な評価については、「廃棄物管理施設の定期的な評価に関する運用ガイド」（平成25年11月27日、原管研発第1311278号、原子力規制委員会決定）の要求に基づき、評価を実施するための手順及び体制を社内規定に定め、具体的な評価を実施してきている。

廃棄物管理施設のうち、ガラス固化体受入れ建屋とガラス固化体貯蔵建屋は、2015年4月26日をもって事業開始後20年を迎えたことから、経年変化に関する技術的な評価（高経年化技術評価（PLM））とそれに基づく長期保全計画の検討を実施した。（添付3 別紙2（廃棄物管理施設の定期的な評価（経年変化に関する技術的な評価（PLM））の評価結果について（概要版））を参照）

## (3) 加工施設

「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第七条の八の二（加工施設の定期的な評価）に規定された加工施設の経年劣化に関する技術的な評価については、「加工施設における保安規定の審査基準の制定について」（平成25年11月27日、原管研発第1311274号、原子力規制委員会決定）において、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」（平成20・05・14 原院第2号、平成20年5月19日）を参考として実施することが要求されていることから、これに基づき評価を実施するための手順及び体制を社内規定に定め、具体的な評価を実施してきている。

加工施設（濃縮）は、2011年9月27日をもって事業開始後20年を迎えたことから、経年変化に関する技術的な評価（高経年化技術評価（PLM））とそれに基づく長期保全計画の検討を実施した。（添付3 別紙3（加工施設（濃縮）の定期的な評価（経年変化に関する技術的な評価（PLM））の評価結果について（概要版））を参照）

なお、施設管理の仕組みへ変更となったが、各施設における長期保全計画に変更はない。これまでの保守管理の実績等を踏まえ、施設管理方針を新たに策定し、施設管理目標を設定すること等により施設管理の継続的な改善を進めていく。

以上

再処理施設の定期的な評価（経年変化に関する技術的な評価（PLM）の評価結果について（概要版））

1. はじめに

再処理施設のうち、使用済燃料受入れ及び貯蔵に係る施設は、再処理設備本体（前処理や分離等）に先行して1999年12月3日に事業を開始し、2019年12月3日をもって事業開始後20年を迎えることから、「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」第十六条の二（再処理施設の定期的な評価）に基づき、経年変化に関する技術的な評価（高経年化技術評価（PLM））とそれに基づく長期保全計画の検討を実施した。

本件の実施にあたっては、長期間使用している使用済燃料受入れ及び貯蔵に係る施設に対し、機器・構築物の機能や性能の変化（劣化）等を高経年化技術評価にて把握し、現状の保全内容の妥当性を確認することに加え、新たな保全策を追加する等、機器・構築物の機能や性能を維持するため、適切な管理を実施することとしている。

2. 高経年化技術評価の概要

(1) 評価対象とした機器・構築物

評価対象とした機器・構築物については、「再処理施設における保安規定の審査基準の制定について」（平成25年11月27日、原研発第1311278号、原子力規制委員会決定）で参考にとされている「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」（平成20・05・14原院第2号、平成20年5月19日）に基づき、安全上重要な施設に含まれるとされている設備・機器<sup>※1</sup>及び海洋放出管とし、それらの支持構造物、基礎ボルトを含めたものとしている（消耗品、定期取替品は評価対象外）。

※1 使用済燃料受入れ及び貯蔵に係る施設では以下に該当する配管、弁、モータ、ケーブル及び構築物等を対象とする。

- ① 使用済燃料を貯蔵するための施設
- ② 非常用所内電源系統及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気等の主要な動力源
- ③ その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統、冷却水系統等

(2) 評価期間

- ① 評価実施期限 : 2019年12月2日
- ② 評価対象期間 : 1999年12月3日（事業開始日）～2018年3月31日

(3) 評価手順

高経年化技術評価では、経年劣化事象に対する技術評価及び耐震安全性評価等にあたり、下図に基づき実施した。

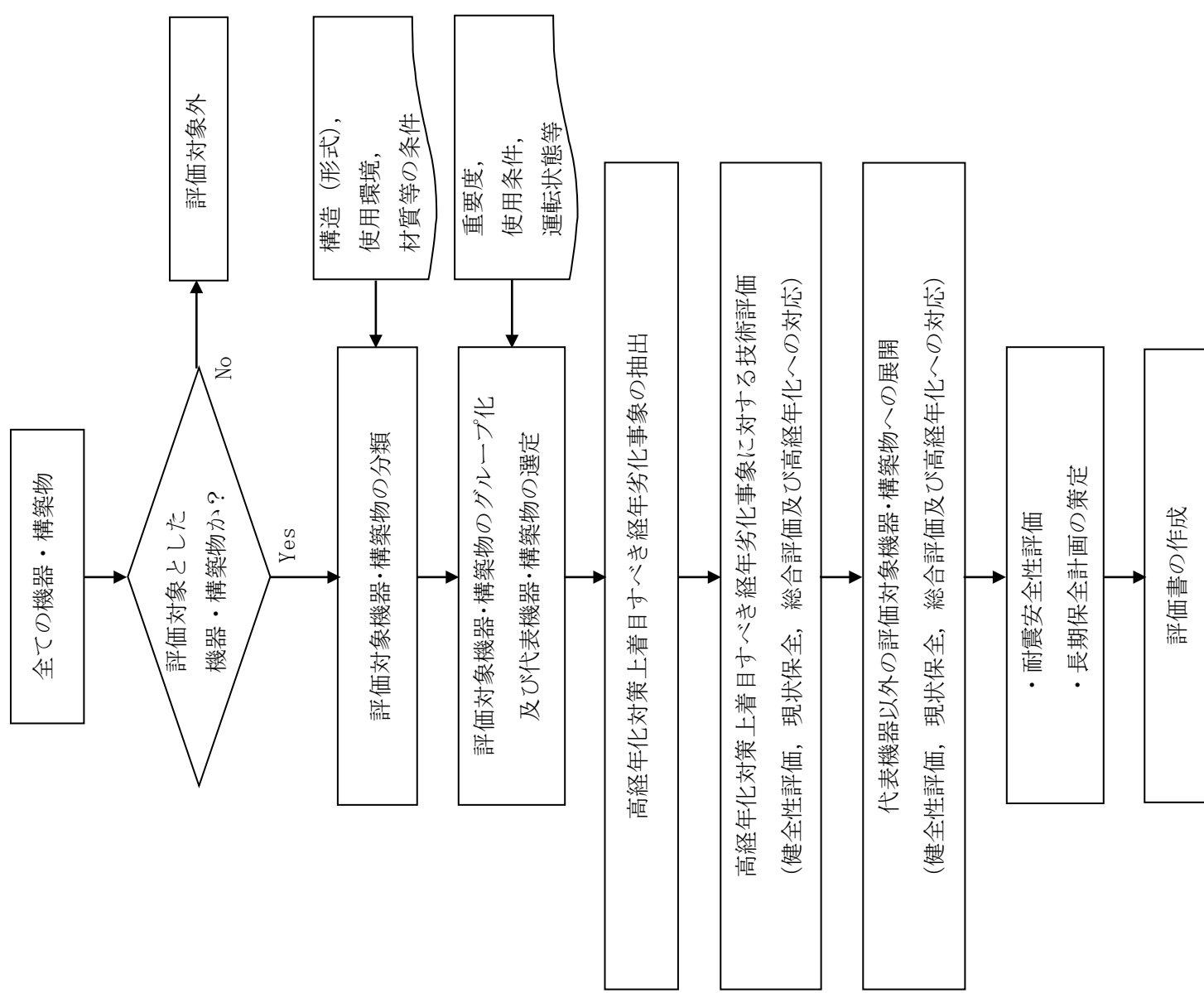


図 1 高経年化技術評価の流れ



再処理施設の定期的な評価(経年変化に関する技術的な評価(PLM))の評価結果について(概要版)

3. 高経年化技術評価の結果

(1) 各機器・構築物における経年劣化事象に対する技術評価の結果

評価対象とした機器・構築物について、先行プラントの最新知見等を基に想定される経年劣化事象に対し技術評価を行った。以下にその結果を示す。

表 1 機械設備における経年劣化事象に対する技術評価結果

	減肉		割れ	絶縁	導通	信号	材質変化	その他の経年劣化事象
	摩耗	腐食						
ポンプ	△	△	△					
熱交換器	△	△	△					
容器			△					・異物付着(△)
配管		△	△	△				
炭素鋼配管系	△	△	△					
弁	△	△	△					
仕切弁								
玉形弁	△	△	△					
逆止弁	△	△						
バタフライ弁	△	△						・へたり(△)
安全弁		△						・へたり(△)
電動弁用駆動部	△	△	△	○	△			
空気作動弁用駆動部	△	△	△					・へたり(△)
燃焼度計測装置	△	△	△		△			
機械設備								・へたり(△) ・クリープ(△) ・カーボンの堆積(△) ・性能低下(△)
非常用ディーゼル機関	△	△	△					
(付属設備)	△	△	△	○				・へたり(△)
クレーン	△	△	△	○	△			・き裂(△) ・素線切れ(△) ・固渋(△) ・へたり(△)
冷却塔	△	△	△	○				
基礎ポルト		△						・付着力低下(△)
海洋放出管		△						・異物付着(△) ・腐み(△)
その他設備								

表 2 電気・計装設備における経年劣化事象に対する技術評価結果 (1/2)

	減肉		割れ	絶縁	導通	信号	材質変化	その他の経年劣化事象
	摩耗	腐食						
ポンプ電動機	△	△	△	○				
高圧電動機	△	△	△	○				
低圧電動機				○				
高圧ケーブル				○				
低圧ケーブル				○				
ケーブルトレイ・電線管		△						
ケーブル接続部		△		○				
計測制御設備		△			△			
制御盤		△			△			

表 2 電気・計装設備における経年劣化事象に対する技術評価結果 (2/2)

	減肉		割れ	絶縁	導通	信号	材質変化	その他の経年劣化事象
	摩耗	腐食						
電源設備								
高圧閉鎖配電盤	△	△		○	△			・へたり(△) ・固着(△) ・固渋(△) ・真空度低下(△)
動力用変圧器		△		○				
低圧閉鎖配電盤	△	△		○	△			・へたり(△) ・汚損(△) ・固着(△) ・固渋(△)
閉鎖母線		△		○		△		
コントロールセンタ	△	△		○	△			・固渋(△)
ディーゼル発電設備	△	△	△	○	△			・固渋(△) ・はく離(△)
無停電電源装置		△		○	△			・固渋(△) ・漏れ電流の変化(△)
直流電源設備		△		○	△			・固渋(△) ・割れ・変形(△)
計測用分電盤		△		○	△			・固渋(△)

表 3 コンクリート及び鉄骨構造物における経年劣化事象に対する技術評価結果

	コンクリート構造物										鉄骨構造物		
	強度低下					しゃへい能力低下					熱	腐食	
	放射線照射	中性化	塩分浸透	7d加水材反応	凍結融解	機械振動	凍結融解	熱	腐食				
コンクリート及び鉄骨構造物	○	○	○	△	△	○	○	○	△	△	○	○	△

凡例(共通)

- : 高経年化上着目すべき経年劣化事象<sup>※2</sup>
- △ : 高経年化上着目すべき経年劣化事象ではない事象<sup>※3</sup>
- 空白 : 部位がない, または使用環境や材料等により経年劣化が生じないことが明らかなもの

※2 「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」(平成 25 年 6 月 19 日, 原子力規制委員会)に記載する以下の主要 6 事象。

- ・ 低サイクル疲労
- ・ 中性子照射脆化
- ・ 照射誘起型応力腐食割れ
- ・ 2相ステンレス鋼の熱時効
- ・ 電気・計装品の絶縁低下

※3 「高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象」は, 以下の考え方に基づく。

- ・ 想定した劣化傾向と実際の劣化傾向の乖離が考え難い経年劣化事象であつて, 想定した劣化傾向等に基づき適切な保全活動を行っているもの
- ・ 現在までの運転経験や使用条件から得られた材料試験データとの比較等により, 今後も経年劣化の進展が考えられない, または進展傾向が極めて小さいと考えられる経年劣化事象

再処理施設の定期的な評価(経年変化に関する技術的な評価(PLM))の評価結果について(概要版)

(2) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象に対する技術評価の結果

「高経年化対策上着目すべき経年劣化事象」については、その経年劣化事象の発生・進展をこれまでの点検結果等から妥当性を評価した。以下に「高経年化対策上着目すべき経年劣化事象」に対する評価結果を示す。

表4 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象に対する技術評価の取り纏め表

No	機器・構築物	対象	経年劣化事象	評価結果
1	ポンプ電動機	・電動機の固定子コイル及び び口出線・接続部品	絶縁特性低下	現状の保全(絶縁抵抗測定等) を継続
2	弁	・電動弁駆動部のブレーキ 電磁コイル, 固定子コイ ル及びび口出線・接続部品	絶縁特性低下	現状の保全(絶縁抵抗測定等) を継続
3	ケーブル	・ケーブルの絶縁体 ・端子台の絶縁物 ・コネクタの絶縁物	絶縁特性低下	現状の保全(絶縁抵抗測定等) を継続
4	非常用ディ ゼル機 関係付 属 設備	・電磁弁の電磁コイル ・ポンプ電動機の固定子コ イル及びび口出線・接続部 品 ・電動弁の固定子コイル及 び口出線・接続部品	絶縁特性低下	現状の保全(絶縁抵抗測定等) を継続
5	クレーン	・電動機の固定子コイル及 び口出線・接続部品 ・ブレーキ電磁コイル ・二次抵抗器 ・変圧器	絶縁特性低下	現状の保全(絶縁抵抗測定等) を継続
6	冷却塔	・ファン電動機の固定子コ イル及びび口出線・接続部 品	絶縁特性低下	現状の保全(絶縁抵抗測定等) を継続
7	電源設備	・遮断器のコイル ・支持碍子 ・変圧器 ・計器用変流器 等	絶縁特性低下	現状の保全(絶縁抵抗測定等) を継続
8	コンクリート 及び鉄骨 構築 物	・コンクリート	強度低下	現状の保全(目視点検)を継続 *)コア抜きサンプルでの定量評 価を実施
			遮へい能力低下	現状の保全(目視点検)を継続

(3) 耐震安全性評価の結果

耐震安全性評価について、3(1)で抽出した機器・構築物に想定される全ての経年劣化事象に対し、これらの事象が顕在化した場合に構造・強度上の影響が有意なものを「耐震安全性上考慮する必要がある経年劣化事象」として抽出し、評価を実施した。なお、コンクリート及び鉄骨構造物の経年劣化事象(熱, 放射線照射, 中性化, 塩分浸透および機械振動)については、技術評価の結果, 長期健全性評価上問題とならないため, 耐震安全性に影響を与えるものではないことを確認した。以下に、「耐震安全性上考慮する必要がある経年劣化事象」の評価結果を示す。

表5 耐震安全性上考慮する必要がある経年劣化事象の取り纏め表

No	機器・構築物	対象	経年劣化事象	評価結果
1	基礎ボルト	・機器付き基礎ボルト等	全面腐食	腐食を考慮しても耐震安全性を確保できると評価した。

4. まとめ

再処理施設のうち、使用済燃料受入れ及び貯蔵に係る施設について、高経年化技術評価の結果、現状の保全内容を継続して行くことにより、今後10年間の使用に対して健全性が確保される見通しが得られた。このことから、新たに長期保全計画の策定が必要な機器・構築物はなかった。

今回実施した20年目の高経年化技術評価は、これまでの経験等に基づいたものであり、今後も運転経験の蓄積、知見の拡充に努め、現状の保全活動を充実するため、経年劣化事象の進展や兆候を把握し、計画的に適宜見直し、評価を行いつつ継続的に進めて行く。

なお、本評価にあたっては、発電炉と同様の評価手法を採用し、高経年化技術評価を行っている。

以上



廃棄物管理施設の定期的な評価(経年変化に関する技術的な評価(PLM))の評価結果について(概要版)

1. はじめに

廃棄物管理施設は、ガラス固化体受入れ建屋、ガラス固化体貯蔵建屋及びガラス固化体貯蔵建屋B棟から構成される。この内、ガラス固化体受入れ建屋とガラス固化体貯蔵建屋は、1995年4月26日に事業を開始し、2015年4月26日に事業開始後20年を迎えることから、2013年12月に改正施行された「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」及び同日に施行された「廃棄物管理施設の定期的な評価に関する運用ガイド(原子力規制委員会決定)」に基づき、高経年化技術評価を実施した。

本件の実施にあたっては、長期間使用している廃棄物管理施設に対して、機器・構築物の機能や性能の経年劣化を施設定期自主検査等や事業開始後20年が経過する前に実施する高経年化技術評価にて把握し、現状の保全内容の妥当性を確認することに加え、新たな保全策を検討するなど、機器・構築物の機能や性能を維持するため、適切な管理を実施することとしている。

2. 高経年化技術評価の概要

(1) 評価対象とした機器・構築物  
高経年化技術評価の対象とした機器・構築物の範囲を以下に示す。

- ① 安全上重要な施設
- ② 保安規定に定める施設定期自主検査を行う設備の性能に係わる機器
- ③ 上記の①、②を内蔵する構築物

※上記のうち、消耗品、定期取替品及び事後保全機器は除く

(2) 評価期間

- ① 評価実施期限 : 2015年4月25日
- ② 評価対象期間 : 1995年4月26日(事業開始日)～2014年3月31日

(3) 評価手順

高経年化技術評価は、廃棄物管理施設の機器・構築物(配管、弁、モータ、ケーブル及び構築物等、約2000に及ぶ機器・構築物)について、今後10年間の使用に対する健全性を確認するため、想定される経年劣化事象に対する現状の保全内容の妥当性、耐震及び津波の影響等について評価する。

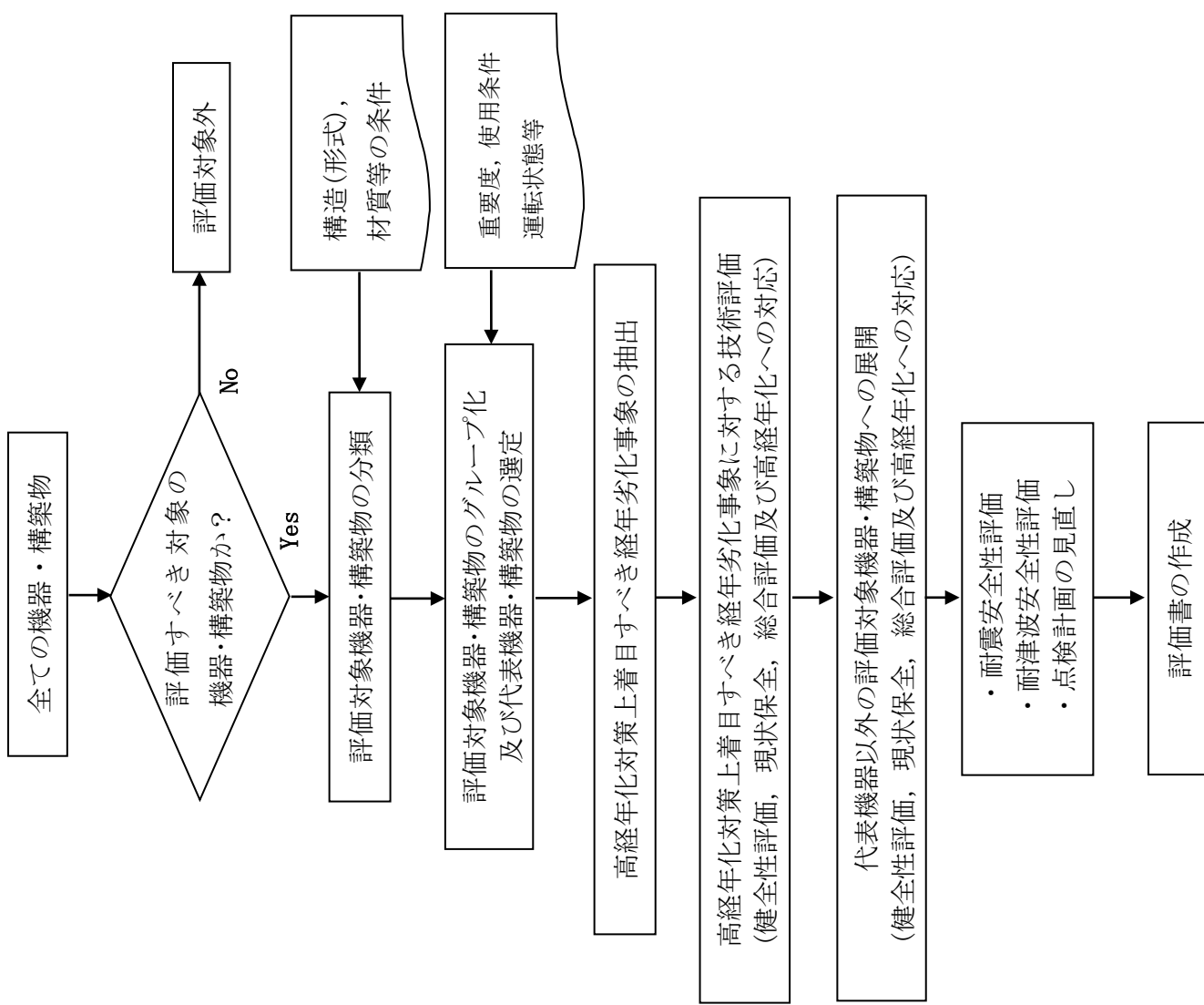


図1 高経年化技術評価の流れ

廃棄物管理施設の定期的な評価(経年変化に関する技術的な評価(PLM))の評価結果について(概要版)

3. 高経年化技術評価結果について

(1) 各機器・構築物における経年劣化事象に対する技術評価の結果

評価対象とした機器・構築物について、先行プラントの最新知見等を基に想定される経年劣化事象に対し技術評価を行った。以下にその結果を示す。

表1 機械設備における経年劣化事象に対する技術評価結果

	源肉		割れ	絶縁	導通	信号	材質変化	その他の経年劣化事象
	摩耗	腐食						
収納管・通風管								
しゃへい設備								
機械設備								
クレーン	△	△	△	○	△	○		・き裂(△)・素線切れ(△) ・へたり(△)・固洪(△)
搬送台車	△	△	△	○	△	○		・へたり(△) ・固洪(△)
基礎ポルト		○△					○	・付着力低下(△)
排風機	△	△	△					
フィルタユニット		△						
ダクト		△						
ダンパ及び弁	△	△						・固着(△) ・へたり(△)
排風機	△	△	△					
フィルタユニット								該当なし
ユニット(サンプリング装置)								該当なし
配管		△						
弁	△	△						・へたり(△)

表2 電気・計装設備における経年劣化事象に対する技術評価結果

	源肉		割れ	絶縁	導通	信号	材質変化	その他の経年劣化事象
	摩耗	腐食						
計測制御設備								
計測装置		△		○	△	○		
操作制御盤		△			△			
ファンモータ		△	△	○				
ケーブル				○			△	
高圧ケーブル				○			△	
低圧ケーブル				○			△	
同軸ケーブル				○			△	
光ファイバケーブル				○			△	
ケーブルトレイ、電線管		○△						
ケーブル接続部		△		○				

表3 コンクリート及び鉄骨構造物における経年劣化事象に対する技術評価結果

	コンクリート構造物										鉄骨構造物		
	強度低下					しゃへい能力低下					腐食	風等の疲労	
	熱	放射線照射	中性化	塩分浸透	7ルリ骨材反位	凍結融解	機械振動	熱	しゃへい能力低下	強度低下			
コンクリート及び鉄骨構造物	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	△	△

凡例(共通)

- : 高経年化上着目すべき経年劣化事象※1
- △ : 高経年化上着目すべき経年劣化事象ではない事象※2
- 空白 : 部位がない、または使用環境や材料等により経年劣化が生じないことが明らかでないもの

※1 原子力発電所の高経年化技術評価書(東京電力株式会社 福島第二原子力発電所

3号炉・平成26年6月など)を参考に選定

※2 「高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象」は、以下の考え方に基づく。

- ・想定した劣化傾向と実際の劣化傾向の乖離が考え難い経年劣化事象であつて、想定した劣化傾向等に基づき適切な保全活動を行っているもの
- ・現在までの運転経験や使用条件から得られた材料試験データとの比較等により、今後も経年劣化の進展が考えられない、または進展傾向が極めて小さいと考えられる経年劣化事象



廃棄物管理施設の定期的な評価(経年変化に関する技術的な評価(PLM))の評価結果について(概要版)

(2) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象に対する技術評価の結果

「高経年化対策上着目すべき経年劣化事象」については、その経年劣化事象の発生・進展をこれまでの点検結果等から妥当性を評価した。以下に「高経年化対策上着目すべき経年劣化事象」に対する評価結果を示す。

表4 高経年化技術評価結果の取り纏め表(1/2)

No	機器・構築物	対象	経年劣化事象	評価(耐震含む)
1	しゃへい容器	<ul style="list-style-type: none"> <li>しゃくたの電磁コイル</li> <li>制御系の変圧器</li> <li>制御系のモータ</li> <li>信号変換処理部</li> <li>電源装置</li> </ul>	絶縁特性低下	現状の保全(絶縁抵抗測定又は動作確認)を継続
2	クレーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブレイキの電磁コイル</li> <li>制御系の変圧器</li> <li>制御系の二次抵抗器</li> <li>制御系のモータ</li> <li>制御系のロードセル</li> <li>信号変換処理部</li> <li>電源装置</li> <li>サイリスタ整流器</li> </ul>	特性変化 絶縁特性低下	現状の保全(動作確認)を継続 現状の保全(絶縁抵抗測定又は動作確認)を継続
3	搬送台車	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブレイキの電磁コイル</li> <li>制御系の変圧器</li> <li>制御系のモータ</li> <li>信号変換処理部</li> <li>電源装置</li> </ul>	特性変化 絶縁特性低下	現状の保全(ルーパ校正試験又は動作確認)を継続 現状の保全(絶縁抵抗測定)を継続
4	基礎ボルト	<ul style="list-style-type: none"> <li>信号変換処理部</li> <li>電源装置</li> <li>後打ちメカカルアノカ</li> <li>後打ちケミカルアノカ</li> </ul>	特性変化 全面腐食	現状の保全(動作確認)を継続 外部は現状の保全(目視点検)を継続し、内部(コンクリート直上部)は、ボルトの減肉を考慮した耐震評価を実施
5	計測制御設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>後打ちケミカルアノカの樹脂部</li> <li>温度検出器</li> <li>流量検出器</li> <li>サンプリングポンプモータ</li> <li>差圧発信機</li> <li>放射線検出器</li> <li>信号変換処理部</li> <li>電源装置</li> </ul>	樹脂の劣化 絶縁特性低下	現状の保全(目視点検)を継続 現状の保全(絶縁抵抗測定)を継続
6	ファンモータ	<ul style="list-style-type: none"> <li>コイル・接続部品</li> </ul>	絶縁特性低下	現状の保全(絶縁抵抗測定)を継続
7	ケーブル	<ul style="list-style-type: none"> <li>絶縁体</li> <li>端子台接続(絶縁物)</li> <li>同軸ケーブル(絶縁物)</li> <li>ケーブルレイ・支持部品</li> </ul>	絶縁特性低下 全面腐食	現状の保全(絶縁抵抗測定又は動作確認)を継続 現状の保全(目視点検)を継続

表4 高経年化技術評価結果の取り纏め表(2/2)

No	機器・構築物	対象	経年劣化事象	評価(耐震含む)
8	コンクリート及び鉄骨構築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンクリート</li> <li>鉄骨</li> </ul>	強度低下 しゃへい能力低下	現状の保全(目視点検)を継続 *)実測値での定量的評価実施 現状の保全(放射線量の監視)を継続 現状の保全(目視点検)を継続

(3) 耐震安全性評価, 耐津波安全性評価の結果

耐震安全性評価について、3(1)で抽出した機器・構築物に想定される全ての経年劣化事象に対し、これらの事象が顕在化した場合に構造・強度上の影響が有意なものを「耐震安全性評価」が必要とする必要のある経年劣化事象」として抽出した。以下に評価結果を示す。  
なお、コンクリート及び鉄骨構築物の経年劣化事象(熱、放射線照射、中性化、塩分浸透、機械振動および腐食)については、技術評価の結果、長期健全性評価上問題とならないため、耐震安全性に影響を与えないことを確認した。

表5 耐震安全性評価の必要のある経年劣化事象の取り纏め表

No	機器・構築物	対象	経年劣化事象	評価結果
1	基礎ボルト	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器付き基礎ボルト等</li> </ul>	全面腐食	腐食を考慮しても耐震安全性を確保できるものと評価した。

なお、津波については、敷地の造成高さおよび海岸からの距離といった立地条件を踏まえ、廃棄物管理施設に影響が及ぶことはないと考えられることから、耐震波安全性評価上の問題は無い。

6. まとめ

高経年化技術評価を実施した結果、廃棄物管理施設を構成する機器・構築物に対して、発生している又は発生する可能性のある経年劣化事象を「着目すべき経年劣化事象」として抽出し、その経年劣化事象の発生・進展について、これまでの点検結果等から評価した。その結果、現状の保全内容を継続して行くことにより、今後10年間の使用に対して健全性が確保される見通しが得られた。

今回実施した高経年化技術評価は、これまでの経験等に基づいたものであり、今後も運転経験の蓄積、知見の拡充に努め、現状の保全活動を充実するため、経年劣化事象の進展や兆候を把握し、計画的に適宜見直し、評価を行いつつ継続的に進めて行く。

なお、本評価にあたっては、発電炉と同様の評価手法を採用し、高経年化技術評価を行っている。

以上

## 加工施設（濃縮）の定期的な評価（経年変化に関する技術的な評価結果について（概要版））

### 1. はじめに

加工事業者には、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第21条の第1項の規定により、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号）第7条の8の2第2項の規定に基づき加工施設の経年変化に関する技術的な評価（以下「高経年化技術評価」という。）及び高経年化技術評価に基づく保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画（以下「長期保全計画」という。）の策定（以下、これらを併せて「高経年化対策」という。）が義務付けられており、平成23年9月27日で事業開始後20年を迎えることから、高経年化対策を実施した。

本資料は、六ヶ所ウラン濃縮工場における高経年化技術評価の結果と長期保全計画について、その概要をまとめたものである。

### 2. 高経年化技術評価の概要

#### (1) 評価手順

高経年化技術評価は、下図に基づき実施した。

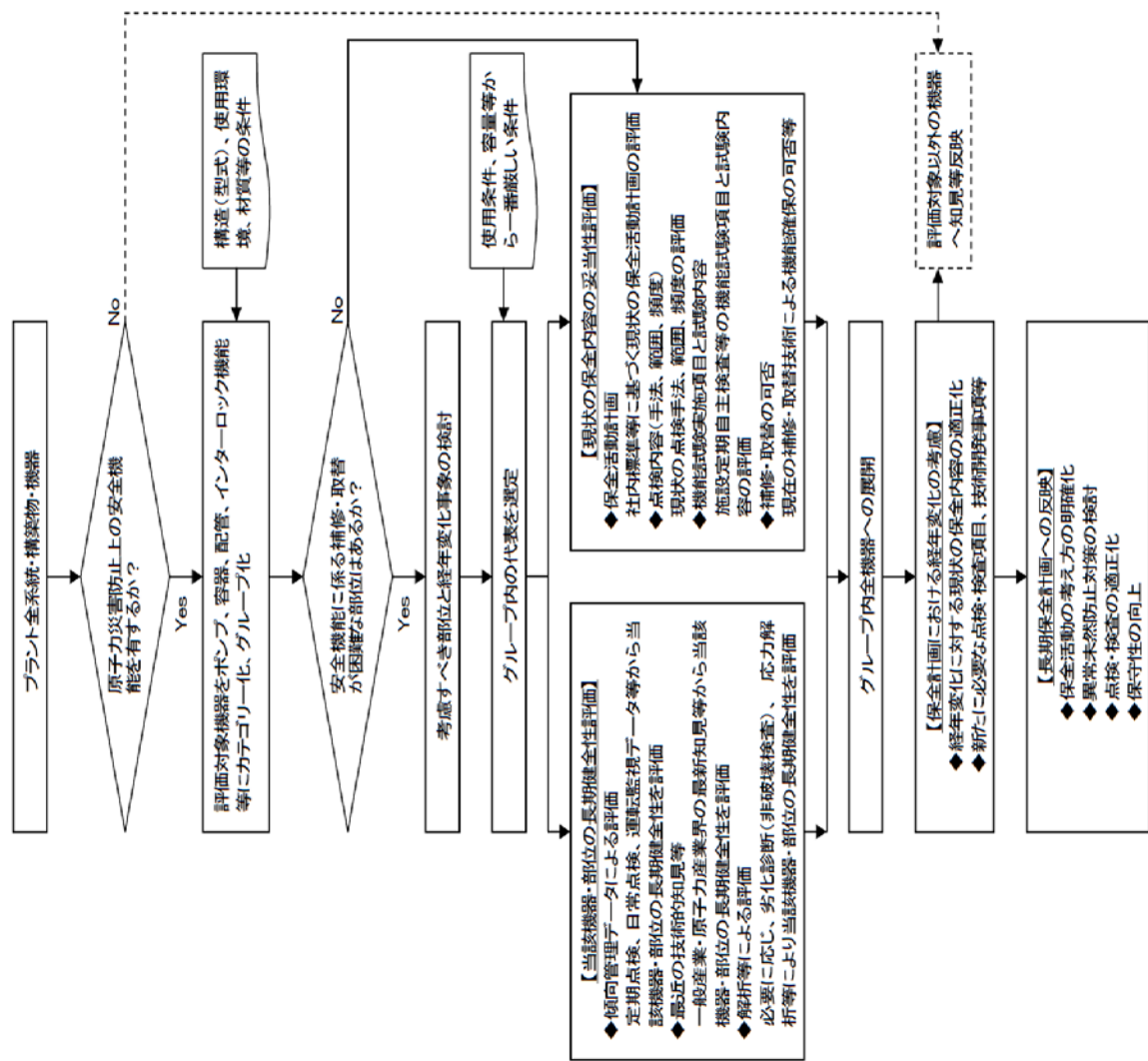


図 1 高経年化技術評価の流れ

### (2) 評価期間

- ①評価実施期限：平成23年9月26日
- ②評価対象期間：平成3年9月27日（事業開始日）から20年間

### (3) 評価対象とした機器・構築物

ウラン濃縮工場においては、一般公衆に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのある施設はなく、安全上重要な施設はないことから、以下のように長期健全性の評価対象機器を抽出した。

#### ①安全機能を有する機器の抽出

ウラン濃縮工場の全系統、構築物、構築物、機器のうち、原子力災害防止上の安全機能を有する機器等として、許認可対象機器及びこれに付帯している構成部品等で安全性に係わるものを抽出し、当該機器等が有する安全機能を明確にした。また、経年劣化事象は、ポンプ等の動的機器と槽・塔類のような静的機器により形態が異なるため、以下の九つに分類分けを行い、安全機能に係わるもので経年劣化が考えられる評価対象部位・経年劣化事象を整理した。

#### 【機器等の分類】

1. 建屋・構築物 2. ポンプ 3. 配管・弁 4. 槽・塔 5. インターロック
6. 空調設備 7. 電気設備 8. 機械設備 9. その他設備
- ②安全機能の重要度及び補修・取替性の明確化

ウラン濃縮工場に設置している設備・機器の全般に渡って技術評価を行うものとし、その重要度を相対的に整理するために、各機器の要する安全機能の重要度を3ランク（Ⅰ重度の影響、Ⅱ中程度の影響、Ⅲ軽度の影響）に分けて分類するとともに、各機器の設置場所、予備機の有無等を考慮し、工事にける生産運転への影響、工事安全性に対する考慮の大小により、補修・取替性を3ランク（A工場全体停止、B設備単位停止、C機器単位停止）に分けて分類した。

#### ③長期健全性の評価対象機器

上記②の考え方にに基づき、全ての許認可対象機器及びこれに付帯している構成部品等で安全性に係わるものを抽出したうえで長期健全性の評価を行う機器をスクリーニングし、重要度が高い機器又は容易に補修・取替ができない機器を抽出した結果は、以下のとおりである。（長期健全性の評価を行う機器の抽出結果を別表示す）

これ以外の機器については、現状保全の妥当性について評価を実施した。

#### 【長期健全性の評価対象】

- a. 建屋
- b. コールドトラップ
- c. 中間製品容器及び高圧配管
- d. 廃品シリンダ



加工施設（濃縮）の定期的な評価（経年変化に関する技術的な評価（PLM）の評価結果について（概要版）

3. 高経年化技術評価の結果

(1) 長期健全性の評価対象機器の結果

長期健全性の評価対象機器について、評価した結果、いずれの機器についても、経年変化事象の発生・進展は極めて遅い等とし、今後も事象が大きく進展する要因はなく、必要に応じて補修等ができるので、今後10年の供用を想定しても安全機能は維持できると評価した。

代表機器	部位（評価点）	経年変化事象	評価結果
建屋	鉄筋コンクリート造の壁、柱、梁	コンクリート中性化、ひび割れ、鉄筋腐食	現状保全（日常巡視点検）を継続
	鉄骨造の柱、梁、ブレスの鉄骨	全面腐食	現状保全（日常巡視点検）を継続
コールドラップ	胴本体	UF6 腐食 保温材被覆部の腐食 熱応力疲労	現状保全（日常巡視点検）を継続
	フィンチューブ（伝熱管）	UF6 腐食 熱応力疲労	
中間製品容器及び 高圧配管	中間製品容器胴本体	UF6 腐食 熱応力疲労	現状保全（日常巡視点検、肉厚測定、耐圧気密試験）を継続
	高圧配管	UF6 腐食 熱応力疲労	
廃品シリンダ （他のシリンダを代表）	胴本体	内面 UF6 腐食 外面大気腐食	現状保全（日常巡視点検、施設定期自主検査）を継続
	バルブ	内面 UF6 腐食 外面大気腐食	
	プラグ	内面 UF6 腐食 外面大気腐食	

以上

4. まとめ

長期健全性に対する評価結果及び現状保全の妥当性の評価結果から、ウラン濃縮工場  
の設備・機器については、点検間隔等を定めて実施している現状の保全を継続すること  
により、その健全性を維持していくことが可能であり、今後、新型遠心機の更新に合わ  
せて実施していく設備更新を確実に進めることによって設備・機器の機能を維持してい  
くことが可能であることを確認した。このことから、新たに長期保全計画の策定が必要  
な機器・構築物はなかった。

ると評価した。

(2) 現状保全の妥当性評価

長期健全性の評価対象機器以外について、現状保全の内容を整理し、安全機能の維持  
を図るための現状保全策として、日常巡視・点検、定期点検等の保全策を予め策定し実  
施していることを確認し、これを継続することにより安全機能を維持することは可能と  
評価した。

(3) 耐震安全性評価の結果

耐震安全性を有する部位について、現状調査（コンクリートのひび割れ調査、基礎ボ  
ルトの腐食や緩みの状況等）の結果を踏まえて、次回の高経年化技術評価までの10年  
間の供用を想定して耐震安全性に与える影響の評価を行った。

その結果、経年変化事象の発生・進展は極めて遅く、今後も事象が大きく進展する要  
因はなく、必要に応じて補修等ができるので、今後10年間の耐震安全性は、維持でき

長期健全性の評価を行う機器の抽出結果

網掛けは、長期健全性の評価を行う機器を示す。

No	分類	設備	機器・インターロック機能	評価対象部位	想定される劣化事象	高経年化対応調査・評価
1	建屋 構造物	建屋	—	壁・天井 鉄筋	コンクリート中性化、ひび割れ 海塩粒子、凍害による鉄筋腐食	現状保全妥当性確認
2	ポンプ	カスケード設備	遠心分離機	外筒(ケーシング) グ)	回転体の経年変化(応力腐食割れ等)による破損 ケーシングUF6腐食 大気腐食	設計仕様(ノーマンテナンス設計)再確認
3	配管・弁	カスケード設備	主要配管(弁を含む)	溶接部 フランジ 曲管部	UF6腐食 大気腐食	現状保全妥当性確認
4	インターロック	カスケード設備	カスケード系内圧力異常高によるカスケード排気のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ボジション等	構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認
5	インターロック	カスケード設備	濃縮度管理インターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ボジション等	構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認
6	電気設備	高周波電源設備	高周波インバータ	筐体 インバータ回路	—	現状保全妥当性確認
7	インターロック	高周波電源設備	出力周波数制限インターロック	監視用発振器 基準発振器 比較回路	構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認
8	槽・塔	UF6処理設備	発生槽	筐体	腐食 シール等部品劣化	現状保全妥当性確認
9	インターロック	UF6処理設備	発生槽原料シリンドラダ圧力異常高又は発生槽内温度異常高による加熱停止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ボジション等	構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認
10	槽・塔	UF6処理設備	製品回収槽	筐体	腐食 シール等部品劣化	現状保全妥当性確認
11	インターロック	UF6処理設備	製品回収槽中間製品容器重量異常高による過充填防止のインターロック	冷却器 検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ボジション等	構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認
12	槽・塔	UF6処理設備	製品回収槽	筐体	—	現状保全妥当性確認
13	インターロック	UF6処理設備	廃品回収槽 廃品回収槽廃品シリンドラダ重量異常高による過充填防止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ボジション等	構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認

No	分類	設備	機器・インターロック機能	評価対象部位	想定される劣化事象	高経年化対応調査・評価
14	槽・塔	UF6処理設備	製品コールドトラップ	胴体	UF6腐食 保温材被覆部の腐食 熱応力疲労	現状保全妥当性確認
15	インターロック	UF6処理設備	製品コールドトラップ圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック	フィンチューブ 検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ボジション等	UF6腐食 熱応力疲労 構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認
16	槽・塔	UF6処理設備	廃品コールドトラップ	胴体	UF6腐食 保温材被覆部の腐食 熱応力疲労	現状保全妥当性確認
17	インターロック	UF6処理設備	廃品コールドトラップ圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック	フィンチューブ 検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ボジション等	UF6腐食 熱応力疲労 構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認
18	槽・塔	UF6処理設備	捕集排気系ケミカルトラップ(NaF)	NaFカートリッジ	UF6腐食 シート部損耗 UF6腐食	現状保全妥当性確認
19	槽・塔	UF6処理設備	捕集排気系ケミカルトラップ(AI2O3)	胴体	—	現状保全妥当性確認
20	ポンプ	UF6処理設備	捕集排気系ロータリポンプ[油回転式]	胴体	UF6腐食 駆動部損傷	現状保全妥当性確認
21	インターロック	UF6処理設備	外部電源喪失によるロータリポンプ停止時のロータリポンプ入口弁閉のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ボジション等	構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認
22	ポンプ	UF6処理設備	廃品第2段コンプレッサ	胴体	UF6腐食 駆動部損傷	現状保全妥当性確認
23	インターロック	UF6処理設備	廃品回収槽入口ヘッド圧力異常高による廃品第2段コンプレッサ停止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ボジション等	構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認
24	槽・塔	UF6処理設備	一般パージ系コールドトラップ	胴体	UF6腐食 保温材被覆部の腐食 熱応力疲労	現状保全妥当性確認
25	インターロック	UF6処理設備	一般パージ系コールドトラップ圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック	フィンチューブ 検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ボジション等	UF6腐食 熱応力疲労 構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認

長期健全性の評価を行う機器の抽出結果

No	分類	設備	機器・インターロック機能	評価対象部位	想定される劣化事象	高経年化対応調査・評価
26	槽・塔	UF6処理設備	一般バージ系ケミカルトラップ(NaF)	胴体	UF6 腐食	現状保全妥当性確認
27	槽・塔	UF6処理設備	一般バージ系ケミカルトラップ(AI2O3)	NaFカートリッジ	シート部損耗 UF6 腐食	現状保全妥当性確認
28	ポンプ	UF6処理設備	一般バージ系ブースタポンプ [ルーツブロワ式]	胴体	UF6 腐食	現状保全妥当性確認
29	ポンプ	UF6処理設備	一般バージ系ロータリポンプ [油回転式]	胴体	UF6 腐食	現状保全妥当性確認
30	インターロック	UF6処理設備	外部電源喪失によるロータリポンプ停止時のロータリポンプ入口弁閉のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ボジション等	構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認
31	槽・塔	UF6処理設備	NaF処理槽	胴体	UF6 腐食 熱応力疲労	未使用につき劣化なし
32	インターロック	UF6処理設備	NaF処理槽温度異常による加熱停止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ボジション等	構成部品の経年劣化	未使用につき劣化なし
33	ポンプ	UF6処理設備	NaF処理槽ブースタポンプ [ルーツブロワ式]	胴体	UF6 腐食	未使用につき劣化なし
34	槽・塔	UF6処理設備	圧力調整槽	胴体	UF6 腐食	現状保全妥当性確認
35	槽・塔	UF6処理設備	カスケード排気系ケミカルトラップ(NaF)(CS系)	胴体	UF6 腐食	現状保全妥当性確認
36	槽・塔	UF6処理設備	カスケード排気系ケミカルトラップ(AI2O3)(CS系)	NaFカートリッジ	シート部損耗 UF6 腐食	現状保全妥当性確認
37	ポンプ	UF6処理設備	カスケード排気系ブースタポンプ(CS系) [ルーツブロワ式]	胴体	UF6 腐食	現状保全妥当性確認
38	ポンプ	UF6処理設備	カスケード排気系ロータリポンプ(CS系) [油回転式]	胴体	UF6 腐食	現状保全妥当性確認
39	インターロック	UF6処理設備	外部電源喪失によるロータリポンプ停止時のロータリポンプ入口弁閉のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ボジション等	構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認
40	ポンプ	UF6処理設備	廃品第1段コンプレッサ	ケーシング 回転体	UF6 腐食 応力腐食割れ	現状保全妥当性確認

No	分類	設備	機器・インターロック機能	評価対象部位	想定される劣化事象	高経年化対応調査・評価
41	槽・塔	UF6処理設備	カスケード排気系ケミカルトラップ(NaF)(CS系)	胴体	UF6 腐食	現状保全妥当性確認
42	槽・塔	UF6処理設備	カスケード排気系ケミカルトラップ(AI2O3)(CS系)	NaFカートリッジ	シート部損耗 UF6 腐食	現状保全妥当性確認
43	ポンプ	UF6処理設備	カスケード排気系ブースタポンプ(CS系)	胴体	UF6 腐食	現状保全妥当性確認
44	ポンプ	UF6処理設備	カスケード排気系ロータリポンプ(CS系)	胴体	UF6 腐食	現状保全妥当性確認
45	インターロック	UF6処理設備	外部電源喪失によるロータリポンプ停止時のロータリポンプ入口弁閉のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ボジション等	構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認
46	配管・弁	UF6処理設備	主要配管(弁を含む)	溶接部 フランジ 曲管部	UF6 腐食	現状保全妥当性確認
47	インターロック	UF6処理設備	配管温度異常による電気ヒータ加熱停止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ボジション等	構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認
48	槽・塔	均質・フレデイング設備	均質槽	胴体 溶接部・シール部 冷却器 加熱器	溶接部・シール部等の気密性低下 腐食	現状保全妥当性確認
49	インターロック	均質・フレデイング設備	工程用モニタHF濃度高によるUF6漏洩拡大防止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ボジション等	構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認
50	インターロック	均質・フレデイング設備	均質槽中間製品容器圧力異常高又は均質槽内温度異常高による加熱停止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ボジション等	構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認
51	インターロック	均質・フレデイング設備	UF6シリンドラ類交換時の誤操作防止のインターロック	リレー、ボジション等	構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認
52	インターロック	均質・フレデイング設備	均質槽中間製品容器重量異常高による過充填防止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ボジション等	構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認
53	槽・塔	均質・フレデイング設備	製品シリンドラ槽	胴体 冷却器 加熱器	腐食 シール等部品劣化 腐食	現状保全妥当性確認



長期健全性の評価を行う機器の抽出結果

No	分類	設備	機器・インターロック機能	評価対象部位	想定される劣化事象	高経年化対応調査・評価
54	インターロック	均質・フレンドリング設備	UF6シリンダ類交換時の誤操作防止のインターロック	リレー、ボジション等	構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認
55	インターロック	均質・フレンドリング設備	製品シリンダ槽製品シリンダ圧力異常高又は製品シリンダ槽内温度異常高による加熱停止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ボジション等	構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認
56	インターロック	均質・フレンドリング設備	製品シリンダ槽製品シリンダ重量異常高による過充填防止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ボジション等	構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認
57	槽・塔	均質・フレンドリング設備	原料シリンダ槽	胴体	腐食 シール等部品劣化	現状保全妥当性確認
58	インターロック	均質・フレンドリング設備	UF6シリンダ類交換時の誤操作防止のインターロック	リレー、ボジション等	構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認
59	インターロック	均質・フレンドリング設備	原料シリンダ槽原料シリンダ圧力異常高又は原料シリンダ槽内温度異常高による加熱停止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ボジション等	構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認
60	槽・塔	均質・フレンドリング設備	均質パージ系コーールドラップ	胴体	UF6腐食 保温材被覆部の腐食 熱応力疲労	現状保全妥当性確認
61	インターロック	均質・フレンドリング設備	均質パージ系コーールドラップ圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック	フィンチューブ 検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ボジション等	UF6腐食 熱応力疲労 構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認
62	槽・塔	均質・フレンドリング設備	均質パージ系ケミカルトラップ (NaF)	胴体 NaFカートリッジ	UF6腐食 シート部損耗 UF6腐食	現状保全妥当性確認
63	槽・塔	均質・フレンドリング設備	均質パージ系ケミカルトラップ (Al <sub>2</sub> O <sub>3</sub> )	胴体	—	現状保全妥当性確認
64	ポンプ	均質・フレンドリング設備	均質パージ系ブースタポンプ [ルーツブロー式]	胴体	UF6腐食	現状保全妥当性確認
65	ポンプ	均質・フレンドリング設備	均質パージ系ロータリポンプ [油回転式]	胴体	UF6腐食	現状保全妥当性確認
66	インターロック	均質・フレンドリング設備	外部電源喪失によるロータリポンプ停止時のロータリポンプ入口弁閉のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ボジション等	構成部品の劣化 本体冗長化	現状保全妥当性確認

No	分類	設備	機器・インターロック機能	評価対象部位	想定される劣化事象	高経年化対応調査・評価
67	機械設備	均質・フレンドリング設備	サンプリング小分け装置	筐体 局所排風機・ダクト (廃棄設備に記載)	熱応力疲労	現状保全妥当性確認
68	インターロック	均質・フレンドリング設備	サンプリングシリンダ圧力異常高又は加熱箱内温度異常高による加熱停止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ボジション等	構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認
69	槽・塔	均質・フレンドリング設備	減圧槽	胴体	—	現状保全妥当性確認
70	容器	均質・フレンドリング設備	中間製品容器	胴体 溶接部 バルブ	UF6腐食 熱応力疲労	現状保全妥当性確認
71	監視機器	均質・フレンドリング設備	工程用モニタ	サンプリング部 検出器、リレー、制御電源、盤内配線等	—	現状保全妥当性確認
72	配管・弁	均質・フレンドリング設備	主要配管(弁を含む)	均質槽配管カバ ー内配管 その他 (溶接部、フランジ、曲管部)	UF6腐食	現状保全妥当性確認
73	インターロック	均質・フレンドリング設備	配管温度異常高による電気ヒータ加熱停止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ボジション等	構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認
74	機械設備	貯蔵設備	原料充填シリンダ置台	置台	腐食	現状保全妥当性確認
75	機械設備	貯蔵設備	製品充填シリンダ置台	置台	腐食	現状保全妥当性確認
76	機械設備	貯蔵設備	付着ウラン回収容器置台	置台	腐食	現状保全妥当性確認
77	機械設備	貯蔵設備	廃品充填シリンダ置台	置台	腐食	現状保全妥当性確認
78	機械設備	貯蔵設備	中間製品容器置台	置台	腐食	現状保全妥当性確認
79	容器	貯蔵設備	原料シリンダ	胴体 バルブ/プラグ	UF6腐食 大気腐食	現状保全妥当性確認

長期健全性の評価を行う機器の抽出結果

No	分類	設備	機器・インターロック機能	評価対象部位	代表的な劣化事象	高経年化対応調査・評価
80	容器	貯蔵設備	廃品シリンダ	胴体 バルブ/ブラグ	UF6 腐食 大気腐食	現状保全妥当性確認
81	容器	貯蔵設備	製品シリンダ	胴体 バルブ/ブラグ	UF6 腐食 大気腐食	現状保全妥当性確認
82	機械設備	搬送設備	天井走行クレーン	ガーター レール ワイヤーロープ 等	腐食 亀裂・変形(繰返し荷 重) 磨耗	現状保全妥当性確認
83	インター ロック	搬送設備	吊上げ高さ制限インターロック	制御回路、リレ ー、制御電源、 盤内配線、リミッ トスイッチ等	構成部品の劣化	現状保全妥当性確認
84	インター ロック	搬送設備	停電時保持インターロック	制御回路、リレ ー、制御電源、 盤内配線、リミッ トスイッチ等	構成部品の劣化	現状保全妥当性確認
85	機械設備	搬送設備	シリンダ搬出入台車	車軸 レール等	磨耗 腐食	現状保全妥当性確認
86	機械設備	搬送設備	シリンダ搬送台車	車軸 レール等	磨耗 腐食	現状保全妥当性確認
87	空調設備	気体廃棄 設備	排気フィルタユニット	筐体 フィルタ	腐食 腐食(HF) 目詰まり	現状保全妥当性確認 現状保全妥当性確認
88	空調設備	気体廃棄 設備	排風機	差圧計 筐体 羽根車、主軸、 モータ等	経年劣化 ケージング等腐食 駆動部磨耗、モータ絶 縁劣化	現状保全妥当性確認 現状保全妥当性確認
89	空調設備	気体廃棄 設備	負圧維持インターロック (予備機起動)	差圧計 検出器、制御回 路、リレー、制御 電源、盤内配 線、等	経年劣化 構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認
90	空調設備	気体廃棄 設備	負圧維持インターロック (運転・停止制限)	検出器、制御回 路、リレー、制御 電源、盤内配 線、等	構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認
91	空調設備	気体廃棄 設備	主要排気ダクト	筐体	腐食	現状保全妥当性確認
92	空調設備	気体廃棄 設備	還気送風機	筐体 羽根車、主軸、 モータ等	ケージング等腐食 駆動部磨耗、モータ絶 縁劣化	現状保全妥当性確認
93	空調設備	気体廃棄 設備	主要還気ダクト	差圧計 筐体	経年劣化 腐食	現状保全妥当性確認 現状保全妥当性確認

No	分類	設備	機器・インターロック機能	評価対象部位	代表的な劣化事象	高経年化対応調査・評価
94	空調設備	気体廃棄 設備	局所排気装置	筐体	腐食	現状保全妥当性確認
95	空調設備	気体廃棄 設備	局所排気装置フィルタユニット	HF吸着器 筐体 フィルタ	腐食 腐食(HF) 目詰まり	現状保全妥当性確認 現状保全妥当性確認 現状保全妥当性確認
96	空調設備	気体廃棄 設備	局所排風機	差圧計 筐体 羽根車、主軸、 モータ等	経年劣化 ケージング等腐食 駆動部磨耗、モータ絶 縁劣化	現状保全妥当性確認 現状保全妥当性確認
97	空調設備	気体廃棄 設備	主要局所排気ダクト	差圧計 筐体	経年劣化 腐食	現状保全妥当性確認 現状保全妥当性確認
98	槽・塔	液体廃棄 設備	洗缶廃水貯槽	筐体	腐食	現状保全妥当性確認
99	槽・塔	液体廃棄 設備	凝集槽	筐体	腐食	現状保全妥当性確認
100	インター ロック	液体廃棄 設備	凝集槽液面異常高による受入れ 停止のインターロック	検出器、リレー、 制御電源、盤内 配線等	構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認
101	機械設備	液体廃棄 設備	管理廃水処理脱水機	筐体	腐食	現状保全妥当性確認
102	槽・塔	液体廃棄 設備	脱水ろ液タンク	筐体	腐食	現状保全妥当性確認
103	インター ロック	液体廃棄 設備	脱水ろ液タンク液面異常高による 受入れ停止のインターロック	検出器、リレー、 制御電源、盤内 配線等	構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認
104	槽・塔	液体廃棄 設備	除染廃水ピット	筐体 耐震2類	腐食	現状保全妥当性確認
105	槽・塔	液体廃棄 設備	分析廃水ピット	筐体 耐震2類	腐食	現状保全妥当性確認
106	槽・塔	液体廃棄 設備	第1廃水調整ピット	筐体 耐震2類	腐食	現状保全妥当性確認
107	インター ロック	液体廃棄 設備	液面異常警報 (除染・分析・第1廃水ピット)	検出器、リレー、 制御電源、盤内 配線等	構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認
108	槽・塔	液体廃棄 設備	第1反応タンク	筐体 耐震3類	腐食	現状保全妥当性確認
109	槽・塔	液体廃棄 設備	第2反応タンク	筐体 耐震3類	腐食	現状保全妥当性確認
110	槽・塔	液体廃棄 設備	凝集沈殿槽	筐体 耐震3類	腐食	現状保全妥当性確認
111	槽・塔	液体廃棄 設備	汚泥タンク	筐体 耐震3類	腐食	現状保全妥当性確認

長期健全性の評価を行う機器の抽出結果

No	分類	設備	機器・インターロック機能	評価対象部位	代表的な劣化事象	高経年化対応調査・評価
112	インターロック	液体廃棄設備	汚泥タンク液面異常高による受入れ停止のインターロック	格出器、リレー、制御電源、盤内配線等	構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認
113	槽・塔	液体廃棄設備	凝沈処理水ピット	筐体耐震2類	腐食	現状保全妥当性確認
114	槽・塔	液体廃棄設備	砂ろ過塔	筐体耐震3類	腐食	現状保全妥当性確認
115	槽・塔	液体廃棄設備	管理廃水処理第1活性炭吸着塔	筐体活性炭耐震3類	腐食 性能低下	現状保全妥当性確認
116	槽・塔	液体廃棄設備	マイクロフィルタ	筐体耐震3類	腐食 性能低下	現状保全妥当性確認
117	槽・塔	液体廃棄設備	ろ過器循環タンク	筐体耐震3類	腐食	現状保全妥当性確認
118	槽・塔	液体廃棄設備	ろ過器	筐体耐震3類	硬化	現状保全妥当性確認
119	槽・塔	液体廃棄設備	ろ過器逆洗タンク	筐体耐震3類	腐食	現状保全妥当性確認
120	槽・塔	液体廃棄設備	ろ過水pH調整タンク	筐体耐震3類	腐食	現状保全妥当性確認
121	槽・塔	液体廃棄設備	ろ過器処理水タンク	筐体耐震3類	腐食	現状保全妥当性確認
122	槽・塔	液体廃棄設備	弗素吸着塔	筐体樹脂耐震3類	腐食 性能低下	現状保全妥当性確認
123	槽・塔	液体廃棄設備	ウラン吸着塔	筐体樹脂耐震3類	腐食 性能低下	現状保全妥当性確認
124	槽・塔	液体廃棄設備	イオン交換樹脂塔	筐体樹脂耐震3類	腐食 性能低下	現状保全妥当性確認
125	槽・塔	液体廃棄設備	中和タンク	筐体耐震3類	腐食	現状保全妥当性確認
126	槽・塔	液体廃棄設備	第1処理水ピット	筐体耐震2類	腐食	現状保全妥当性確認
127	槽・塔	液体廃棄設備	再生廃液ピット	筐体耐震2類	腐食	現状保全妥当性確認
128	槽・塔	液体廃棄設備	中間室廃水ピット(A~D)	筐体耐震2類	腐食	現状保全妥当性確認
129	槽・塔	液体廃棄設備	発生回収室廃水ピット	筐体耐震1類	腐食	現状保全妥当性確認
130	槽・塔	液体廃棄設備	手洗廃水ピット	筐体耐震2類	腐食	現状保全妥当性確認
131	槽・塔	液体廃棄設備	第2廃水調整ピット	水中ポンプ 筐体耐震2類	腐食 腐食	現状保全妥当性確認 現状保全妥当性確認

No	分類	設備	機器・インターロック機能	評価対象部位	代表的な劣化事象	高経年化対応調査・評価
132	槽・塔	液体廃棄設備	管理廃水処理第2活性炭吸着塔	筐体活性炭耐震3類	腐食 性能低下	現状保全妥当性確認
133	槽・塔	液体廃棄設備	第2処理水ピット	筐体耐震2類	腐食	現状保全妥当性確認
134	ポンプ	液体廃棄設備	凝集槽送水ポンプ	筐体主軸等耐震2類	硬化 駆動部磨耗	現状保全妥当性確認
135	ポンプ	液体廃棄設備	脱水機凝集液ポンプ	筐体主軸等耐震2類	駆動部磨耗	現状保全妥当性確認
136	ポンプ	液体廃棄設備	脱水ろ液ポンプ	筐体主軸等耐震3類	腐食 駆動部磨耗	現状保全妥当性確認
137	ポンプ	液体廃棄設備	除染廃水ポンプ	筐体主軸等耐震3類	硬化 駆動部磨耗	現状保全妥当性確認
138	ポンプ	液体廃棄設備	分析廃水ポンプ	筐体主軸等耐震3類	硬化 駆動部磨耗	現状保全妥当性確認
139	ポンプ	液体廃棄設備	第1反応タンク送水ポンプ	筐体主軸等耐震3類	硬化 駆動部磨耗	現状保全妥当性確認
140	ポンプ	液体廃棄設備	管理廃水処理脱水機送泥ポンプ	筐体主軸等耐震3類	腐食 駆動部磨耗	現状保全妥当性確認
141	ポンプ	液体廃棄設備	砂ろ過塔送水ポンプ	筐体主軸等耐震3類	腐食 駆動部磨耗	現状保全妥当性確認
142	ポンプ	液体廃棄設備	ろ過器送水ポンプ	筐体主軸等耐震3類	腐食 駆動部磨耗	現状保全妥当性確認
143	ポンプ	液体廃棄設備	ろ過器逆洗ポンプ	筐体主軸等耐震3類	腐食 駆動部磨耗	現状保全妥当性確認
144	ポンプ	液体廃棄設備	弗素吸着塔送水ポンプ	筐体主軸等耐震3類	硬化 駆動部磨耗	現状保全妥当性確認
145	ポンプ	液体廃棄設備	第1処理水ポンプ	筐体主軸等耐震3類	腐食 駆動部磨耗	現状保全妥当性確認
146	ポンプ	液体廃棄設備	再生廃液ポンプ	筐体主軸等耐震3類	硬化 駆動部磨耗	現状保全妥当性確認
147	ポンプ	液体廃棄設備	吸着塔送水ポンプ	筐体主軸等耐震3類	腐食 駆動部磨耗	現状保全妥当性確認



長期健全性の評価を行う機器の抽出結果

No	分類	設備	機器・インターロック機能	評価対象部位	代表的な劣化事象	高経年化対応調査・評価
148	ポンプ	液体廃棄設備	第2処理水ポンプ	筐体 主軸等 耐震3類	腐食 駆動部磨耗	現状保全妥当性確認
149	配管・弁	液体廃棄設備	主要放射性廃水配管(弁を含む)	筐体 主軸等 耐震2類~3類	腐食	現状保全妥当性確認
150	槽・塔	液体廃棄設備	堰	筐体 耐震2類	腐食	現状保全妥当性確認
151	槽・塔	液体廃棄設備	ホットランドリー至廃水タンク	筐体 耐震2類	腐食	未使用につき劣化なし
152	ポンプ	液体廃棄設備	ホットランドリー至廃水送水ポンプ	筐体 主軸等 耐震3類	腐食 駆動部磨耗	未使用につき劣化なし
153	槽・塔	液体廃棄設備	発回均質室廃水ピット(1~4)	筐体 耐震1類	腐食	現状保全妥当性確認
154	機械設備	液体廃棄設備	IF <sub>3</sub> ポンペ置台	水中ポンプ	腐食	現状保全妥当性確認
155	その他設備	放射線管理施設	排気用モニタ	サンプリング部 検出器	腐食 特性変化	現状保全妥当性確認
156	その他設備	放射線管理施設	排気用HFモニタ	サンプリング部 検出器	腐食 電極劣化	現状保全妥当性確認
157	その他設備	放射線管理施設	発生回収室換気用モニタ	サンプリング部 検出器	腐食 電極劣化	現状保全妥当性確認
158	その他設備	放射線管理施設	均質室換気用モニタ	サンプリング部 検出器	腐食 電極劣化	現状保全妥当性確認
159	その他設備	放射線管理施設	エアスニッフア	ヘッド本体部	腐食	現状保全妥当性確認
160	電気設備	非常用設備	ディーゼル発電機	ディーゼル機関 (噴燃弁・ポンプ、 吸排気弁、シリンダ ヘッド、冷却器等) 発電機 (コイル、変流 器、変圧器等)	磨耗 腐食 絶縁劣化	現状保全妥当性確認
161	電気設備	放射線管理施設	無停電電源装置	インバータ 変圧器	絶縁劣化	現状保全妥当性確認
162	電気設備	放射線管理施設	直流電源設備(蓄電池盤)	蓄電池 変圧器	絶縁劣化	現状保全妥当性確認
163	電気設備	放射線管理施設	直流電源設備(充電器盤)	整流器 変圧器	絶縁劣化	現状保全妥当性確認
164	その他設備	放射線管理施設	消火器	—	消火剤劣化	現状保全妥当性確認
165	その他設備	放射線管理施設	屋外消火栓	ポンプ 給水管	腐食 磨耗	現状保全妥当性確認
166	その他設備	放射線管理施設	感知器	素子、リレー等	部品劣化	現状保全妥当性確認

No	分類	設備	機器・インターロック機能	評価対象部位	代表的な劣化事象	高経年化対応調査・評価
167	その他設備	検査設備	質量分析装置	筐体 構成部品	腐食 部品劣化	現状保全妥当性確認
168	その他設備	検査設備	発光分光装置	—	—	現状保全妥当性確認
169	その他設備	検査設備	高周波プラズマ分光装置	—	—	現状保全妥当性確認
170	その他設備	検査設備	赤外分光分析装置	—	—	現状保全妥当性確認
171	その他設備	検査設備	スクラバー付きドラフトチェンバ	筐体	腐食	現状保全妥当性確認
172	その他設備	検査設備	カリフォルニア型フード	筐体	腐食	現状保全妥当性確認
173	その他設備	検査設備	サンブル保管戸棚	筐体	腐食	現状保全妥当性確認
174	その他設備	検査設備	主要分析ダクト	筐体	腐食	現状保全妥当性確認
175	その他設備	計量設備	秤量計	シリンダ支持部 計量器	シリンダ支持部腐食 計量器構成部品劣化	現状保全妥当性確認
176	その他設備	その他の主要な設備	洗缶架台	シリンダ支持部	腐食	現状保全妥当性確認
177	その他設備	その他の主要な設備	除染ハウス	筐体 排気フード	腐食	現状保全妥当性確認
178	空調設備	その他の主要な設備	除染排気処理装置	筐体 フィルタユニット	腐食 腐食(HF) 目詰まり	現状保全妥当性確認 現状保全妥当性確認
179	空調設備	その他の主要な設備	除染排風機	HF吸着器	腐食 AI2O3性能劣化	現状保全妥当性確認
180	空調設備	その他の主要な設備	主要除染ダクト	筐体 羽根車、主軸、モータ等	経年劣化 腐食	現状保全妥当性確認 現状保全妥当性確認
181	その他設備	その他の主要な設備	ドライクリーニング装置	洗濯ドラム	腐食	未使用につき劣化なし
182	その他設備	その他の主要な設備	基礎ボルト	全体	腐食	現状保全妥当性確認
183	その他設備	その他の主要な設備	基礎ボルト(ケミカルアンカ)	全体	樹脂劣化	現状保全妥当性確認
184	その他設備	その他の主要な設備	架構	全体	腐食	現状保全妥当性確認

長期健全性の評価を行う機器の抽出結果

No	分類	設備	機器・インターロック機能	評価対象部位	代表的な劣化事象	高経年化対応調査・評価
185	槽・塔	付着ウラン回収設備	IF <sub>7</sub> ポンベ発生槽	筐体	腐食 シール等部品劣化	現状保全妥当性確認
186	槽・塔	付着ウラン回収設備	IF <sub>7</sub> 圧力調整槽	胴体	IF7 腐食	現状保全妥当性確認
187	槽・塔	付着ウラン回収設備	混合ガスコーールドトラップ	胴体	UF6・IF5 腐食 保温材被覆部の腐食 熱応力疲労	現状保全妥当性確認
188	インターロック	付着ウラン回収設備	混合ガスコーールドトラップ圧力異常又は温度異常による加熱停止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ボジション等	構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認
189	槽・塔	付着ウラン回収設備	UF <sub>6</sub> 回収槽	筐体	腐食 シール等部品劣化	現状保全妥当性確認
190	インターロック	付着ウラン回収設備	UF <sub>6</sub> 回収槽付着ウラン回収器圧力異常又はUF <sub>6</sub> 回収槽内温度異常による加熱停止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ボジション等	構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認
191	インターロック	付着ウラン回収設備	UF <sub>6</sub> 回収槽付着ウラン回収器重量異常による過充填防止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ボジション等	構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認
192	ポンプ	付着ウラン回収設備	IF <sub>7</sub> 循環コンプレッサ	胴体	UF6・IF7 腐食 駆動部損傷	現状保全妥当性確認
193	インターロック	付着ウラン回収設備	IF <sub>7</sub> 圧力調整槽入口圧力異常によるIF <sub>7</sub> 循環コンプレッサ停止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ボジション等	構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認
194	槽・塔	付着ウラン回収設備	回収系ケミカルトラップ(NaF)	胴体	UF6 腐食	現状保全妥当性確認
195	槽・塔	付着ウラン回収設備	回収系IF <sub>7</sub> コーールドトラップ	胴体	シール部損耗 UF6 腐食	現状保全妥当性確認
196	インターロック	付着ウラン回収設備	回収系IF <sub>7</sub> コーールドトラップ圧力異常による加熱停止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ボジション等	構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認

No	分類	設備	機器・インターロック機能	評価対象部位	代表的な劣化事象	高経年化対応調査・評価
197	槽・塔	付着ウラン回収設備	IF <sub>7</sub> 回収系ポンベ回収槽	筐体	腐食 シール等部品劣化	現状保全妥当性確認
198	インターロック	付着ウラン回収設備	IF <sub>7</sub> 回収系ポンベ回収槽のIF <sub>7</sub> ポンベ圧力異常による圧力異常警報	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線等	構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認
199	槽・塔	付着ウラン回収設備	排気系ケミカルトラップ(NaF)	胴体	UF6 腐食	現状保全妥当性確認
200	槽・塔	付着ウラン回収設備	排気系ケミカルトラップ(AI2O3)	NaFカートリッジ	シール部損耗 UF6 腐食	現状保全妥当性確認
201	槽・塔	付着ウラン回収設備	パージ系IF <sub>7</sub> コーールドトラップ	胴体	UF6・IF7 腐食 保温材被覆部の腐食 熱応力疲労	現状保全妥当性確認
202	インターロック	付着ウラン回収設備	パージ系IF <sub>7</sub> コーールドトラップ圧力異常による加熱停止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ボジション等	構成部品の経年劣化	現状保全妥当性確認
203	槽・塔	付着ウラン回収設備	パージ系ケミカルトラップ(NaF)	胴体	UF6 腐食	現状保全妥当性確認
204	槽・塔	付着ウラン回収設備	パージ系ケミカルトラップ(AI2O3)	NaFカートリッジ	シール部損耗 UF6 腐食	現状保全妥当性確認
205	槽・塔	付着ウラン回収設備	パージ系第2ケミカルトラップ(AI2O3)	胴体	UF6 腐食	現状保全妥当性確認
206	ポンプ	付着ウラン回収設備	パージ系ブースタポンプ	胴体	UF6 腐食	現状保全妥当性確認
207	配管・弁	付着ウラン回収設備	主要配管(弁を含む)	溶接部 フランジ 曲管部	UF6・IF5・IF7 腐食	現状保全妥当性確認
208	容器	付着ウラン回収設備	付着ウラン回収器	胴体 溶接部 バルブ	UF6・IF5 腐食 熱応力疲労	現状保全妥当性確認

## 長期健全性の評価を行う機器の抽出結果

No	分類	機器・インターロック機能	評価対象部位	代表的な劣化事象	高齢年化対応調査・評価
209	その他設備 (保安規定)	線量当量率サーベイメータ	—	部品劣化	現状保全妥当性確認
210	その他設備 (同上)	汚染サーベイメータ	—	部品劣化	現状保全妥当性確認
211	その他設備 (同上)	ダストサンブラ	—	部品劣化	現状保全妥当性確認
212	その他設備 (同上)	退出モニタ	—	部品劣化	現状保全妥当性確認
213	その他設備 (同上)	放射能測定装置	—	部品劣化	現状保全妥当性確認
214	その他設備 (同上)	積算線量計用測定装置	—	部品劣化	現状保全妥当性確認
215	その他設備 (事業許可)	個人線量測定器(EPD)	—	部品劣化	現状保全妥当性確認
216	その他設備 (同上)	モニタリングポイント	—	部品劣化	現状保全妥当性確認
217	その他設備 (同上)	気象観測機器	—	部品劣化	現状保全妥当性確認
218	その他設備 (同上)	放射線防護具	—	部品劣化	現状保全妥当性確認



## 設計管理、作業管理及び構成管理を実施する部門について

## 1. はじめに

本資料は、現在申請中の再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)、廃棄物埋設施設、加工施設(MOX)保安規定(変更)認可申請に関する審査会合におけるコメントを踏まえ、その対応について説明する資料である。

## 2. 審査会合におけるコメント

日本原燃では、設計管理、作業管理、構成管理の内容を保安規定に規定している。再処理施設及び廃棄物管理施設では、保安規定の条文で規定している具体的な実施者(各職位)が不明確であるため、説明すること。また、構成管理について、各課がどのように実施しているのか具体例を提示し説明すること。

## 3. 説明内容

再処理施設及び廃棄物管理施設では、対象となる工事により設計管理、作業管理、構成管理を実施する部門に違いがあるが、主に施設部門において設計管理を実施し、必要により保全部門へ作業管理を依頼し、改造工事等を実施している。

また、設計管理・作業管理(点検、巡視等)・結果の確認評価(試験・検査)を通して構成管理を実施しており、多数の部門において、上記業務を実施していることから、保安規定の条文では(各職位)と規定している。

再処理施設保安規定を例に、具体的に実施する部門について補足説明する(添付4 別紙1参照)。

また、それぞれの作業内容を7月27日の審査会合資料より抜粋して示す。(添付4 別紙2-1, 2-2, 2-3 ; 2020年7月27日 審査会合 資料2-2 363~365/440頁より)

構成管理に係る具体的な業務について、「前処理建屋 中圧空気圧縮装置更新工事」を例に業務フローを示す(添付4 別紙3参照)。

以上

各条文に記載された各職位について

1. 再処理施設保安規定 第75条 設計管理(具体的な内容については添付4 別紙2-1に示す。) 第75条 各職位<sup>\*1</sup>は、再処理施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更<sup>\*</sup>に該当するかどうかを判断する。(以下略) <sup>\*1</sup>: 設計を実施する部門のことであり、以下にその詳細を示す(表-1参照)。

表-1 再処理事業部及び技術本部における設計を実施する部門<sup>\*2</sup>

再処理事業部	機械技術課、前処理機械課、共用機械課、化学処理機械課、分析化学機械課、ガラス固化機械課、電気技術課、電気保全課、計装技術課、計装設計課、計装第一課、計装第二課、建築保全課、土木保全課、前処理課、燃料管理課、分離課、精製課、脱硝課、ガラス固化課、貯蔵管理課、廃棄物管理課、ユーティリティ施設課、安全ユーティリティ課、分析管理課、分析課、放射線施設課、新基準設計部
技術本部	設計部、プロジェクト部、土木建築技術課、耐震技術課、土木課、建築課

<sup>\*2</sup>: 表中に示す部門については、今後の職制変更に伴い、変更を行う場合がある。

2. 再処理施設保安規定 第76条 作業管理(具体的な内容については添付4 別紙2-2に示す。) 第76条 各職位<sup>\*3</sup>は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。(以下略) <sup>\*3</sup>: 作業を実施する部門のことであり、以下にその詳細を示す(表-2参照)。

表-2 再処理事業部及び技術本部における作業を実施する部門<sup>\*2</sup>

再処理事業部	表-1に記載の再処理事業部各課、運転部、環境管理課、火災防護課
技術本部	表-1に記載の技術本部各課

3. 再処理施設保安規定 第74条12項 構成管理(具体的な内容については添付4 別紙2-3に示す。) 第74条12 施設管理を実施する各職位<sup>\*4</sup>は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。(以下略) <sup>\*4</sup>: 構成管理を実施する部門のことであり、以下にその詳細を示す(表-3参照)。

表-3 再処理事業部及び技術本部における構成管理を実施する部門<sup>\*2</sup>

再処理事業部	表-2に記載の再処理事業部各課、事業者検査課
技術本部	表-1に記載の技術本部各課

4. 再処理施設保安規定 第17条 職務

表-1、表-2及び表-3に示す部門の職務については、再処理施設保安規定 第17条 職務に記載している。代表として以下に機械技術課長の記載を示す。 第17条2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。

(47) 機械技術課長は、機械設備の点検、工事等に係る計画に関する業務を行う。

補足: 再処理施設保安規定 別表1(管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長)には、機械技術課長が共通的な点検、機器の遠隔交換等の点検、工事等を行う旨、記載している。

## ⑮設計管理

項目	内容
実施者	設計主管課
方法	<p>再処理施設及び廃棄物管理施設に必要な要求事項を整理したうえで社内標準類に従い設計のインプットから妥当性確認までのプロセスの全体像、責任と権限及びインターフェイスを含めて、「設計の計画」を策定する。</p> <p>※設計の計画とは設計の計画時に、設計へのインプット・アウトプット、設計レビュー、設計の検証、設計の妥当性確認、実施体制、責任、設計スケジュール等について明確にする計画書である。</p> <p>また、設計からのアウトプットが、設計へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするため、設計の計画で計画されたとおり、発注仕様書、設計図書及び技術検討書等の社内設計の結果として信頼性の高い図書について、チェックシートを用いて設計の検証を実施する。</p> <p>結果として得られる施設が、指定された用途または意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするため、設計の計画で計画した方法に従って、設計の妥当性確認を実施する。</p>
保安規定 該当箇所	<p><b>【再処理施設】</b> 第5条 7.3 設計開発 第75条 設計管理 (資料2-資料④No.23)</p> <p><b>【廃棄物管理施設】</b> 第3条の4 7.3 設計開発 第24条 設計管理 (資料2-資料④No.23)</p>



## ⑩作業管理

項目	内容
実施者	施設管理を実施する部署
方法	<p>施設管理実施計画に基づき実施する作業について以下に示す作業全般の管理を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</li> <li>・供用中の施設に対する悪影響の防止</li> <li>・使用開始後の管理上重要な初期データの採取</li> <li>・作業工程の管理</li> <li>・使用開始までの作業対象設備の管理</li> <li>・作業における放射性廃棄物管理</li> <li>・作業における放射線管理</li> </ul> <p>また、以下の状況等を踏まえて必要に応じ見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不適合管理、是正処置及び未然防止処置</li> </ul>
保安規定 該当箇所	<p><b>【再処理施設】</b> 第76条 作業管理 (資料2-資料④No.24)</p> <p><b>【廃棄物管理施設】</b> 第25条 作業管理 (資料2-資料④No.24)</p>

## ⑭構成管理

項目	内容
実施者	施設管理を実施する者
方法	<p>構成管理については、①から⑤により、設計要件、施設構成情報及び物理的構成（以下、「各要素」という。）の均衡を保つ。</p> <p>①設計管理において、設計要件と施設構成情報との検証を設計の検証にて行う。</p> <p>②工事において、施設構成情報に基づき、施工がなされていることを試験（性能試験、据付外観確認等）によって確認する。</p> <p>③使用前事業者検査等により設計要件を満足していることを確認する。</p> <p>④日々の施設管理において、設計管理または工事にて設定した余裕が維持されていることを確認する。</p> <p>⑤各要素の均衡が崩れていることまたは設定した余裕が維持されていないことを確認した場合は、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p>
保安規定 該当箇所	<p><b>【再処理施設】</b> 第74条 12 構成管理 (資料2-資料④No.21)</p> <p><b>【廃棄物管理施設】</b> 第23条 12 構成管理 (資料2-資料④No.21)</p>

	前処理課	前処理機械課	事業者検査課	運転部
<p>設計管理</p> <p>更新工事</p>		<p>設計要件 構築物・系統及び機器は どのようなものでなければならぬか</p> <p>物理的構成 実際の構築物・系統 及び機器</p> <p>① 設計要件をインプットとする 設計結果の検証</p> <p>② 設計図書どおりの施工であること の確認</p> <p>③ 設計要件どおりの機能が確保／ 維持されていることの確認</p>	<p>構築物・系統及び機器はどのようなものかを示す図書（設計図書）</p> <p>① 設計の検証 前処理課長は、設計要求事項に基づき設計からのアウトプットが発注仕様書及び設計図書等に正しく反映されているかを確認している。</p> <p>② 設計の妥当性確認 前処理課長は、工事対象機器が設計図書通りの仕様であり、設計要件通りの機能が確保されていることを、前処理機械課長が実施した試験及び現地検査の結果により、設計の妥当性を確認している。</p> <p>② 更新工事 前処理機械課長は、発注仕様書の内容及び設計図書が、作業要領書に反映されていることを確認し、作業要領書に基づき工事、試験及び検査を実施している。</p> <p>②③ 試験・自主検査 前処理機械課長は、作業要領書に基づき性能試験、据付・外觀検査、材料・寸法検査及び耐圧・漏えい検査を実施し、確認・評価をしている。</p> <p>③ 巡視、監視 統括当直長は、日々の巡視による運転管理において、設計余裕が維持されていることを確認している。</p>	<p>均衡を守るための施設管理の例&gt;</p> <p>① 設計要件をインプットとする 設計結果の検証</p> <p>② 設計図書どおりの施工であること の確認</p> <p>③ 設計要件どおりの機能が確保／ 維持されていることの確認</p>
<p>作業管理</p> <p>結果の確認・評価</p> <p>(運転監視等)</p>	<p>設計の妥当性確認</p> <p>②③</p> <p>更新工事</p> <p>②③ 試験・自主検査 (設工認変更及び使用 前検査再受検は不要)</p>	<p>②③ 点検・巡視</p> <p>②③ 自主検査等</p>	<p>③</p> <p>巡視、監視</p>	<p>③</p> <p>巡視、監視</p>
<p>作業管理</p> <p>結果の確認・評価</p> <p>維持管理</p>	<p>②③ 点検・巡視 点検を実施するにあたっては、前処理課長は機器の保全重要度を決定し、前処理機械課長は保全重要度に従い保全内容を定めている。 前処理機械課長は点検・巡視を実施し、設計余裕が維持されていることを確認している。</p> <p>②③ 自主検査等 前処理機械課長は、作業要領書に基づき、試験・自主検査を実施する。</p>	<p>②③ 点検・巡視</p> <p>②③ 自主検査等</p>	<p>定期事業者検査対象機器の場合は、事業者検査課長が検査の独立性を確保し、定期事業者検査を実施する。</p>	<p>③</p> <p>巡視、監視</p>

構成管理における対応組織例（前処理建屋 中圧空気圧縮装置更新工事）



## 事業所において行われる運搬について

## 1. はじめに

本資料は、現在申請中の再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設（濃縮）、廃棄物埋設施設、加工施設（MOX）保安規定（変更）認可申請に関する審査会合におけるコメントを踏まえ、その対応について説明する資料である。

## 2. 審査会合におけるコメント

「事業所において行われる運搬」について、施設間で記載の整合が取れていない箇所があるため、考え方を整理し、記載の整合を図ること。

## 3. 変更認可申請した保安規定の状況

再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設（濃縮）、廃棄物埋設施設の保安規定において、各条項が適用される範囲の考え方が異なっていたことから、事業規則の要求事項に対応する具体的措置の記載に差異が生じていた。（添付 5 別紙 1 表-1 参照）

## 4. 対応方針

「事業所において行われる運搬」に関する各条項の記載範囲の考え方を統一し、上記 4 施設の保安規定の記載の整合を図る。（添付 5 別紙 1 表-2 参照および添付 5 別紙 2 参照）

## 5. その他

「事業所において行われる運搬」の記載修正に合わせ、「事業所外への運搬」に関する記載についても補正する。（添付 5 別紙 3 参照）

以上

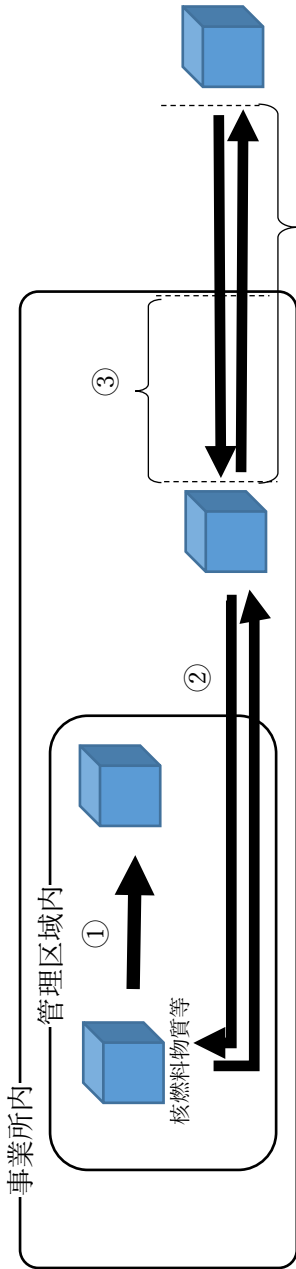


表-1【申請時】各運搬行為を規定した保安規定条項（網掛け：差異のあった箇所）

	①	②	③	④
再処理施設	[事業所において行われる運搬] 第105条 第1項および第2項	[事業所において行われる運搬] 第105条 第3項	[事業所外への運搬] 第106条	[事業所外への運搬] 第106条
具体的措置の記載	なし	なし	あり	あり
廃棄物管理施設	[事業所において行われる運搬] 第44条 第1項および第2項	[事業所において行われる運搬] 第44条 第3項	[事業所外への運搬] 第45条	[事業所外への運搬] 第45条
具体的措置の記載	なし	なし	あり	あり
加工施設（濃縮）	[管理区域内の運搬] 第32条	[事業所において行われる運搬] 第68条 第1項および第2項	[事業所において行われる運搬] 第68条 第3項	[事業所外への運搬] 第69条
具体的措置の記載	あり	あり	あり	あり
廃棄物埋設施設	[事業所において行われる運搬] 第54条 第1項および第2項	[事業所外への運搬] 第55条	[事業所外への運搬] 第55条	[事業所外への運搬] 第55条
具体的措置の記載	なし	なし	なし	なし

表-2【補正案】各運搬行為を規定した保安規定条項

	①	②	③	④
再処理施設	[事業所において行われる運搬] 第105条 第1項および第2項	[事業所において行われる運搬] 第105条 第2項	[事業所において行われる運搬] 第105条 第3項	[事業所外への運搬] 第106条
具体的措置の記載	あり	あり	あり	あり
廃棄物管理施設	[事業所において行われる運搬] 第44条 第1項および第2項	[事業所において行われる運搬] 第44条 第2項	[事業所において行われる運搬] 第44条 第3項	[事業所外への運搬] 第45条
具体的措置の記載	あり	あり	あり	あり
加工施設（濃縮）	[事業所において行われる運搬] 第68条 第1項および第2項	[事業所において行われる運搬] 第68条 第2項	[事業所において行われる運搬] 第68条 第3項	[事業所外への運搬] 第69条
具体的措置の記載	あり	あり	あり	あり
廃棄物埋設施設	[事業所において行われる運搬] 第54条 第1項および第2項	[事業所において行われる運搬] 第54条 第2項	[事業所において行われる運搬] 第54条 第3項	[事業所外への運搬] 第55条
具体的措置の記載	あり	あり	あり	あり

## 事業所において行われる運搬に関する補正条文案（赤字：補正箇所）

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設（ウラン濃縮）	廃棄物埋設施設
<p>（事業所において行われる運搬） 第 105 条 統括当直長及び各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。ただし、管理区域内において行う運搬については下記（1）及び（4）～（7）は適用しない。</p> <p>(1) 「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」（以下「外運搬規則」という。）に適合する容器に封入して運搬すること。 ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が外運搬規則に定める限度を超えない場合であって、外運搬規則に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際しては、運搬中の移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 外運搬規則及び「核燃料物質等車両運搬規則」（以下「車両運搬規則」という。）に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 運搬経路に標識を設けること、見張り人を配置すること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限すること。</p> <p>(5) 車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。</p> <p>(6) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(7) 容器及び車両の適当な箇所に外運搬規則及び車両運搬規則に定める標識を付けること。</p> <p>2 統括当直長及び各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、運搬前に表面密度及び線量当量率が別表 49 に定める値を超えていないことについて放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、外運搬規則及び車両運搬規則に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認する場合は、第 1 項から第 2 項にかかわらず、核燃料物質等を事業所において運搬することができる。</p>	<p>（事業所において行われる運搬） 第 44 条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。ただし、管理区域内において行う運搬については下記（1）及び（4）～（7）は適用しない。</p> <p>(1) 「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」（以下「外運搬規則」という。）に適合する容器に封入して運搬すること。 ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が外運搬規則に定める限度を超えない場合であって、外運搬規則に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際しては、運搬中の移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 外運搬規則及び「核燃料物質等車両運搬規則」（以下「車両運搬規則」という。）に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 運搬経路に標識を設けること、見張り人を配置すること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限すること。</p> <p>(5) 車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。</p> <p>(6) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(7) 容器及び車両の適当な箇所に外運搬規則及び車両運搬規則に定める標識を付けること。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、運搬前に表面密度及び線量当量率が別表 18 に定める値を超えていないことについて放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、外運搬規則及び車両運搬規則に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認する場合は、第 1 項から第 2 項にかかわらず、核燃料物質等を事業所において運搬することができる。</p>	<p>（事業所において行われる運搬） 第 68 条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。ただし、管理区域内において行う運搬については下記（1）及び（4）～（7）は適用しない。</p> <p>(1) 「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」（以下「外運搬規則」という。）に適合する容器に封入して運搬すること。 ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が外運搬規則に定める限度を超えない場合であって、外運搬規則に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際しては、運搬中の移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 外運搬規則及び「核燃料物質等車両運搬規則」（以下「車両運搬規則」という。）に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 運搬経路に標識を設けること、見張り人を配置すること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限すること。</p> <p>(5) 車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。</p> <p>(6) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(7) 容器及び車両の適当な箇所に外運搬規則及び車両運搬規則に定める標識を付けること。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、運搬前に表面密度及び線量当量率が別表 29 に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、外運搬規則及び車両運搬規則に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認する場合は、第 1 項から第 2 項にかかわらず、核燃料物質等を事業所において運搬することができる。</p>	<p>（事業所において行われる運搬） 第 54 条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認する。ただし、管理区域内において行う運搬については下記（1）及び（4）～（7）は適用しない。</p> <p>(1) 「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」（以下「外運搬規則」という。）に適合する容器に封入して運搬すること。 ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が外運搬規則に定める限度を超えない場合であって、外運搬規則に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際しては、運搬中の移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 外運搬規則及び「核燃料物質等車両運搬規則」（以下「車両運搬規則」という。）に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 運搬経路に標識を設けること、見張り人を配置すること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限すること。</p> <p>(5) 車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。</p> <p>(6) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(7) 容器及び車両の適当な箇所に外運搬規則及び車両運搬規則に定める標識を付けること。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、運搬前に表面密度及び線量当量率が別表 17 に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、外運搬規則及び車両運搬規則に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認する場合は、第 1 項から第 2 項にかかわらず、核燃料物質等を事業所において運搬することができる。</p>
—	—	<p>（核燃料物質の運搬） 第 32 条 運転管理課長は、加工施設で核燃料物質を運搬する場合は、貯蔵施設の搬送設備又は専用ケースにより取扱うほか、第 68 条第 1 項に定める事項を実施する。</p>	—



## 事業所外への運搬に関する補正条文案（赤字：補正箇所）

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設（ウラン濃縮）	廃棄物埋設施設
<p>（事業所外への運搬） 第 106 条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</p> <p>3 各課長は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 外運搬規則に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品（核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのない物に限る。）以外の物が収納されていないこと。</p> <p>(3) L 型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に外運搬規則に定める表示を有していること。</p> <p>(4) A 型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</p> <p>4 各課長は、前項の運搬において、次の事項（L型輸送物に関しては第 3 号を除く。）について放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p>(1) 容器等の表面における線量当量率が別表 49 に定める値を超えていないこと。</p> <p>(2) 容器等の表面汚染密度が別表 49 に定める値を超えていないこと。</p> <p>(3) 容器等の表面から 1m離れた位置における線量当量率が別表 49 に定める値を超えていないこと。</p>	<p>（事業所外への運搬） 第 45 条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</p> <p>3 各課長は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 外運搬規則に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品（核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのない物に限る。）以外の物が収納されていないこと。</p> <p>(3) L 型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に外運搬規則に定める表示を有していること。</p> <p>(4) A 型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</p> <p>4 各課長は、前項の運搬において、次の事項（L型輸送物に関しては第 3 号を除く。）について放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p>(1) 容器等の表面における線量当量率が別表 18 に定める値を超えていないこと。</p> <p>(2) 容器等の表面密度が別表 18 に定める値を超えていないこと。</p> <p>(3) 容器等の表面から 1m離れた位置における線量当量率が別表 18 に定める値を超えていないこと。</p>	<p>（事業所外への運搬） 第 69 条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、運搬に当たっては外運搬規則及び車両運搬規則に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</p> <p>3 各課長は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 外運搬規則に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品（核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのない物に限る。）以外の物が収納されていないこと。</p> <p>(3) L 型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に外運搬規則に定める表示を有していること。</p> <p>(4) A 型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</p> <p>4 各課長は、運搬前に容器等の線量当量率及び表面密度が別表 29 に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を得る。</p> <p><del>ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面密度についての確認を省略できる。</del></p>	<p>（事業所外への運搬） 第 55 条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、運搬に当たっては外運搬規則及び車両運搬規則に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</p> <p>3 各課長は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 外運搬規則に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品（核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのない物に限る。）以外の物が収納されていないこと。</p> <p>(3) L 型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に外運搬規則に定める表示を有していること。</p> <p>(4) A 型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</p> <p>4 各課長は、前項の運搬において、次の事項（L型輸送物に関しては第 3 号を除く。）について放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p>(1) 容器等の表面における線量当量率が別表 17 に定める値を超えていないこと。</p> <p>(2) 容器等の表面密度が別表 17 に定める値を超えていないこと。</p> <p>(3) 容器等の表面から 1m離れた位置における線量当量率が別表 17 に定める値を超えていないこと。</p>

## 放射線業務従事者の被ばく管理に係る個人線量計の管理について

## 1. はじめに

本資料は、現在申請中の再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)、廃棄物埋設施設、加工施設(MOX)保安規定(変更)認可申請に関する審査会合におけるコメントを踏まえ、その対応について説明する資料である。

## 2. 審査会合におけるコメント

再処理施設及び廃棄物管理施設における個人線量計の管理方法について説明すること。

## 3. 個人線量計の管理方法

再処理施設および廃棄物管理施設において、放射線安全課長が管理区域に立ち入る者に対して着用させる措置を講じている個人線量計とその管理方法を以下に示す。

個人線量計の種類	使用目的	管理方法
ガラスバッジ等 (受動型線量計)	外部被ばくによる 実効線量および等 価線量の評価	保安規定第12条に基づき測定業務委 託により調達を管理している。
警報付電子線量計	外部被ばくによる 線量当量の日ごと の管理	品質マネジメントシステム文書に基 づき年1回点検を行い、その機能が 正常であることを確認している。

## 4. 保安規定における申請状況

核燃料物質等の取り扱いを開始している当社4事業のうち、加工施設(濃縮)、廃棄物埋設施設の保安規定では、「放射線測定機器類の管理」(加工施設第66条、埋設施設第52条)の対象として「個人線量計」を年1回点検し、その機能が正常であることを確認することを規定している。

再処理施設及び廃棄物管理施設では、保安規定「線量評価及び通知」(再処理施設第98条、廃棄物管理施設第38条)に定める外部被ばくによる実効線量および等価線量の評価にはガラスバッジ等(受動型線量計)を使用し、個人線量計は3.のとおり調達において管理している。また、管理区域内における作業環境に異常がないこと、作業者の受ける線量を低くするため、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法および放射線防護上の措置を定めた作業計画に基づき作業中の空間線量率等を管理することで放射線業務従事者が受ける線量が線量限度を超えないことを達成できるものと考えている。これらの管理に必要な放射線管理用固定式モニタ、放射線サーベイ機器の管理を保安規定の「放射線測定機器類の管理」において規定していることから、6月1日に申請した保

安規定変更認可申請においては、個人線量計（警報付電子線量計）を点検対象として追加する必要はないと判断した。

## 5. 対応方針

新検査制度の施行に係る保安規定審査基準の改正において、放射線業務従事者の線量が線量限度を超えないための措置としての個人線量計の管理の要求が明確化された。

1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。

再処理施設及び廃棄物管理施設における個人線量計の管理は、3. に示すとおり、これまでも品質保証計画に従って管理してきたが、上記の審査基準改正の主旨を踏まえ、再処理施設及び廃棄物管理施設においても保安規定に「放射線測定器類の管理」の年1回の点検の対象として「個人線量計（警報付電子線量計）」を追加し、個人線量計の点検が明確となるよう保安規定変更認可申請の補正を行う。

別紙に、個人線量計に係る各施設の比較表を示す。

以 上



個人線量計の管理に係る保安規定条文(案) ; 今回申請における変更箇所を赤字、補正予定箇所を青字で示す。

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物物理施設																																																																																																																
<p>(管理区域への出入管理) 第95条(略)</p> <p>6 放射線安全課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人線量計を着用する。 ただし、第1項第2号に定める一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、放射線安全課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>7 (略)</p>	<p>(管理区域への出入管理) 第36条(略)</p> <p>6 放射線安全課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。 ただし、第1項第2号に定める一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、放射線安全課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>7 (略)</p>	<p>(管理区域への出入管理) 第58条(略)</p> <p>6 放射線管理課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。 ただし、第1項第2号の場合であって、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>7 (略)</p>	<p>(管理区域への出入管理) 第46条(略)</p> <p>6 放射線管理課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。 ただし、第1項第2号に定める一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(3)、(4) (略)</p>																																																																																																																
<p>(放射線測定器類の管理) 第102条 放射線施設課長は、別表47に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 放射線施設課長は、別表47に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、すみやかに修理又は代替品を補充する。</p>	<p>(放射線測定器類の管理) 第42条 放射線施設課長は、別表17に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 放射線施設課長は、別表17に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、すみやかに修理又は代替品を補充する。</p>	<p>(放射線測定器類の管理) 第66条 放射線管理課長、機械保全課長及び電気計装保全課長は、別表28に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 放射線管理課長、機械保全課長及び電気計装保全課長は、別表28に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。</p>	<p>(放射線測定器類の管理) 第52条 放射線管理課長及び運営課長は、別表16に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 放射線管理課長及び運営課長は、別表16に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。</p>																																																																																																																
別表47 放射線測定器類(第102条関係)	別表17 放射線測定器類(第42条関係)	別表28 放射線測定器類(第66条関係)	別表16 放射線測定器類(第52条関係)																																																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>放射線測定器類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線管理用固定式モニタ*</td> <td>130台</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線エリアモニタ</td> <td>44台</td> </tr> <tr> <td>ベータ線ダストモニタ</td> <td>46台</td> </tr> <tr> <td>アルファ線ダストモニタ</td> <td>39台</td> </tr> <tr> <td>中性子線エリアモニタ</td> <td>9式</td> </tr> <tr> <td>臨界警報装置</td> <td>2系列</td> </tr> <tr> <td>主排気筒ガスマニタ</td> <td>2系列</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスマニタ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>冷却空気出口シャフトモニタ</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>排水モニタ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エアスニフア</td> <td>631台</td> </tr> <tr> <td>放射線サーベイ機器</td> <td>20台</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線用サーベイメータ</td> <td>11台</td> </tr> <tr> <td>中性子線用サーベイメータ</td> <td>16台</td> </tr> <tr> <td>アルファ/ベータ線用サーベイ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	放射線測定器類	数量	放射線管理用固定式モニタ*	130台	ガンマ線エリアモニタ	44台	ベータ線ダストモニタ	46台	アルファ線ダストモニタ	39台	中性子線エリアモニタ	9式	臨界警報装置	2系列	主排気筒ガスマニタ	2系列	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスマニタ	2台	冷却空気出口シャフトモニタ	3台	排水モニタ		エアスニフア	631台	放射線サーベイ機器	20台	ガンマ線用サーベイメータ	11台	中性子線用サーベイメータ	16台	アルファ/ベータ線用サーベイ		<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定器名</th> <th>数量</th> <th>点検責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線管理用固定式モニタ</td> <td>9台</td> <td rowspan="10">放射線施設課長</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線エリアモニタ*</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>ベータ線ダストモニタ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線ダストモニタ*</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>アルファ線ダストモニタ*</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>中性子線エリアモニタ*</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>ガスマニタ</td> <td>21台</td> </tr> <tr> <td>エアスニフア</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線用サーベイ機器</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線用サーベイメータ</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>中性子線用サーベイメータ</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>アルファ線用サーベイメータ</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>	測定器名	数量	点検責任者	放射線管理用固定式モニタ	9台	放射線施設課長	ガンマ線エリアモニタ*	1台	ベータ線ダストモニタ	2台	ガンマ線ダストモニタ*	2台	アルファ線ダストモニタ*	2台	中性子線エリアモニタ*	2台	ガスマニタ	21台	エアスニフア	4台	ガンマ線用サーベイ機器	2台	ガンマ線用サーベイメータ	3台	中性子線用サーベイメータ	3台	アルファ線用サーベイメータ	1台	<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定器名</th> <th>数量</th> <th>点検責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>線量当量率サーベイメータ</td> <td>6台</td> <td rowspan="10">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>汚染サーベイメータ</td> <td>10台</td> </tr> <tr> <td>汚染サーベイメータ</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>ダストサンブラ</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>可搬式HF検知警報装置</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>放射線測定装置</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>積算線量計</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>個人線量計</td> <td>3式</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>気象観測機器*</td> <td>採取口65</td> <td>機械保全課長及び</td> </tr> <tr> <td>エアスニフア</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	測定器名	数量	点検責任者	線量当量率サーベイメータ	6台	放射線管理課長	汚染サーベイメータ	10台	汚染サーベイメータ	7台	ダストサンブラ	7台	可搬式HF検知警報装置	1台	退出モニタ	3台	放射線測定装置	1式	積算線量計	1式	個人線量計	3式	モニタリングポスト	1式	気象観測機器*	採取口65	機械保全課長及び	エアスニフア			<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定器名</th> <th>数量</th> <th>点検責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>線量当量率サーベイメータ</td> <td>6台</td> <td rowspan="10">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>汚染サーベイメータ</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>汚染サーベイメータ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>ダストサンブラ</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>放射線測定装置</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>積算線量計</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>個人線量計</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>排気用モニタ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>エアモニタ</td> <td>5台</td> </tr> </tbody> </table>	測定器名	数量	点検責任者	線量当量率サーベイメータ	6台	放射線管理課長	汚染サーベイメータ	4台	汚染サーベイメータ	2台	ダストサンブラ	4台	放射線測定装置	1式	積算線量計	1式	個人線量計	1台	排気用モニタ	1台	エアモニタ	5台
放射線測定器類	数量																																																																																																																		
放射線管理用固定式モニタ*	130台																																																																																																																		
ガンマ線エリアモニタ	44台																																																																																																																		
ベータ線ダストモニタ	46台																																																																																																																		
アルファ線ダストモニタ	39台																																																																																																																		
中性子線エリアモニタ	9式																																																																																																																		
臨界警報装置	2系列																																																																																																																		
主排気筒ガスマニタ	2系列																																																																																																																		
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスマニタ	2台																																																																																																																		
冷却空気出口シャフトモニタ	3台																																																																																																																		
排水モニタ																																																																																																																			
エアスニフア	631台																																																																																																																		
放射線サーベイ機器	20台																																																																																																																		
ガンマ線用サーベイメータ	11台																																																																																																																		
中性子線用サーベイメータ	16台																																																																																																																		
アルファ/ベータ線用サーベイ																																																																																																																			
測定器名	数量	点検責任者																																																																																																																	
放射線管理用固定式モニタ	9台	放射線施設課長																																																																																																																	
ガンマ線エリアモニタ*	1台																																																																																																																		
ベータ線ダストモニタ	2台																																																																																																																		
ガンマ線ダストモニタ*	2台																																																																																																																		
アルファ線ダストモニタ*	2台																																																																																																																		
中性子線エリアモニタ*	2台																																																																																																																		
ガスマニタ	21台																																																																																																																		
エアスニフア	4台																																																																																																																		
ガンマ線用サーベイ機器	2台																																																																																																																		
ガンマ線用サーベイメータ	3台																																																																																																																		
中性子線用サーベイメータ	3台																																																																																																																		
アルファ線用サーベイメータ	1台																																																																																																																		
測定器名	数量	点検責任者																																																																																																																	
線量当量率サーベイメータ	6台	放射線管理課長																																																																																																																	
汚染サーベイメータ	10台																																																																																																																		
汚染サーベイメータ	7台																																																																																																																		
ダストサンブラ	7台																																																																																																																		
可搬式HF検知警報装置	1台																																																																																																																		
退出モニタ	3台																																																																																																																		
放射線測定装置	1式																																																																																																																		
積算線量計	1式																																																																																																																		
個人線量計	3式																																																																																																																		
モニタリングポスト	1式																																																																																																																		
気象観測機器*	採取口65	機械保全課長及び																																																																																																																	
エアスニフア																																																																																																																			
測定器名	数量	点検責任者																																																																																																																	
線量当量率サーベイメータ	6台	放射線管理課長																																																																																																																	
汚染サーベイメータ	4台																																																																																																																		
汚染サーベイメータ	2台																																																																																																																		
ダストサンブラ	4台																																																																																																																		
放射線測定装置	1式																																																																																																																		
積算線量計	1式																																																																																																																		
個人線量計	1台																																																																																																																		
排気用モニタ	1台																																																																																																																		
エアモニタ	5台																																																																																																																		

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設 (濃縮)	廃棄物埋設施設
メータ ・ダストサンブラ ・ガスモニタ ・ダストモニタ 放射能測定器 退出モニタ 個人線量計(警報付電子線量計) ホールボロディカウンタ 環境モニタリング設備 ・モニタリングポスト* ・ダストモニタ	16台 1台 1台 6台 6台 1式 1台 9式 9台	ータ ・ベータ線用サーベイメータ ・ダストサンブラ ・放射能測定器 ・退出モニタ 個人線量計(警報付電子線量計) ・ホールボロディカウンタ ・環境モニタリング設備 ・ダストサンブラ ・放射能測定器 ・積算線量計用測定装置	電気計装保全課長*2 電気計装保全課長 ・排気用HFモニタ 2台
*：警報装置の作動の確認を含む。		*1：風向風速計、温度計、雨雪量計、日射計、放射収支計 *2：機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長	

## 加工施設（MOX）保安規定における段階的に定める事項の考え方について

## 1. はじめに

本資料は、現在申請中の加工施設（MOX）保安規定認可申請に関する審査会合におけるコメントを踏まえ、加工施設（MOX）における段階的に定める事項の考え方について説明する資料である。

## 2. 審査会合におけるコメント

加工施設（MOX）における段階的に定める事項について、「加工施設における保安規定の審査基準」に基づき、その考え方を説明すること。

## 3. 段階的に定める事項の考え方

保安規定審査基準において、「（前略）ただし、加工規則第8条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、核燃料物質を初めて工場若しくは事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。」とされている。

本資料では、保安規定審査基準の各条項を受けて定めるべき保安規定条文とそれらを定める時期の考え方を一覧表（表2）に整理することにより、上記要求事項を受けて定める保安規定第29条（加工施設の使用を開始する前までに定める事項）の適切性を表1に示す。

また、「施設管理」について、段階的に定める事項の考え方の詳細を表3に示す。

以 上

表1 保安規定に段階的に定める事項（その1）

保安規定目次		設計及び工事 段階（今回の 申請対象）	核燃料物質の 搬入段階	表2との 対応番号
第1章	総則			
第1条	目的	○	○	—
第2条	適用範囲	○	○	—
第3条	規定の遵守	○	○	—
第4条	関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上	○	○	—
第2章	品質保証			
第5条	品質マネジメントシステム計画	○	○	—
第3章	保安管理体制			
第6条	保安に関する組織	○	○	—
第7条	職務	○	○	—
第8条	品質・保安会議の審議事項、構成等	○	○	—
第9条	燃料製造安全委員会の審議事項、構成等	○	○	—
第10条	安全・品質改革委員会の審議事項、構成等	○	○	—
	核燃料取扱主任者の選任	○	○	—
第4章	運転管理			
	操作員の確保		○	(2) (3)
	巡視点検		○	(18)
	マニュアルの作成		○	(2)
	引継及び通知		○	(2)
	設備運転開始前の確認事項		○	(2)
	試験操作		○	(2)
	火災発生時の体制の整備		○	(3)
	内部溢水発生時の体制の整備		○	(3)
	その他の自然災害発生時の体制の整備		○	(3)
	資機材等の整備		○	(3)
	重大事故等発生時の体制の整備		○	(4)
	大規模損壊発生時の体制の整備		○	(4)
	運転上の制限		○	(2)
	異常発生時の基本的な対応		○	(3)
	異常時の措置		○	(3)
	異常収束後の措置		○	(3)
第5章	核燃料物質の管理			
	核燃料物質の運搬		○	(14) (15)
	核燃料物質の貯蔵		○	(14)
第6章	放射性廃棄物管理			
	放射性固体廃棄物の管理		○	(11)
	放射性液体廃棄物の管理		○	(9) (12)
	放射性気体廃棄物の管理		○	(9) (12)
	放出管理用測定器の管理		○	(9) (12)
	頻度の定義		○	(9)

(凡例： 設計及び工事段階（今回の申請対象） 核燃料物質の搬入段階 )



表1 保安規定に段階的に定める事項（その2）

保安規定目次		設計及び工事 段階（今回の 申請対象）	核燃料物質の 搬入段階	表2との 対応番号
第7章 放射線管理				
	管理区域の設定及び解除		○	(5) (10)
	管理区域内における区域区分		○	(5) (10)
	管理区域内における特別措置		○	(5)
	管理区域への出入管理		○	(5) (10)
	飲食及び喫煙の禁止		○	(5) (10)
	保全区域		○	(6)
	周辺監視区域		○	(7) (14)
	線量の評価		○	(9) (10)
	床、壁等の除染		○	(10)
	外部放射線に係る線量当量率等の測定		○	(10) (13)
	放射線測定機器の管理		○	(9) (10) (13)
	管理区域外からの搬入及び運搬		○	(5) (10)
	管理区域外等への搬出及び運搬		○	(5) (10)
	MOX燃料加工施設外からの運搬		○	(5) (10)
	MOX燃料加工施設外への運搬		○	(5) (10)
	協力企業への放射線防護		○	(8)
第8章 施設管理				
第11条	施設管理に係る計画、実施、評価及び改善	○	○	—
第12条	施設管理方針及び施設管理目標	○	○	—
第13条	施設管理に係る個別業務計画の策定	○	○	—
第14条	施設管理対象範囲の選定	○	○	—
第15条	施設管理の重要度の設定	○	○	—
第16条	施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視	○	○	—
第17条	施設管理に関する計画の策定	○	○	(9) (13)
第18条	施設管理の実施	○	○	—
第19条	施設管理の結果の確認・評価	○	○	—
第20条	施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置	○	○	—
第21条	施設管理の有効性評価	○	○	—
第22条	構成管理	○	○	—
第23条	情報共有	○	○	—
第24条	設計管理	○	○	—
第25条	作業管理	○	○	—
第26条	使用前事業者検査の実施	○	○	—
	定期事業者検査の実施		○	(18)
	加工施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針		○	(18)

(凡例： 設計及び工事段階（今回の申請対象） 核燃料物質の搬入段階 )

表1 保安規定に段階的に定める事項（その3）

保安規定目次		設計及び工事 段階（今回の 申請対象）	核燃料物質の 搬入段階	表2との 対応番号
第9章 緊急時の措置				
	原子力防災組織		○	(16)
	原子力防災組織の要員		○	(16)
	緊急作業従事者の選定		○	(16)
	原子力防災資機材等の整備		○	(16)
	通報経路		○	(16)
	緊急時演習		○	(16)
	通報		○	(16)
	緊急時体制の発令		○	(16)
	応急措置		○	(16)
	緊急時における活動		○	(16)
	緊急作業従事者の線量管理等		○	(16)
	緊急時体制の解除		○	(16)
第10章 保安教育				
第27条	社員等への保安教育	○	○	—
	請負事業者等への保安教育		○	(1)
第11章 記録及び報告				
第28条	記録	○	○	—
	報告		○	(17)
第12章 加工施設の使用を開始する前までに定める 事項				
第29条	加工施設の使用を開始する前までに定める 事項	○		—

（凡例： 設計及び工事段階（今回の申請対象） 核燃料物質の搬入段階）

表2 保安規定審査基準を受けて定めるべき保安規定条文とそれらを定める時期の考え方の考え方

保安規定審査基準 (H27.8.5 制定, R2.2.5 最終改正)		保安規定条文		定める時期	定める時期の設定の考え方	表1との対応番号
冒頭文	<p>加工事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号、以下「原子炉等規制法」という。）第22条第1項の規定に基づき、工場又は事業所ごとに保安規定を定め、加工施設の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受け、認可を受けようとする加工事業者は、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。以下「加工規則」という。）第8条第1項各号において規定されている事項について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、加工事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第22条第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉等規制法第13条第1項若しくは第16条第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと</li> <li>・核燃料物質による災害の防止上十分でないことと認められないこと</li> </ul> <p>を確認するための審査を行うこととしている。</p> <p>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。</p> <p>ただし、加工規則第8条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、核燃料物質を初めて工場又は事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。</p>	第29条	加工施設の使用を開始する前までに定める事項	設計及び工事段階	—	—
		<p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書に定められていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p> <p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となつていないこと。</p>	第3条 第4条 第5条	規程の遵守 関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上 品質マネジメントシステム計画	設計及び工事段階	—
加工規則第8条第1項第1号【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	<p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第13条第1項又は第16条第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第191.2.2.5.7号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定）。以下「品質管理基準規則解釈」という。）を踏まえて定められていること。</p> <p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、加工施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしていること。また、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> <p>5. 内部監査の仕組みについては、許可を受けたところにより、重大事故に至るおそれのある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）が発生しないことと評価された場合においては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に關与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	第3条 第4条 第5条	規程の遵守 関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上 品質マネジメントシステム計画	設計及び工事段階	—	—
加工規則第8条第1項第2号【品質マネジメントシステム】	<p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第13条第1項又は第16条第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第191.2.2.5.7号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定）。以下「品質管理基準規則解釈」という。）を踏まえて定められていること。</p> <p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、加工施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしていること。また、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> <p>5. 内部監査の仕組みについては、許可を受けたところにより、重大事故に至るおそれのある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）が発生しないことと評価された場合においては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に關与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	第5条	品質マネジメントシステム計画	設計及び工事段階	—	—
		第5条	品質マネジメントシステム計画	設計及び工事段階	—	—
		第5条	品質マネジメントシステム計画	設計及び工事段階	—	—
		—	(該当しないため、保安規定に記載なし)	—	—	—

表2 保安規定審査基準を受けて定めるべき保安規定条文とそれを定める時期の考え方

保安規定審査基準 (H27.8.5 制定, R2.2.5 最終改正)		保安規定条文		定める時期	定める時期の設定の考え方	表1との対応番号
加工規則第8条第1項第3号【加工施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織】	加工施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第6条	保安に関する組織	設計及び工事段階	—	—
		第7条	職務	—	—	—
加工規則第8条第1項第4号【核燃料取扱主任者の職務の範囲等】	1. 加工施設の核燃料物質の取扱いに関し、保安の監督を行う核燃料取扱主任者の選任について定められていること。 2. 核燃料取扱主任者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第22条の4第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容(加工設備の操作に従事する者は、核燃料取扱主任者が保安のために行う指示に従うことを含む。)について適切に定められていること。また、核燃料取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。 3. 特に、核燃料取扱主任者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも加工施設の保安組織から核燃料取扱主任者が独立していることが求められるものではない。	—	核燃料取扱主任者の選任	設計及び工事段階	—	—
		—	品質・保安会議の審議事項、構成等	—	—	—
		—	燃料製造安全委員会の審議事項、構成等	—	—	—
		—	核燃料取扱主任者の選任	—	—	—
		—	核燃料取扱主任者の選任	—	—	—
加工規則第8条第1項第5号【保安教育】	1. 加工施設の操作及び管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。 2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。 3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第27条	社員等への保安教育	設計及び工事段階	—	—
		—	請負事業者等への保安教育	核燃料物質の搬入段階	核燃料物質による災害の可能性が生じる核燃料物質の搬入段階に定める。	(1)
加工規則第8条第1項第6号【加工施設の操作を行う体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等】	4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。 1. 加工施設の操作に必要な操作員の確保について定められていること。 2. 加工施設の操作及び管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。 3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。 4. 操作員の引継ぎ時に実施すべき事項について定められていること。 5. 加工設備の引継ぎ時に実施すべき事項並びに操作に必要な事項について定められていること。 6. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。 7. 加工施設の保安に関する重要事項及び加工施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第27条	社員等への保安教育	設計及び工事段階	—	—
		—	請負事業者等への保安教育	核燃料物質の搬入段階	核燃料物質による災害の可能性が生じる核燃料物質の搬入段階に定める。	(1)
		—	社員等への保安教育	設計及び工事段階	—	—
		—	請負事業者等への保安教育	核燃料物質の搬入段階	核燃料物質による災害の可能性が生じる核燃料物質の搬入段階に定める。	(1)
		—	社員等への保安教育	設計及び工事段階	—	—
		—	請負事業者等への保安教育	核燃料物質の搬入段階	核燃料物質による災害の可能性が生じる核燃料物質の搬入段階に定める。	(1)
		—	操作員の確保	核燃料物質の搬入段階	加工施設の使用に開始する核燃料物質の搬入段階に定める。	(2)
		—	マニュアルの作成	—	—	—
		—	マニユアルの作成	—	—	—
		—	引継及び通知	—	—	—
加工規則第8条第1項第7号【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設置、構成及び審議事項について定められていること。】	1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。 2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	—	設備運転開始前の確認事項	核燃料物質の搬入段階	—	—
		—	試験操作	—	—	—
		—	運転上の制限	核燃料物質の搬入段階	核燃料物質の搬入以降から地震、火災等による加工施設への波及的影響が生じることから、核燃料物質の搬入段階に定める。	(3)
		—	異常発生時の基本的対応	—	—	—
		—	異常時の措置	—	—	—
		—	異常収束後の措置	—	—	—
		—	火災発生時の体制の整備	—	—	—
		—	内部溢水発生時の体制の整備	—	—	—
		—	その他の自然災害発生時の体制の整備	—	—	—
		—	資機材等の整備	—	—	—
加工規則第8条第1項第7号【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設置、構成及び審議事項について定められていること。】	1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第8条	品質・保安会議の審議事項、構成等	設計及び工事段階	—	—
		第9条	燃料製造安全委員会の審議事項、構成等	—	—	—
		第10条	安全・品質改善委員会の審議事項、構成等	—	—	—
加工規則第8条第1項第7号【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設置、構成及び審議事項について定められていること。】	1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	—	管理区域の設定及び解除	核燃料物質の搬入段階	核燃料物質の搬入以降から管理区域を設定(貯蔵施設)するため、核燃料物質の搬入段階に定める。	(6)
		—	管理区域内における区域区分	—	—	—



表2 保安規定審査基準を受けて定めるべき保安規定条文とそれを定める時期の考え方

保安規定審査基準 (H27.8.5 制定, R2.2.5 最終改正)		保安規定条文		定める時期	定める時期の設定の考え方	表1との対応番号
【設定等】 加工規則第8条第1項第8号【排気監視設備及び排水監視設備】	3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の人の触れおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	管理区域内における特別措置	—	—	—	—
	4. 管理区域への出入管理に講ずべき事項が定められていること。	管理区域への出入管理	—	—	—	—
	5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	管理区域への出入管理 飲食及び喫煙の禁止	—	—	—	—
	6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	管理区域外からの搬入及び運搬 管理区域外等への搬出及び運搬	—	—	—	—
	7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	MOX燃料加工施設外からの運搬	—	—	—	—
	8. 保安区域を明示し、保安区域についての管理措置が定められていること。	保安区域	—	—	—	—
	9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	保安区域 周辺監視区域	—	—	—	—
	10. 役割を分担する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	協力会社への放射線防護	—	—	—	—
	1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	放射性液体廃棄物の管理 放射性気体廃棄物の管理 放出管理用測定器の管理	—	—	—	—
	2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第16号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものについては、施設全体の管理方法の一部として、第10号における放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	放射線測定機器の管理 頻度の定義 施設管理に関する計画の策定	—	—	—	—
加工規則第8条第1項第9号【線量、線量当量、汚染の除去等】	1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。	線量の評価 放射線測定機器の管理 線量の評価	—	—	—	—
2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable. 以下「ALARA」という。）の精神に基づき、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	床、壁等の除染	—	—	—	—	—
3. 加工規則第7条の2の9に基づき床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	外部放射線に係る線量当量率等の測定	—	—	—	—	—
4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	管理区域外等への搬出及び運搬	—	—	—	—	—
5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	管理区域外からの搬入及び運搬 管理区域外等への搬出及び運搬	—	—	—	—	—
6. 核燃料物質等（新燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第11号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	MOX燃料加工施設外からの運搬	—	—	—	—	—
7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	（クリアランス規定を採用する場合には、保安規定に記載する）	—	—	—	—	—
8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	放射性固体廃棄物の管理	—	—	—	—	—

表2 保安規定審査基準を受けて定めるべき保安規定条文とそれらを定める時期の考え方

保安規定審査基準 (R2.2.5 最終改正)		保安規定条文		定める時期	定める時期の考え方	表1との対応番号
加工規則第8条第1項第10号【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法】	9. 汚染拡大防止のための放射線防護上必要な措置が定められていること。 1. 放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、計測箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。 2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第16号における施設管理に関する事項と併せて定められていること。 1. 工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。 2. 核燃料物質の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外への運搬中に運搬するものを除く。)に関する事項と併せて定められていること。 1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。 2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性液体廃棄物の輸送を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。 3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外への運搬中に運搬するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。 なお、この事項は、第9号及び第11号における運搬に関する事項と併せて定められていること。 4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。 7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	管理区域の設定及び解除 管理区域内における区域区分 管理区域への出入り管理 飲食及び喫煙の防止 管理区域外等への搬出及び運搬 床、壁等の除染 放射性液体廃棄物の管理 放射性気体廃棄物の管理 放出管理用測定器の管理 外部放射線に係る線量当量率等の測定 放射線測定機器の管理 施設管理に関する計画の策定	核燃料物質の搬入段階 核燃料物質の搬入段階 核燃料物質の搬入段階	核燃料物質等々の取扱いに伴う線量管理、汚染拡大防止等の措置が発生する核燃料物質の搬入段階に定める。 放出管理用測定器の使用を開始する核燃料物質の搬入段階に定める。 放射線測定機器の使用を開始する核燃料物質の搬入段階に定める。	(10)	
		加工規則第8条第1項第11号【核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等】	1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。 2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性液体廃棄物の輸送を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。 3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外への運搬中に運搬するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。 なお、この事項は、第9号及び第11号における運搬に関する事項と併せて定められていること。 4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。 7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	核燃料物質の運搬 核燃料物質の貯蔵 核燃料物質の運搬 放射性固体廃棄物の管理 放射性固体廃棄物の管理 放射性固体廃棄物の管理 放射性液体廃棄物の管理 頻度の定義 放射性気体廃棄物の管理 頻度の定義	核燃料物質の搬入段階 核燃料物質の搬入段階 核燃料物質の搬入段階	核燃料物質の搬入段階に定める。 核燃料物質の事業所外への運搬が発生する核燃料物質の搬入段階に定める。 放射性固体廃棄物の処理、保管廃棄、運搬を開始する核燃料物質の搬入段階に定める。
加工規則第8条第1項第13号【非常の場合に講ずべき処置】	1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。 2. 緊急時における操作に関する組織内規程類を作成することが定められていること。 3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。 4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第1156号)第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。 5. 緊急事態が発生した場合、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	周辺監視区域 線量の評価 放射性液体廃棄物の管理 放射性気体廃棄物の管理 原子力防災組織 原子力防災組織の要員 原子力防災資機材等の整備 通報経路 通報 原子力防災組織	核燃料物質の搬入段階 核燃料物質の搬入段階 核燃料物質の搬入段階	核燃料物質の搬入段階に定める。 放出管理すべき放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物が発生する核燃料物質の搬入段階に定める。 核燃料物質の搬入段階に定める。 放出管理すべき放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物が発生する核燃料物質の搬入段階に定める。 核燃料物質の搬入段階に定める。 核燃料物質の搬入段階に定める。	(9)	
		周辺監視区域 線量の評価 放射性液体廃棄物の管理 放射性気体廃棄物の管理 原子力防災組織 原子力防災組織の要員 原子力防災資機材等の整備 通報経路 通報 原子力防災組織	核燃料物質の搬入段階 核燃料物質の搬入段階 核燃料物質の搬入段階	核燃料物質の搬入段階に定める。 放出管理すべき放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物が発生する核燃料物質の搬入段階に定める。 核燃料物質の搬入段階に定める。 放出管理すべき放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物が発生する核燃料物質の搬入段階に定める。 核燃料物質の搬入段階に定める。	(14)	
		緊急時体制の発令 応急措置 緊急時における活動	核燃料物質の搬入段階	核燃料物質の搬入段階に定める。 緊急事態が発生した場合、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	(16)	

(凡例：【設計及び工事段階(今回の申請対象)】 【核燃料物質の搬入段階】)

表2 保安規定審査基準を受けて定めるべき保安規定条文とそれらを定める時期の考え方

保安規定審査基準 (H27.8.5 制定, R2.2.5 最終改正)		保安規定条文		定める時期	定める時期の設定の考え方	表1との対応番号
加工規則第8条第1項第14号【設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置】	<p>6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体に対する影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を加工事業者に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 放射線業務に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等)に関する内部被ばくの管理を含む。)、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p> <p>8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p> <p>1. 許可を受けたところによる基本設計又は基本設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>(1) 加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p> <p>ロ 重大事故等 ① 重大事故等発生時における臨界事故を防止するための対策に関すること。 ② 重大事故等発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。 ハ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。) ① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 ② 大規模損壊発生時における臨界事故の影響を緩和するための対策に関すること。 ③ 大規模損壊発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること。 ④ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。 (2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を維持すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期的に実施すること。 (3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ又は化学消防自動車、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。 (4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	—	緊急作業従事者の選定	核燃料物質の搬入段階	加工施設の使用以降から地震、火災等による加工施設への波及的影響が生じることから、加工施設の使用を開始する核燃料物質の搬入段階に定める。	(3)
		—	緊急作業従事者の線量管理等	核燃料物質の搬入段階	加工施設の使用以降から地震、火災等による加工施設への波及的影響が生じることから、加工施設の使用を開始する核燃料物質の搬入段階に定める。	(3)
		—	緊急時体制の解除	核燃料物質の搬入段階	加工施設の使用以降から地震、火災等による加工施設への波及的影響が生じることから、加工施設の使用を開始する核燃料物質の搬入段階に定める。	(3)
		—	緊急時演習	核燃料物質の搬入段階	加工施設の使用以降から地震、火災等による加工施設への波及的影響が生じることから、加工施設の使用を開始する核燃料物質の搬入段階に定める。	(3)
		—	火災発生時の体制の整備	核燃料物質の搬入段階	加工施設の使用以降から地震、火災等による加工施設への波及的影響が生じることから、加工施設の使用を開始する核燃料物質の搬入段階に定める。	(3)
		—	内部溢水発生時の体制の整備	核燃料物質の搬入段階	加工施設の使用以降から地震、火災等による加工施設への波及的影響が生じることから、加工施設の使用を開始する核燃料物質の搬入段階に定める。	(3)
		—	その他の自然災害発生時の体制の整備	核燃料物質の搬入段階	加工施設の使用以降から地震、火災等による加工施設への波及的影響が生じることから、加工施設の使用を開始する核燃料物質の搬入段階に定める。	(3)
		—	資機材等の整備	核燃料物質の搬入段階	加工施設の使用以降から地震、火災等による加工施設への波及的影響が生じることから、加工施設の使用を開始する核燃料物質の搬入段階に定める。	(3)
		—	操作員の確保	核燃料物質の搬入段階	加工施設の使用以降から地震、火災等による加工施設への波及的影響が生じることから、加工施設の使用を開始する核燃料物質の搬入段階に定める。	(3)
		—	重大事故等発生時の体制の整備	核燃料物質の搬入段階	加工施設の使用以降から地震、火災等による加工施設への波及的影響が生じることから、加工施設の使用を開始する核燃料物質の搬入段階に定める。	(3)
—	大規模損壊発生時の体制の整備	核燃料物質の搬入段階	加工施設の使用以降から地震、火災等による加工施設への波及的影響が生じることから、加工施設の使用を開始する核燃料物質の搬入段階に定める。	(3)		
加工規則第8条第1項第15号【記録及び報告】	<p>1. 加工施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>2. 加工規則第7条に定める記録(をの除く。)が定められていること。</p> <p>3. 事業所長及び核燃料取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4. 特に、加工規則第9条の16各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合には、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていること。また、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	第5条	品質マネジメントシステム計画	設計及び工事段階	—	—
		第28条	記録	設計及び工事段階	—	—
		第28条	記録	設計及び工事段階	—	—
		—	職務報告	核燃料物質の搬入段階	核燃料物質の搬入以降から加工規則第9条の16各号に掲げる事故故障等の事象又はこれらに準ずるものが発生する可能性があることから、核燃料物質の搬入段階に定める。	(17)
加工規則第8条第1項第16号【加工施設の施設管	<p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらに準ずるものが発生した場合には、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていること。また、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>2. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	第11条	施設管理に係る計画、実施、評価及び改善	設計及び工事段階	—	—
		第12条	施設管理方針及び施設管理目標	設計及び工事段階	—	—
		第13条	施設管理に係る個別業務実施計画の策定	設計及び工事段階	—	—

表2 保安規定審査基準を受けて定めるべき保安規定条文とそれらを定める時期の考え方の考え方

【理】	保安規定審査基準 (H27.8.5 制定, R2.2.5 最終改正) 規制委員会決定) を参考として定められていること。	保安規定条文			定める時期	定める時期の設定の考え方	表1との 対応番号	
		第14条	第15条	第16条				
【技】	2. 加工施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」(平成20・05・14 原院第2号(平成20年5月19日原子力安全・保安院制定))等を参考とし、加工規則第7条の4の2に規定された加工施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。 3. 事業を開始した日以後20年を経過した加工施設については、長期施設管理方針が定められていること。 4. 加工規則第8条第1項第16号に掲げる加工施設の施設管理に関することを変更しようとする場合(加工規則第7条の4の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。)は、申請書に加工規則第7条の4の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。)が添付されていること。 5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」等を参考として記載されていること。 6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。 なお、許可を受けたところにより、重大事故等が発生しないと評価された場合において、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則第48条第2項の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に検査を実施させる体制をもよほすこと。 7. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の加工事業者と共有し、自らの加工施設の保安を向上させるための措置が定められていること。 8. 加工施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。 9. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要事項が定められていること。 10. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、加工施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。 11. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質による災害の防止を図るものとして定められていること。	施設管理対象範囲の設定	施設管理の重要度の設定	施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視	核燃料物質の搬入段階	定める時期の設定の考え方	(18)	
		第17条	施設管理に関する計画の策定	施設管理の実施				施設管理の結果の確認・評価
		第18条	施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置	施設管理の有効性評価	構成管理	核燃料物質の搬入段階	定める時期の設定の考え方	(18)
		第19条	施設管理の有効性評価	情報共有	設計管理			
		第20条	使用前事業者検査の実施	定期事業者検査の実施	定期事業者検査の実施	核燃料物質の搬入段階	定める時期の設定の考え方	(18)
		第21条	定期事業者検査の実施	定期事業者検査の実施	定期事業者検査の実施			
		第22条	定期事業者検査の実施	定期事業者検査の実施	定期事業者検査の実施	核燃料物質の搬入段階	定める時期の設定の考え方	(18)
		第23条	定期事業者検査の実施	定期事業者検査の実施	定期事業者検査の実施			
		第24条	定期事業者検査の実施	定期事業者検査の実施	定期事業者検査の実施	核燃料物質の搬入段階	定める時期の設定の考え方	(18)
		第25条	定期事業者検査の実施	定期事業者検査の実施	定期事業者検査の実施			
		第26条	定期事業者検査の実施	定期事業者検査の実施	定期事業者検査の実施	核燃料物質の搬入段階	定める時期の設定の考え方	(18)
		第26条	定期事業者検査の実施	定期事業者検査の実施	定期事業者検査の実施			
		加工規則第8条第1項第17号【技術情報の共有】	加工規則第8条第1項第17号【技術情報の共有】	加工規則第8条第1項第17号【技術情報の共有】	加工規則第8条第1項第17号【技術情報の共有】	設計及び工事段階	定める時期の設定の考え方	(18)
		加工規則第8条第1項第18号【不適合発生時の情報の公開】	加工規則第8条第1項第18号【不適合発生時の情報の公開】	加工規則第8条第1項第18号【不適合発生時の情報の公開】	加工規則第8条第1項第18号【不適合発生時の情報の公開】	設計及び工事段階	定める時期の設定の考え方	(18)
		加工規則第8条第1項第19号【その他必要な事項】	加工規則第8条第1項第19号【その他必要な事項】	加工規則第8条第1項第19号【その他必要な事項】	加工規則第8条第1項第19号【その他必要な事項】	設計及び工事段階	定める時期の設定の考え方	(18)



表3 施設管理について段階的に定める事項の考え方

条文	規定する事項	各段階と規定する事項との関係		段階的に規定する考え方
		設計及び工事段階 (今回の申請対象)	核燃料物質の 搬入段階	
第11条	施設管理に係る計画、実施、計画及び改善	○	○	
第12条	施設管理方針及び施設管理目標	○	○	
	長期施設管理方針	—	○	核燃料物質の搬入段階に規定する。ただし、保安規定の添付書類となる長期施設管理方針は事業の開始後20年を経過するまでに定める。
第13条	施設管理目標	○	○	
	施設管理に係る個別業務計画の策定	○	○	
第14条	施設管理対象範囲の選定	○	○	
第15条	施設管理の重要度の設定	—	○	核燃料物質の搬入段階に規定する。
	保全重要度 設計及び工事の重要度	○	○	
第16条	施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視	△	○	核燃料物質の搬入段階までは条文の枠組みのみを記載し、この段階で考慮可能な指標および目標値を設定する。 プラントレベル、系統レベルの指標は、核燃料物質の搬入段階に規定する。
第17条	施設管理に関する計画の策定	○	○	
	点検の計画	—	○	使用前点検は、設計及び工事の計画で規定し、使用中点検は、核燃料物質の搬入段階に規定する。
	特別な施設管理の実施計画	○	○	
第18条	施設管理の実施	○	○	
第19条	施設管理の結果の確認・評価	○	○	
第20条	施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置	○	○	
—	保全の有効性評価	△	○	核燃料物質の搬入段階までの有効性評価で考慮する情報は、この段階で考慮可能なものを記載する。 有効性評価で考慮するものうち、経年劣化の長期的な傾向監視、高経年化技術評価は、核燃料物質を搬入する前までに規定する。
第21条	施設管理の有効性評価	○	○	
第22条	構成管理	○	○	
第23条	情報共有	○	○	
第24条	設計管理	○	○	
第25条	作業管理	△	○	作業管理の考慮事項とする「他の施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止」「放射性廃棄物管理」「放射線管理」は、核燃料物質の搬入段階に規定する。
第26条	使用前事業者検査の実施	○	○	
—	定期事業者検査の実施	—	○	核燃料物質の搬入段階に規定する。
—	加工施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針	—	○	核燃料物質の搬入段階に規定する。

○：全て規定、△：一部未規定、—：全て未規定

## 加工施設(濃縮)保安規定におけるモニタリングポイントの扱いについて

## 1. はじめに

本資料は、現在申請中の再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)、廃棄物埋設施設、加工施設(MOX)保安規定(変更)認可申請に関する審査会合におけるコメントを踏まえ、その対応について説明する資料である。

## 2. 審査会合におけるコメント

モニタリングポイントに係る保安規定の記載について、施設間の整合を図ること。

## 3. 変更認可申請した保安規定の状況

加工施設(濃縮)保安規定においては、周辺監視区域境界付近におけるモニタリングポイントでの外部放射線に係る線量当量の測定に関しては、第65条(線量当量等の測定)に測定項目及び測定頻度を、第66条(放射線測定器類の管理)に測定器及び機能確保方法を規定しているものの、モニタリングポイントの位置については、事業変更許可との整合性の観点から、規定していない。

なお、再処理施設、廃棄物管理施設及び廃棄物埋設施設においては、事業変更許可にモニタリングポイントの位置は記載していないものの、保安規定に規定している。

## 4. 対応方針

加工施設(濃縮)については、上記3を踏まえ、他施設との記載整合を図り、保安規定においてモニタリングポイントの位置を明確にするとともに、保安規定にて周辺監視区域境界付近で測定すると規定しているモニタリングポスト(空間放射線量率)、ダストサンプラ(空気中の放射性物質濃度)及び露場(風向、風速等)の位置も併せて明確にするため、保安規定変更認可申請の補正を行う。

また、他施設においても、同様に事業変更許可との整合性の観点から保安規定に規定する周辺監視区域境界付近での放射線監視について、測定位置を明確にするため、保安規定変更認可申請の補正を行う。

なお、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設については、通常取り扱う核燃料物質が容器内に固定化され状態であり、平常時に環境中へ放射性物質を継続して放出する可能性が非常に低いことから、モニタリングポイントにおける定期的な線量の測定により、異常を把握することが可能である。

測定位置	加工施設(濃縮)		再処理施設		廃棄物管理施設		廃棄物埋設施設	
	補正前	補正後	補正前	補正後	補正前	補正後	補正前	補正後
モニタリングポイント	×	◎	○	—	○	—	○	—
モニタリングポスト	×	◎	○	—	/	/	/	/
ダストサンプラ	×	◎	○	—	○	—	/	/
露場	×	◎	○	—	×	◎	×	◎

【凡例】 ◎：補正申請にて規定、○：規定あり、×：規定なし、—：補正前と変更なし

以上

## 「品質マネジメントシステム計画」の補正の考え方について

## 1. はじめに

本資料は、現在申請中の再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)、廃棄物埋設施設、加工施設(MOX)保安規定(変更)認可申請に関する審査会合におけるコメントを踏まえ、その対応について説明する資料である。

## 2. 審査会合におけるコメント

保安規定の記載について、施設間の整合を図ること。

## 3. 補正の考え方

保安規定「品質マネジメントシステム計画」は、品質管理基準規則および同規則解釈が原子力施設共通の要求事項であることから、実用発電用原子炉の例を参考に、事業指定（又は許可）の本文事項及び品質管理基準規則に基づく内容を踏まえた記載とするとともに、当社施設の特徴（重大事故への措置の要求有無、事業者検査の要求有無）を考慮の上、各施設の記載を整合するように作成した。

しかしながら、作成の過程で「施設間で記載の整合が図られていなかった箇所」および「記載誤り（誤記、事業指定本文事項の未反映等）」が確認されたため、保安規定変更認可申請の補正を行う。

主な箇所は、以下のとおり。

種別	記載不備の内容	上段：誤、下段：正
①	施設間で記載の整合が図られていなかった箇所 (別紙 再処理施設 No.337 機器等の検査等参照)	…使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。
		…使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。 <u>(「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、(中略) 試験及びこれらに付随するものをいう。)</u>
②	記載誤り（誤記） (別紙 加工施設 (MOX) No.278 個別業務の管理参照)	b.手順等が必要な時に利用できる体制にあること。
	記載誤り（事業指定（許可）本文事項の未反映） (別紙 再処理施設 No.3 目的参照)	b.手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。
		…品質マネジメントシステムを確立し、実施し、継続的に改善することを目的とする。
		…品質マネジメントシステムを確立し、実施し、 <u>評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</u>

(別紙) 施設 保安規定(品質マネジメントシステム計画)修正予定箇所 5 施設比較表

以上





No.	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物理施設	加工施設(MOX)	備考
45.	4.2.1 一般 c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書	4.2.1 一般 c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書	4.2.1 一般 c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書	4.2.1 一般 c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書	4.2.1 一般 c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表 6-41 に示す文書	施設間で記載の整合が図られていなかった箇所 廃棄物理施設において、 廃棄物理施設において、表1に記載の文書名補正予定箇所を6/7ページに示す。
46.	4.2.1 一般 d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	4.2.1 一般 d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	4.2.1 一般 d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	4.2.1 一般 d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	4.2.1 一般 d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表 6-42 に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	施設間で記載の整合が図られていなかった箇所 加工施設(MOX)において、表番号の補正予定箇所を7/7ページに示す。
77.	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	施設間で記載の整合が図られていなかった箇所
78.	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	施設間で記載の整合が図られていなかった箇所
105.	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	施設間で記載の整合が図られていなかった箇所 記載限り
114.	5.5.3 管理者 (1) a.個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	5.5.3 管理者 (1) a.個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	5.5.3 管理者 (1) a.個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	5.5.3 管理者 (1) a.個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	5.5.3 管理者 (1) a.個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	施設間で記載の整合が図られていなかった箇所
155.	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置 (3)組織は、マネジメントレビューの結果で決定した事項について、必要な措置を講じる。	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置 (3)組織は、マネジメントレビューの結果で決定した事項について、必要な措置を講じる。	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置 (3)組織は、マネジメントレビューの結果で決定した事項について、必要な措置を講じる。	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置 (3)監査長、調達部長、安全・品質本部長及び事業部長組織は、マネジメントレビューの結果で決定した事項について、必要な措置を講じる。	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置 (3)組織は、マネジメントレビューの結果で決定した事項について、必要な措置を講じる。	施設間で記載の整合が図られていなかった箇所
158.	6.1 資源の確保 組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。「(資源を明確に定め)とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。)とを明確にし、それを定めていることという。」	6.1 資源の確保 組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。「(資源を明確に定め)とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。)とを明確にし、それを定めていることという。」	6.1 資源の確保 組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。「(資源を明確に定め)とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。)とを明確にし、それを定めていることという。」	6.1 資源の確保 組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。「(資源を明確に定め)とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。)とを明確にし、それを定めていることという。」	6.1 資源の確保 組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。「(資源を明確に定め)とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。)とを明確にし、それを定めていることという。」	施設間で記載の整合が図られていなかった箇所
168.	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練 (2) c.教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練 (2) c.教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練 (2) c.教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練 (2) c.教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練 (2) c.教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	記載限り
198.	7.2.2 個別業務等要求事項の審査 (4)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	7.2.2 個別業務等要求事項の審査 (4)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	7.2.2 個別業務等要求事項の審査 (4)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	7.2.2 個別業務等要求事項の審査 (4)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	7.2.2 個別業務等要求事項の審査 (4)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	施設間で記載の整合が図られていなかった箇所
248.	7.3.7 設計開発の変更の管理 (3)組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が再処理施設に及ぼす影響の評価(当該再処理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	7.3.7 設計開発の変更の管理 (3)組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が廃棄物管理施設に及ぼす影響の評価(当該廃棄物管理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	7.3.7 設計開発の変更の管理 (3)組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価(当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	7.3.7 設計開発の変更の管理 (3)組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が理施設に及ぼす影響の評価(当該理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	7.3.7 設計開発の変更の管理 (3)組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価(当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。 <b>また、組織は、一次区域及び二次区域</b>	加工施設(MOX)の火災防護に関する規定は、8章 施設管理 17 条 施設管理に関する計画の策定へ記載予定



No.	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	備考
254.	7.4.1 調達プロセス (2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入力し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を定める。「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有する <b>もの者</b> を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。	7.4.1 調達プロセス (2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入力し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を定める。「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有する <b>もの者</b> を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。	7.4.1 調達プロセス (2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入力し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を定める。「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有する <b>もの者</b> を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。	7.4.1 調達プロセス (2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入力し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を定める。「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有する <b>もの者</b> を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。	7.4.1 調達プロセス (2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入力し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を定める。「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有する <b>もの者</b> を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。	施設間で記載の整合が図られていないかつた箇所
255.	7.4.1 調達プロセス (3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	7.4.1 調達プロセス (3) <b>資材部長(他の職位が実施する事項を除く)</b> 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	7.4.1 調達プロセス (3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	7.4.1 調達プロセス (3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	7.4.1 調達プロセス (3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	施設間で記載の整合が図られていないかつた箇所
268.	7.4.2 調達物品等要求事項 (2)組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを定める。	7.4.2 調達物品等要求事項 (2)組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを定める。	7.4.2 調達物品等要求事項 (2)組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において自主検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを定める。	7.4.2 調達物品等要求事項 (2)組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを定める。	7.4.2 調達物品等要求事項 (2)組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを定める。	施設間で記載の整合が図られていないかつた箇所
278.	7.5.1 個別業務の管理 b. 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	7.5.1 個別業務の管理 b. 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	7.5.1 個別業務の管理 b. 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	7.5.1 個別業務の管理 b. 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	7.5.1 個別業務の管理 b. 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	記載限り
295.	7.5.4 組織の外部の者の物品 組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じて、記録を作成し、これを管理する。「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。	7.5.4 組織の外部の者の物品 組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じて、記録を作成し、これを管理する。「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。	7.5.4 組織の外部の者の物品 組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じて、記録を作成し、これを管理する。「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。	7.5.4 組織の外部の者の物品 組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じて、記録を作成し、これを管理する。「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。	7.5.4 組織の外部の者の物品 <b>(4)</b> 組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じて、記録を作成し、これを管理する。「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。	施設間で記載の整合が図られていないかつた箇所
315.	8.2 監視及び測定 8.2.2 内部監査 (1)監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。	8.2 監視及び測定 8.2.2 内部監査 (1)監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。「客観的な評価」するに当たり、 <b>重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、内部監査の対象に關与していない要員に実施させることができる。</b>	8.2 監視及び測定 8.2.2 内部監査 (1)監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。「客観的な評価」するに当たり、 <b>重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、内部監査の対象に關与していない要員に実施させることができる。</b>	8.2 監視及び測定 8.2.2 内部監査 (1)監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。「客観的な評価」するに当たり、 <b>重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、内部監査の対象に關与していない要員に実施させることができる。</b>	8.2 監視及び測定 8.2.2 内部監査 (1)監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。	施設間で記載の整合が図られていないかつた箇所 施設間で記載の整合が図られていないかつた箇所
320.	8.2.4 機器等の検査等 (1)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前	8.2.4 機器等の検査等 (1)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前	8.2.4 機器等の検査等 (1)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前	8.2.4 機器等の検査等 (1)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前	8.2.4 機器等の検査等 (1)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前	施設間で記載の整合が図られていないかつた箇所
337.	8.2.4 機器等の検査等 (1)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前	8.2.4 機器等の検査等 (1)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前	8.2.4 機器等の検査等 (1)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前	8.2.4 機器等の検査等 (1)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前	8.2.4 機器等の検査等 (1)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前	施設間で記載の整合が図られていないかつた箇所

No.	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	備考
	業者検査等又は自主検査等を実施する。 <b>〔自主検査等〕とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のある検証、妥当性確保、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。〕</b>	使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。 <b>〔自主検査等〕とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のある検証、妥当性確保、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。〕</b>	使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。 <b>〔自主検査等〕とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のある検証、妥当性確保、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。〕</b>	自主検査等を実施する。 <b>〔自主検査等〕とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確保、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。〕</b>	使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。 <b>〔自主検査等〕とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のある検証、妥当性確保、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。〕</b>	
345.	8.3 不適合の管理 (2)安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を、「CAP システム要則」に定める。「不適合の処理に係る管理」には、不適合を関連する管理者に報告することを含む。）	8.3 不適合の管理 (2)安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を、「CAP システム要則」に定める。「不適合の処理に係る管理」には、不適合を関連する管理者に報告することを含む。）	8.3 不適合の管理 (2)安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を、「CAP システム要則」に定める。「不適合の処理に係る管理」には、不適合を関連する管理者に報告することを含む。）	8.3 不適合の管理 (2)安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を、「CAP システム要則」に定める。「不適合の処理に係る管理」には、不適合を関連する管理者に報告することを含む。）	8.3 不適合の管理 (2)安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を、「CAP システム要則」に定める。「不適合の処理に係る管理」には、不適合を関連する管理者に報告することを含む。）	施設間で記載の整合が図られていなかった箇所
376.	8.5.2 是正処置等 (3)組織は、「CAP システム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。	8.5.2 是正処置等 (3)組織は、「CAP システム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。	8.5.2 是正処置等 (3)組織は、「CAP システム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。	8.5.2 是正処置等 (3)組織は、「CAP システム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。	8.5.2 是正処置等 (3)組織は、「CAP システム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。	施設間で記載の整合が図られていなかった箇所
378.	8.5.3 未然防止処置 (1)組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じ、次に掲げるところにより、適切な処置を講じること。 (「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)	8.5.3 未然防止処置 (1)組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じ、次に掲げるところにより、適切な処置を講じること。 (「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)	8.5.3 未然防止処置 (1)組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じ、次に掲げるところにより、適切な処置を講じること。 (「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)	8.5.3 未然防止処置 (1)組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じ、次に掲げるところにより、適切な処置を講じること。 (「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)	8.5.3 未然防止処置 (1)組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じ、次に掲げるところにより、適切な処置を講じること。 (「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)	施設間で記載の整合が図られていなかった箇所



表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が決定した社内文書との関係 (第6条4.2関係)

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項	
4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および業務に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項	
		調達室 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長		
		安全・品質本部 原子力安全および業務に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長		
		施設管理部 原子力安全に係る品質マネジメント運用要則	事業部長		
		ハローマンズ指導要則	安全・品質本部長		
		安全文化要則	安全・品質本部長		
		品質目標	安全・品質本部長		
		品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	安全管理要則		
		管理者	自己マネジメント要則		
		組織内部の情報伝達	安全・品質委員会規程		
5.4.1	品質目標	品質・保安規程	安全・品質本部長	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項	
5.4.2. 7.1. 7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	安全管理要則	安全・品質本部長		
5.5.3	管理者	自己マネジメント要則	安全・品質本部長		
5.5.4	組織内部の情報伝達	安全・品質委員会規程	安全・品質本部長		
5.6	マネジメントレビュー	施設施設安全委員会運営要領	事業部長		
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	施設施設安全委員会運営要領	安全・品質本部長		
7.1	個別業務に必要なプロセスの計画	施設施設安全委員会運営要領	事業部長		品質マネジメントシステム計画以外の関連条項
		施設施設安全委員会運営要領	事業部長		
		施設施設安全委員会運営要領	事業部長		
		施設施設安全委員会運営要領	事業部長		
		施設施設安全委員会運営要領	事業部長		
		施設施設安全委員会運営要領	事業部長		
		施設施設安全委員会運営要領	事業部長		
		施設施設安全委員会運営要領	事業部長		
		施設施設安全委員会運営要領	事業部長		
		施設施設安全委員会運営要領	事業部長		
7.3	設計開発	施設施設安全委員会運営要領	事業部長	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項	
		施設施設安全委員会運営要領	事業部長		
		施設施設安全委員会運営要領	事業部長		
		施設施設安全委員会運営要領	事業部長		
		施設施設安全委員会運営要領	事業部長		
		施設施設安全委員会運営要領	事業部長		
		施設施設安全委員会運営要領	事業部長		
		施設施設安全委員会運営要領	事業部長		
		施設施設安全委員会運営要領	事業部長		
		施設施設安全委員会運営要領	事業部長		
7.4	調達	施設施設安全委員会運営要領	事業部長	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項	
		施設施設安全委員会運営要領	事業部長		
		施設施設安全委員会運営要領	事業部長		
		施設施設安全委員会運営要領	事業部長		
		施設施設安全委員会運営要領	事業部長		
8.2.4	機器等の検査等	施設施設安全委員会運営要領	事業部長	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項	
		施設施設安全委員会運営要領	事業部長		
		施設施設安全委員会運営要領	事業部長		
		施設施設安全委員会運営要領	事業部長		
		施設施設安全委員会運営要領	事業部長		
8.3	不適合管理	施設施設安全委員会運営要領	事業部長	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項	
		施設施設安全委員会運営要領	事業部長		
		施設施設安全委員会運営要領	事業部長		
		施設施設安全委員会運営要領	事業部長		
		施設施設安全委員会運営要領	事業部長		
8.5.2	是正処置等	施設施設安全委員会運営要領	事業部長	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項	
		施設施設安全委員会運営要領	事業部長		
		施設施設安全委員会運営要領	事業部長		
		施設施設安全委員会運営要領	事業部長		
		施設施設安全委員会運営要領	事業部長		

表2 品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する社内文書との関係 (第6条4.2関係)

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者
4.2.3	文書の管理	品質保証に係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長
4.2.4	記録の管理		
8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長
8.3	不適合の管理	CAPシステム要則	安全・品質本部長
8.5.2	是正処置等		
8.5.3	未然防止処置		

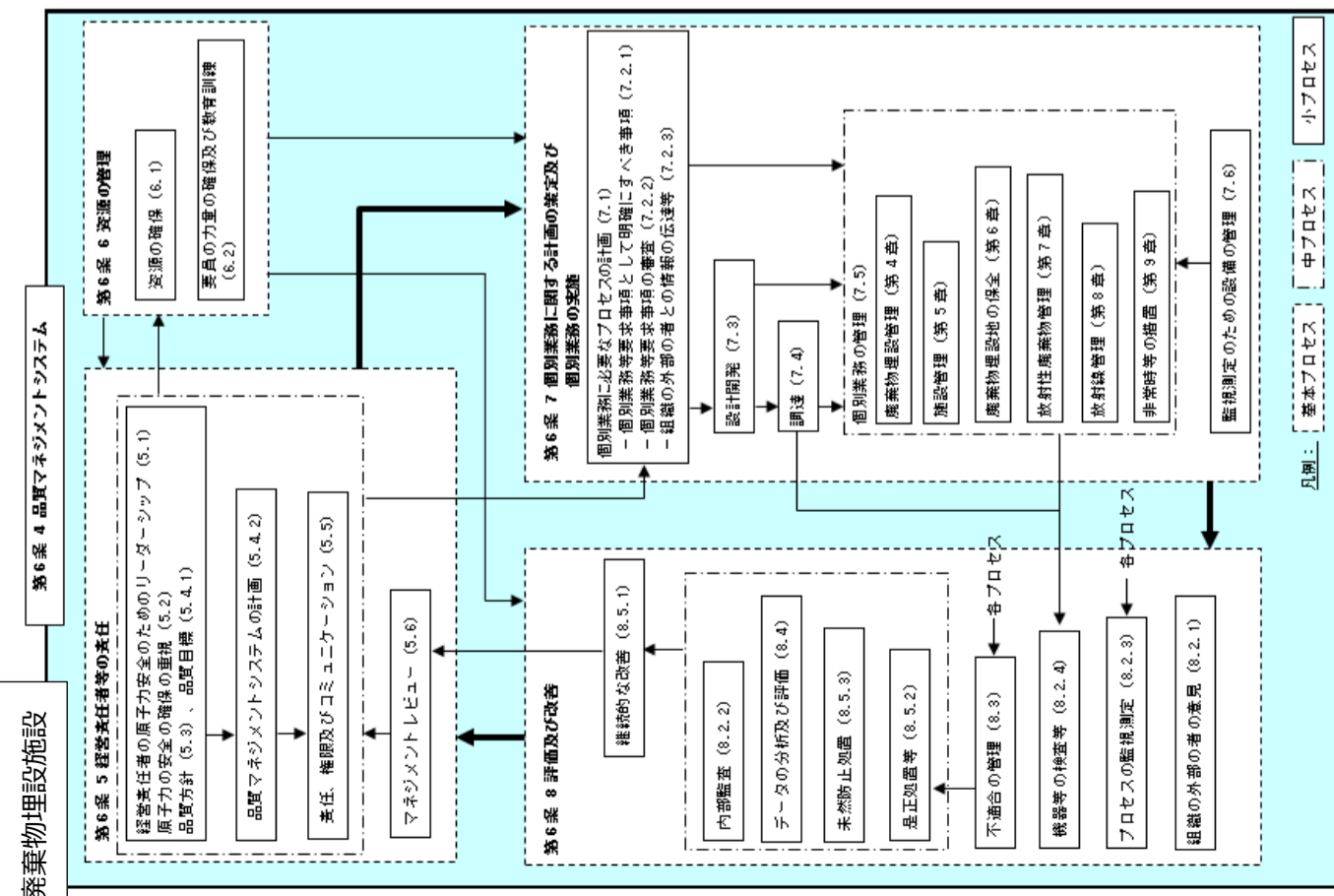


図1 プロセス関連図(第6条4.1関係)

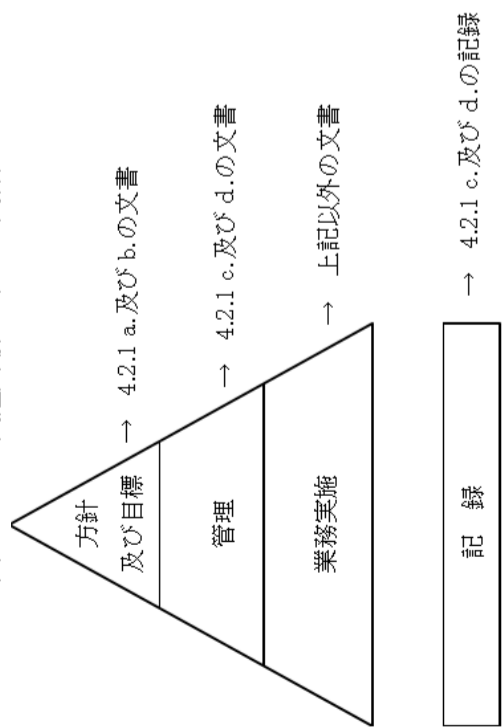


図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図(第6条4.2関係)



品質マネジメントシステム計画関連事項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連事項
4~6	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則 調達室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則 安全・品質本部 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則 燃料製造事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則 品質マネジメントシステム運用要則(要領) パワーマン・品質要領 安全文化要領 品質目標 品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	監査室長 調達室長 安全・品質本部長 事業部長 事業部長 安全・品質本部長 安全・品質本部長 安全・品質本部長 安全・品質本部長 安全・品質本部長	- - - - - - - - -
4.1	保安活動の重要度	自己アセスメント要領	安全・品質本部長	-
4.1.6.2.3	プロセスの監視測定	安全・品質改革委員会規程	安全・品質本部長	第10条
4.1	安全文化	品質・保安規程	安全・品質本部長	第8条
5.4.1	品質目標	品質・保安規程	安全・品質本部長	第9条
5.4.2.7.1.7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	品質・保安規程	安全・品質本部長	第9条
5.5.3	管理者	品質・保安規程	安全・品質本部長	第9条
5.5.4	組織の内部の情報伝達	品質・保安規程	安全・品質本部長	第9条
5.6	マネジメントレビュー	品質・保安規程	安全・品質本部長	第9条
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	品質・保安規程	安全・品質本部長	第9条
7.1	施設管理	品質・保安規程	安全・品質本部長	第11条~第26条
7.3	設計開発	品質・保安規程	安全・品質本部長	第24条
7.4	調達	品質・保安規程	安全・品質本部長	第26条
8.2.4	機器等の検査等	品質・保安規程	安全・品質本部長	第26条
7.6	監視測定のための設備の管理	品質・保安規程	安全・品質本部長	第26条
8.3	不適合の管理	品質・保安規程	安全・品質本部長	第26条
8.5.2	是正処置等	品質・保安規程	安全・品質本部長	第26条

表 5-1 品質マネジメントシステム計画関連事項及び組織が必要と判断した文書との関係

品質マネジメントシステム計画関連事項	項目	文書名	制定者
4.2.3	文書の管理	品質保証に係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長
4.2.4	記録の管理	品質保証に係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長
8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長
8.3	不適合の管理	CAPシステム要則	安全・品質本部長
8.5.2	是正処置等	CAPシステム要則	安全・品質本部長
8.5.3	未然防止処置	CAPシステム要則	安全・品質本部長

表 5-2 品質マネジメントシステム計画関連事項及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する文書との関係

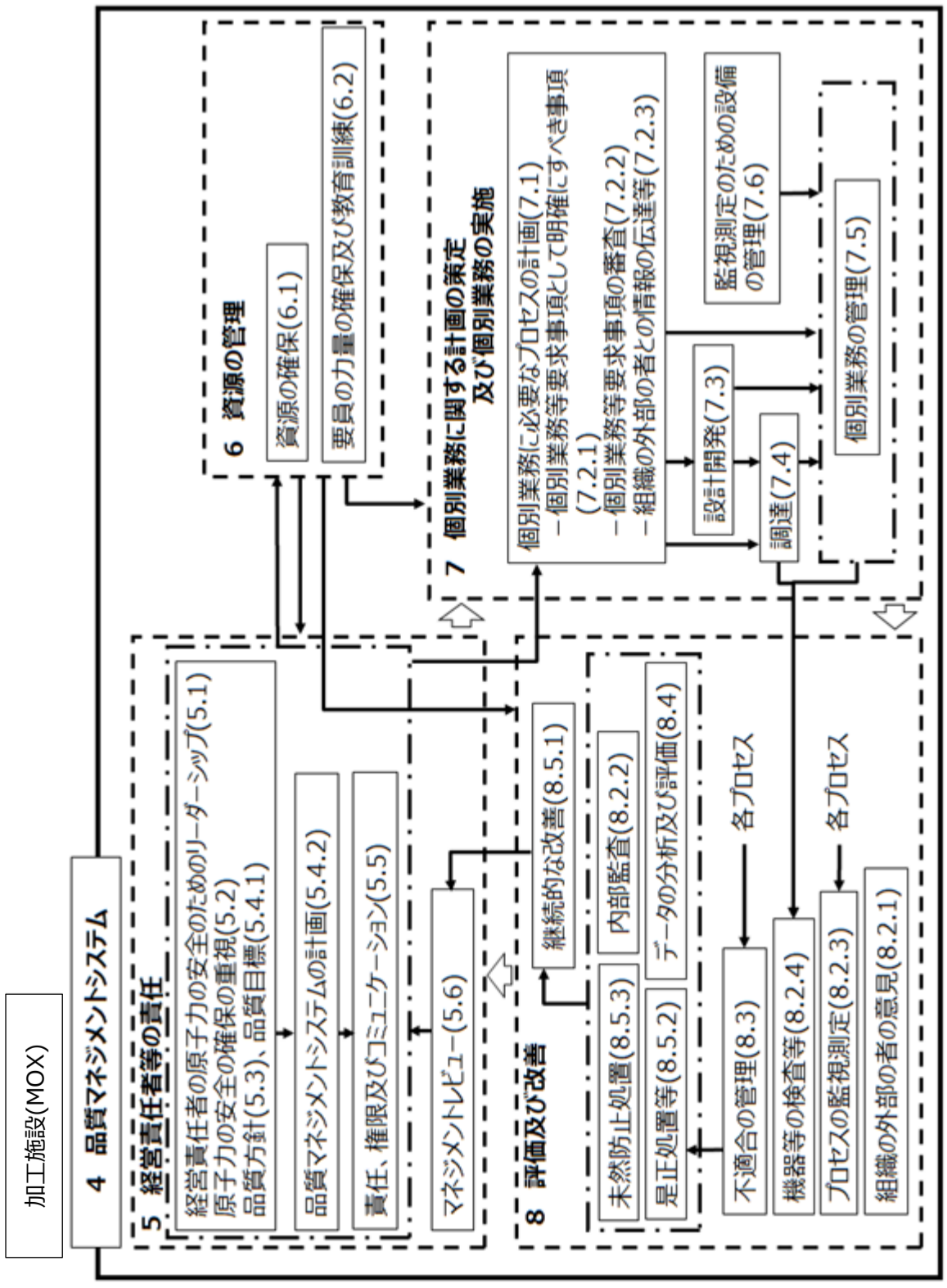


図 5-1 プロセス関連図

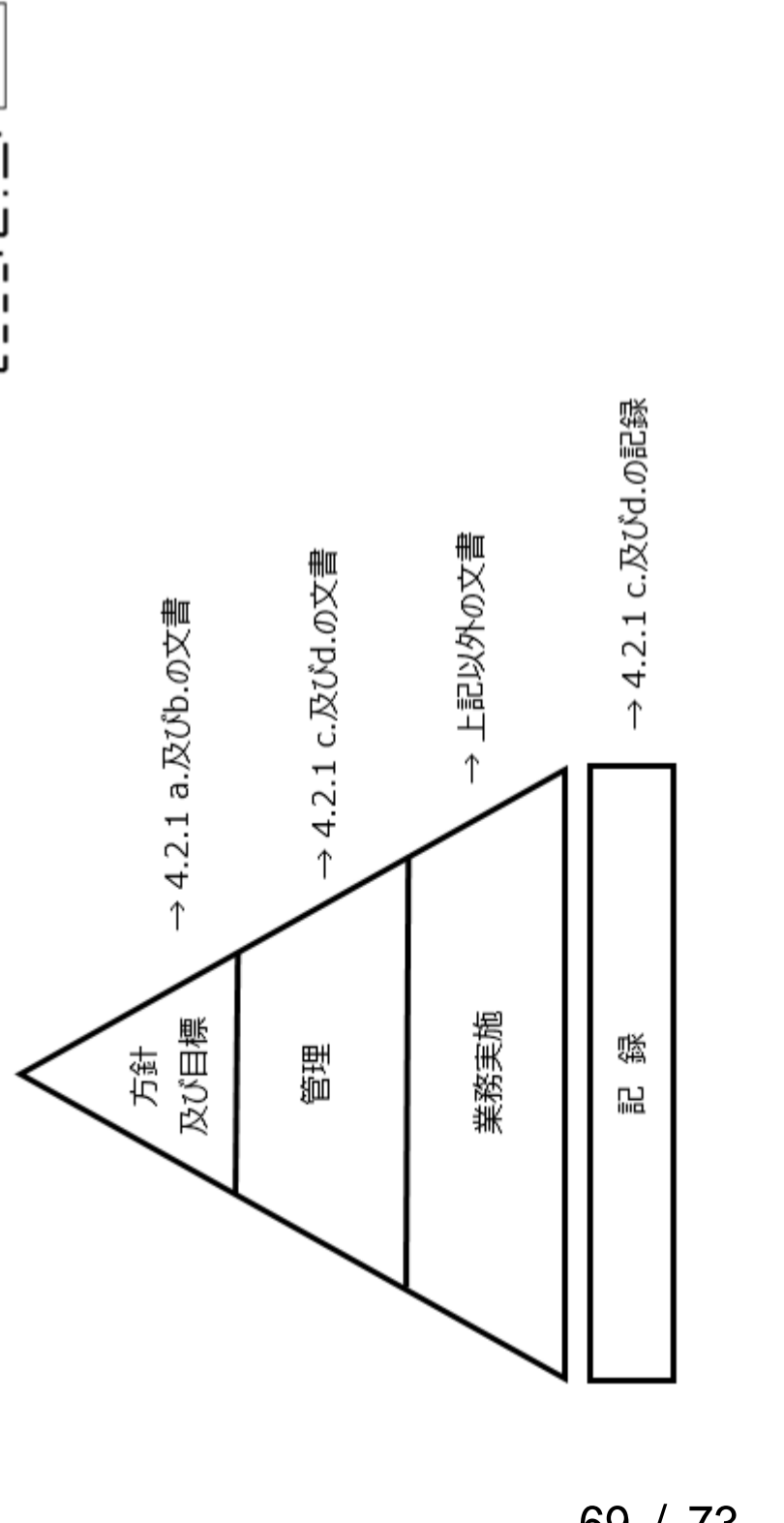


図 5-2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図

## 各施設保安規定の記載整合について

## 1. はじめに

本資料は、現在申請中の再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)、廃棄物埋設施設、加工施設(MOX)保安規定(変更)認可申請に関する審査会合におけるコメントを踏まえ、その対応について説明する資料である。

## 2. 審査会合におけるコメント

保安規定の記載について、施設間の整合を図ること。

## 3. (変更)認可申請した保安規定の状況

以下に示す各施設の保安規定における総則、保安管理体制等の共通的な記載事項について、既認可保安規定の規定内容を変更することなく、記載の整合を図っている。

しかしながら、施設間の記載の整合が不十分な箇所を確認した。

## 【記載整合を図った主な事項】

## (1) 総則

- ① 目的
- ② 規定の遵守
- ③ 関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上
- ④ 事業者対応方針等の履行

## (2) 保安

- ① 職務
- ② 核燃料取扱主任者/廃棄物取扱主任者の選任
- ③ 核燃料取扱主任者/廃棄物取扱主任者の職務
- ④ 品質・保安会議の審議事項、構成等
- ⑤ 安全委員会の審議事項、構成等
- (3) 施設の操作等の章における個別業務に係る PDCA

## 4. 対応方針

今回記載の整合を図った事項について、条構成を含め記載の整合を図った上で、保安規定(変更)認可申請の補正を行う。

また、各施設の保安規定における誤記等についても修正し、保安規定(変更)認可申請の補正を行う。  
補正内容の例を別紙に示す。

以上



赤字は変更認可申請時における変更箇所を示す。  
青字は今後補正予定箇所を示す。

各施設 保安規定の記載整合補正例 (品質マネジメントシステム計画以外)

No.	再処理施設 第2章 保安管理体制 (核燃料取扱主任者の選任) 第18条 再処理施設における核燃料物質又は核燃料物質 によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)の取 扱いに関して保安の監督を行わせるため、再処理事業所に 核燃料取扱主任者及び核燃料取扱主任者が職務を遂行で きない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。 2 核燃料取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免 状を有する者のうち、 <u>核燃料物質の取扱いの業務に従事し た期間が3年以上の者</u> から社長が選任する。 3 核燃料取扱主任者は、第17条に定める保安に係る業務 を行う職位を兼務しない。	廃棄物管理施設 第2章 保安管理体制 (核燃料取扱主任者の選任) 第6条 廃棄物管理施設における核燃料物質等の取扱いに 関して保安の監督を行わせるため、再処理事業所に廃棄物 取扱主任者及び廃棄物取扱主任者が職務を遂行できない 場合に当該職務を代行できる代行者を置く。 2 廃棄物取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免 状又は原子炉主任技術者免状を有する者のうちから社長が 選任する。 3 廃棄物取扱主任者は、第5条に定める保安に関する職務 を兼務しない。	加工施設(濃縮) 第3章 保安管理体制 (核燃料取扱主任者の選任) 第9条 <u>加工施設における核燃料物質等の取扱い</u> に関して 保安の監督を行わせるため、 <u>濃縮・理設事業所</u> に核燃料取 扱主任者及び核燃料取扱主任者が職務を遂行できない場 合に当該職務を代行できる代行者を置く。 2 核燃料取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免 状を有する者のうち、核燃料物質の取扱いの業務に従事し た期間が3年以上の者から社長が選任する。 3 核燃料取扱主任者は、 <u>第8条</u> に定める保安に関する職 務を兼務しない。	廃棄物理設施設 第3章 保安管理体制 (廃棄物取扱主任者の選任) 第9条 埋設施設における核燃料物質等の取扱いに関して 保安の監督を行わせるため、濃縮・理設事業所に廃棄物取 扱主任者及び廃棄物取扱主任者が職務を遂行できない場 合に当該職務を代行できる代行者を置く。 2 廃棄物取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免 状又は原子炉主任技術者免状を有する者のうちから社長が 選任する。 3 廃棄物取扱主任者は、 <u>第8条</u> に定める保安に関する職務 を兼務しない。	加工施設(MOX) 第3章 保安管理体制 (核燃料取扱主任者の選任) 第11条 加工施設における核燃料物質又は核燃料物質に よって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)の取扱 いに関して保安の監督を行わせるため、再処理事業所に核 燃料取扱主任者及び核燃料取扱主任者が職務を遂行でき ない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。 2 核燃料取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免 状を有する者のうち、核燃料物質の取扱いの業務に従事し た期間が3年以上の者から社長が選任する。 3 核燃料取扱主任者は、第10条に定める保安に係る業務 を行う職位を兼務しない。
1	<p>(核燃料取扱主任者の選任) 第18条 再処理施設における核燃料物質又は核燃料物質 によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)の取 扱いに関して保安の監督を行わせるため、再処理事業所に 核燃料取扱主任者及び核燃料取扱主任者が職務を遂行で きない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。 2 核燃料取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免 状を有する者のうち、<u>核燃料物質の取扱いの業務に従事し た期間が3年以上の者</u>から社長が選任する。 3 核燃料取扱主任者は、第17条に定める保安に係る業務 を行う職位を兼務しない。</p>	<p>(廃棄物取扱主任者の選任) 第6条 廃棄物管理施設における核燃料物質等の取扱いに 関して保安の監督を行わせるため、再処理事業所に廃棄物 取扱主任者及び廃棄物取扱主任者が職務を遂行できない 場合に当該職務を代行できる代行者を置く。 2 廃棄物取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免 状又は原子炉主任技術者免状を有する者のうちから社長が 選任する。 3 廃棄物取扱主任者は、第5条に定める保安に関する職務 を兼務しない。</p>	<p>(核燃料取扱主任者の選任) 第9条 <u>加工施設における核燃料物質等の取扱い</u>に関して 保安の監督を行わせるため、<u>濃縮・理設事業所</u>に核燃料取 扱主任者及び核燃料取扱主任者が職務を遂行できない場 合に当該職務を代行できる代行者を置く。 2 核燃料取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免 状を有する者のうち、核燃料物質の取扱いの業務に従事し た期間が3年以上の者から社長が選任する。 3 核燃料取扱主任者は、<u>第8条</u>に定める保安に関する職 務を兼務しない。</p>	<p>(廃棄物取扱主任者の選任) 第9条 埋設施設における核燃料物質等の取扱いに関して 保安の監督を行わせるため、濃縮・理設事業所に廃棄物取 扱主任者及び廃棄物取扱主任者が職務を遂行できない場 合に当該職務を代行できる代行者を置く。 2 廃棄物取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免 状又は原子炉主任技術者免状を有する者のうちから社長が 選任する。 3 廃棄物取扱主任者は、<u>第8条</u>に定める保安に関する職務 を兼務しない。</p>	<p>(核燃料取扱主任者の選任) 第11条 加工施設における核燃料物質又は核燃料物質に よって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)の取扱 いに関して保安の監督を行わせるため、再処理事業所に核 燃料取扱主任者及び核燃料取扱主任者が職務を遂行でき ない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。 2 核燃料取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免 状を有する者のうち、核燃料物質の取扱いの業務に従事し た期間が3年以上の者から社長が選任する。 3 核燃料取扱主任者は、第10条に定める保安に係る業務 を行う職位を兼務しない。</p>
2	<p>(核燃料取扱主任者の職務等) 第19条 核燃料取扱主任者は、次に掲げる職務を誠実に 行う。 (1) <u>保安上必要な場合は、社長、事業部長及び技術本部 長に意見を具申すること。</u> (2) <u>保安上必要な場合は、核燃料物質等の取扱いに従事 する者へ指示すること。</u> (3) <u>第76条に定める作業実施計画(第5条 7.3 適用の対象 と判断した工事に係るものを除く。)</u>について、その内容が保 安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(4) 法に基づく報告を確認すること。 (5) <u>再処理施設の事業変更許可、設計及び工事の計画の認 認可並びにこの規定の変更認可に係る申請の要否を確認 すること。</u></p>	<p>(核燃料取扱主任者の職務等) 第7条 廃棄物取扱主任者は、次に掲げる職務を誠実に 行う。 (1) 保安上必要な場合は、社長、事業部長及び技術本部 長に意見を具申すること。 (2) 保安上必要な場合は、核燃料物質等の取扱いに従事 する者へ指示すること。 (3) 法に基づく報告を確認すること。 (4) 法に基づく報告を確認すること。 (5) 加工施設の変更許可、設計及び工事の計画の要否を 確認すること。 (7) 前号の申請について、その内容を確認すること。</p>	<p>(核燃料取扱主任者の職務等) 第10条 核燃料取扱主任者は、次に掲げる職務を誠実に 行う。 (1) 保安上必要な場合は、社長及び事業部長に対し意見 を具申すること。 (2) 保安上必要な場合は、核燃料物質等の取扱いに従事 する者へ指示すること。 (3) 第16条第1項に定める廃棄物理設計画、<u>第24条に定 める施設管理実施計画</u>、第31条第3項に定める調査計画、 第32条第2項に定める修復計画、<u>第68条第1項に定める 保安教育実施計画及び第70条第1項に定める定期的な評 価の計画</u>について、その内容が保安上妥当であることを確 認すること。</p> <p>(4) 法に基づく報告を確認すること。 (5) 埋設施設の事業変更許可、理設施設等に係る廃棄物理 設に関する確認及びこの規定の変更認可に係る申請の要 否を確認すること。 (6) 前号の申請について、その内容を確認すること。 (7) <u>第25条に定める施設管理実施計画の評価</u>が保 安上妥当であることを確認すること。 (8) 第70条に定める定期的な評価の内容が保安上妥当で あることを確認すること。 (9) 第71条に示す記録を確認すること。 (10) 核燃料物質等の取扱いに係る手順書の制定及び改廃 において、その内容が保安上妥当であることを確認するこ と。</p>	<p>(核燃料取扱主任者の職務等) 第10条 廃棄物取扱主任者は、次に掲げる職務を誠実に 行う。 (1) 保安上必要な場合は、社長及び事業部長に対し意見 を具申すること。 (2) 保安上必要な場合は、核燃料物質等の取扱いに従事 する者へ指示すること。 (3) 第16条第1項に定める廃棄物理設計画、<u>第24条に定 める施設管理実施計画</u>、第31条第3項に定める調査計画、 第32条第2項に定める修復計画、<u>第68条第1項に定める 保安教育実施計画及び第70条第1項に定める定期的な評 価の計画</u>について、その内容が保安上妥当であることを確 認すること。</p> <p>(4) 法に基づく報告を確認すること。 (5) 埋設施設の事業変更許可、理設施設等に係る廃棄物理 設に関する確認及びこの規定の変更認可に係る申請の要 否を確認すること。 (6) 前号の申請について、その内容を確認すること。 (7) <u>第25条に定める施設管理実施計画の評価</u>が保 安上妥当であることを確認すること。 (8) 第70条に定める定期的な評価の内容が保安上妥当で あることを確認すること。 (9) 第71条に示す記録を確認すること。 (10) 核燃料物質等の取扱いに係る手順書の制定及び改廃 において、その内容が保安上妥当であることを確認するこ と。</p>	<p>(核燃料取扱主任者の職務等) 第12条 核燃料取扱主任者は、次に掲げる職務を誠実に 行う。 (1) 保安上必要な場合は、社長、事業部長に意見を具申す ること。 (2) 保安上必要な場合は、保安活動に従事する者へ指示す ること。 (3) 法に基づく報告を確認すること。 (4) 加工施設の変更許可、設計及び工事の計画の認 認可並びにこの規定の変更認可に係る申請の要否を確認す ること。 (5) 第72条に示す記録を確認すること。 (6) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p>
3	<p>(核燃料取扱主任者の選任) 第18条 再処理施設における核燃料物質又は核燃料物質 によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)の取 扱いに関して保安の監督を行わせるため、再処理事業所に 核燃料取扱主任者及び核燃料取扱主任者が職務を遂行で きない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。 2 核燃料取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免 状を有する者のうち、<u>核燃料物質の取扱いの業務に従事し た期間が3年以上の者</u>から社長が選任する。 3 核燃料取扱主任者は、第17条に定める保安に係る業務 を行う職位を兼務しない。</p>	<p>(廃棄物取扱主任者の選任) 第6条 廃棄物管理施設における核燃料物質等の取扱いに 関して保安の監督を行わせるため、再処理事業所に廃棄物 取扱主任者及び廃棄物取扱主任者が職務を遂行できない 場合に当該職務を代行できる代行者を置く。 2 廃棄物取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免 状又は原子炉主任技術者免状を有する者のうちから社長が 選任する。 3 廃棄物取扱主任者は、第5条に定める保安に関する職務 を兼務しない。</p>	<p>(核燃料取扱主任者の選任) 第9条 <u>加工施設における核燃料物質等の取扱い</u>に関して 保安の監督を行わせるため、<u>濃縮・理設事業所</u>に核燃料取 扱主任者及び核燃料取扱主任者が職務を遂行できない場 合に当該職務を代行できる代行者を置く。 2 核燃料取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免 状を有する者のうち、核燃料物質の取扱いの業務に従事し た期間が3年以上の者から社長が選任する。 3 核燃料取扱主任者は、<u>第8条</u>に定める保安に関する職 務を兼務しない。</p>	<p>(廃棄物取扱主任者の選任) 第9条 埋設施設における核燃料物質等の取扱いに関して 保安の監督を行わせるため、濃縮・理設事業所に廃棄物取 扱主任者及び廃棄物取扱主任者が職務を遂行できない場 合に当該職務を代行できる代行者を置く。 2 廃棄物取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免 状又は原子炉主任技術者免状を有する者のうちから社長が 選任する。 3 廃棄物取扱主任者は、<u>第8条</u>に定める保安に関する職務 を兼務しない。</p>	<p>(核燃料取扱主任者の選任) 第11条 加工施設における核燃料物質又は核燃料物質に よって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)の取扱 いに関して保安の監督を行わせるため、再処理事業所に核 燃料取扱主任者及び核燃料取扱主任者が職務を遂行でき ない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。 2 核燃料取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免 状を有する者のうち、核燃料物質の取扱いの業務に従事し た期間が3年以上の者から社長が選任する。 3 核燃料取扱主任者は、第10条に定める保安に係る業務 を行う職位を兼務しない。</p>







No.	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)
	掲げる文書のうち、事業部長が定める規定 (6) 第79条に基づき再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づき長期施設管理方針 (7) 第124条第1項に基づき定期的な評価の結果 (8) その他事業部長又は技術本部長が必要と認める事項 2 再処理安全委員会は、事業部長が任命する委員長、核燃料取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。 3 再処理安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。 (1) 委員会は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(核燃料取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。 (2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。	(7) 第59条に基づき定期的な評価の結果 (8) その他事業部長又は技術本部長が必要と認める事項 2 貯蔵管理安全委員会は、事業部長が任命する委員長、核燃料取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。 3 貯蔵管理安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。 (1) 委員会は、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(廃棄物取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。 (2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。 (3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があるり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。 (4) 委員長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。 4 委員長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を、審議事項に係る業務を統括する事業部長又は技術本部長に報告する。 5 事業部長及び技術本部長は、前項の報告を尊重するとともに、事業部長は第1項第2号の規定を定める。	(6) 第41条に基づき加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画及び第89条に基づき加工施設の定期的な評価の実施計画 (9) その他事業部長が必要と認める事項 2 濃縮安全委員会は、事業部長が任命する委員長、核燃料取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。 3 濃縮安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。 (1) 委員会は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(核燃料取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。 (2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名した者が委員長の職務を代行する。 (3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があるり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。 4 委員長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。 5 委員長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を事業部長に報告する。 6 事業部長は、前項の報告を尊重する。	(8) その他事業部長が必要と認める事項 2 埋設施設安全委員会は、事業部長が任命する委員長、廃棄物取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。 3 埋設施設安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。 (1) 委員会は、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(廃棄物取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。 (2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。 (3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があるり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。 (4) 委員長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。 4 委員長は、審議結果及び廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を事業部長に報告する。 5 事業部長は、前項の報告を尊重するとともに、第1項第2号の規定を定める。	(7) その他事業部長が必要と認める事項 2 燃料製造安全委員会は、事業部長が任命する委員長、核燃料取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。 3 燃料製造安全委員会の運営は、各号によるものとする。 (1) 委員会は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(核燃料取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。 (2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名するしるものが委員長の職務を代行する。 (9) 委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者を出席させることができる。 (3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があるり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。 4 委員長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。 5 委員長は、審議結果を事業部長に報告する。 6 事業部長は、前項の報告を尊重する。